

令和4年度防衛省行政事業レビュー 外部有識者会合

令和4年5月16日

防衛省行政事業レビュー推進チーム

令和4年度防衛省行政事業レビュー外部有識者会合

議事次第

1. 日 時 令和4年5月16日（月） 1030～1200

2. 場 所 対面会議（D棟3階第1庁議室）

3. 議 事

（1）開会

（2）参加外部有識者について

（3）公開プロセスの実施について

（4）公開プロセス対象事業の選定について

（5）開会

<配布資料>

資料1 外部有識者会合委員名簿

資料2 公開プロセスの実施について

資料3 行政事業レビュー公開プロセス対象候補事業リスト

資料4 公開プロセス対象事業の選定（3事業）の進め方について

資料5 概要資料

資料6 論点等整理資料

資料7 レビューシート

資料8 ロジックモデル

参考資料1 行政事業レビュー実施要領

参考資料2 行政事業レビュー公開プロセス実施上の留意点について

**令和4年度の防衛省行政事業レビュー外部有識者会合
議事進行**

No.	時 間	所 要 (分)	内 容	発 言 者
1	1030	1	開会の挨拶	大坪総括 会計専門官
2	1031	2	参加外部有識者について（資料1）	
3	1033	3	公開プロセスの実施について（資料2）	
4	1036	4	公開プロセス対象候補事業リスト及び 公開プロセス対象事業の選定の進め方 について（資料3, 4）	
5	1040	80	公開プロセス対象事業の選定について	担当課
6	1159	1	閉 会	

令和4年度防衛省行政事業レビュー外部有識者会合 委員名簿

(五十音順、敬称略)

○内閣官房行政改革推進本部事務局選定 外部有識者

おおや たけひろ
大屋 雄裕 慶應義塾大学法学部 教授

つかはら つきこ
塚原 月子 株式会社カレイディスト 代表取締役

よしだ まこと
吉田 誠 関西国際大学国際コミュニケーション学部 教授

○防衛省選定 外部有識者

かばや りょういち
蒲谷 亮一 元横須賀市長

はやし けいこ
林 敬子 林敬子公認会計士事務所

やまや きよし
山谷 清志 同志社大学大学院政策学部 教授 (書面方式)

公開プロセスの実施について

1. 日 時：令和4年6月28日（火） 1300～1630予定
2. 場 所：対面会議（D棟3階第1庁議室）
3. 対象事業：3事業を予定

※公開プロセスに関する詳細につきましては、「行政事業レビュー実施要領」をご参照
願います。

4. 参加者：

（1）外部有識者

○防衛省選任

- ・ 蒲谷 亮一 元横須賀市長
- ・ 林 敬子 林敬子公認会計士事務所
- ・ 山谷 清志 同志社大学大学院政策学部 教授

○内閣官房行政改革推進本部事務局選任

- ・ 大屋 雄裕 慶應義塾大学法学部 教授
- ・ 塚原 月子 株式会社カレイディスト 代表取締役
- ・ 吉田 誠 関西国際大学国際コミュニケーション学部 教授

（2）防衛省行政事業レビュー推進チーム等

- ・ 川嶋大臣官房審議官（統括責任者代理）
- ・ 西村会計課長（進行役：副統括責任者）
- ・ 各事業原課等（説明者）

5. 今後の予定

- | | | |
|-----------|----------|------------|
| 5月下旬～6月上旬 | 事前勉強会 | ※細部日程は今後調整 |
| 6月上旬～中旬 | 現地ヒアリング | ※細部日程は今後調整 |
| 6月28日 | 公開プロセス当日 | |

令和4年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

(単位:百万円)

府省名	防衛省	公開プロセス開催日			6月28日			
事業番号	事業名	令和3年度 補正後予算額	令和4年度 当初予算額	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
0112	南西地域への陸自警備部隊等の配置に伴う施設整備	21,940	24,470	ア	自衛隊配置の空白地域となっている島嶼部への平素からの部隊配備は極めて重要との考えの下、南西地域の防衛体制の強化のため、陸自警備部隊等の配備を目的とした施設の整備	事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの	・離島における施設整備に関するこれまでの取組及び今後の方向性 ・入札の競争性を確保する取組の状況について	
0283	民生安定助成事業	35,543	36,676	イ	防衛施設の設置・運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動の阻害が認められる場合において、その障害を緩和するため、地方公共団体が行う施設の整備等に対して助成を行うものである。	長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの	・例年、予算額の一部を繰越していることから、効率的な予算要求及び予算執行に努めるべきではないか。 ・周辺地域住民の生活の安定及び福祉の向上としての施策であり、その事業効果について周知を図るため、周知方法について改善すべきではないか。	
03-0007	12式地对艦誘導弾能力向上型	0	98	ア	島嶼部を含む我が国への侵攻を試みる艦艇等に対して、脅威圏の外からの対処を行うためのスタンド・オフ防衛能力の強化のため、多様なプラットフォームからの運用を前提とした12式地对艦誘導弾能力向上型の開発を行う。	事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの	・本件のような政策の優先度の高い事業については、官民ともに可能な限り事業の実施にマンパワーを集中するため、年度当初での契約を恒常化し、契約履行期間を最大限確保していく必要があるのではないかと。	
0073	主機等オーバーホール	11,059	13,004	ア	信頼性確保のため、規定の運転時間に達して艦艇から陸揚げされた主機等(推進用及び発電用原動機)のオーバーホール(分解、検査、修理、組立)を実施するものである。	事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの	・現行のガスタービン機関のオーバーホール間隔の更なる延伸について ・海外製造元から輸入している一部部品の供給が遅延又はストップするリスク及び価格高騰が進行するリスクの局限について ・業務量が非常に膨大かつ煩雑であるため、行政コスト(業務量)の低減について	
0049	施設車両整備費	298	298	イ	航空自衛隊が保有する施設車両の整備(定期検査及び故障等修理)の実施に必要な部品及び役務を調達する。	長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの	・施設車両の特殊性と長期使用により、整備や部品の調達が可能で企業に限定され、調達に際し一般競争入札の場合でも一者応札が多い状況が続いているため、調達業務の効率化の観点から随意契約(公募)の活用を含め、適切な契約方式の検討が必要。	
0114	T700エンジンの整備	441	0	ア	SH-60Jの用途廃止に伴い、T700-401Cエンジンから再利用可能な部品を取り外し、官給することで、効率的にSH-60K用T700-IHI-401C2エンジンを整備するもの。	事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの	・コスト低減効果の確認 ・事業の継続性 ・可動率の向上及び維持整備費の低減の取り組み	

公開プロセス対象事業の選定（3事業）の進め方について

1. 進行時程

No.	時間	所要 (分)	内 容	発言者
1	1040	5	南西地域への陸自警備部隊等の配置に伴う施設整備	担当課
2	1045	5	民生安定助成事業	
3	1050	5	12式地对艦誘導弾能力向上型	
4	1055	5	主機等オーバーホール	
5	1100	5	施設車両整備費	
6	1105	5	T700エンジンの整備	
7	1110	30	質疑応答	外部有識者 担当課
8	1140	10	各有識者から候補事業の選定	大坪総括 会計専門官
9	1150	9	とりまとめ役から3事業を選定	座長

(参考) 担当課

- NO. 1 : 整備計画局施設計画課、施設整備官
- NO. 2 : 地方協力局地域社会協力総括課
- NO. 3 : 防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官 (誘導武器・統合装備担当)
- NO. 4 : 防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官 (艦船担当)
- NO. 5 : 防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官 (宇宙・地上装備担当)
- NO. 6 : 防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官 (航空機担当)

概要資料

目 次

①南西地域への陸自警備部隊等の配置に伴う施設整備	・ ・ ・ ・ ・	1
②民生安定助成事業	・ ・ ・ ・ ・	3
③12式地对艦誘導弾能力向上型	・ ・ ・ ・ ・	5
④主機等オーバーホール	・ ・ ・ ・ ・	7
⑤施設車両整備費	・ ・ ・ ・ ・	9
⑥T700エンジンの整備	・ ・ ・ ・ ・	11

南西地域への陸自警備部隊等の配置に伴う施設整備

1. 概要

- 自衛隊配置の空白地域となっている島嶼部への平素からの部隊配備は極めて重要との考えの下、南西地域の防衛体制の強化のため、陸自警備部隊等の配備を目的とした施設の整備。
- 南西地域への陸自部隊配備は、与那国島への沿岸監視部隊等、奄美大島、宮古島及び石垣島への警備部隊等の配備を行うものであり、駐屯地等を新設するため、隊庁舎、整備場、福利厚生施設、火薬庫、覆道射場などの施設整備を行っている。



2. 論点

- ① 離島における施設整備に関するこれまでの取組及び今後の方向性
- ② 入札の競争性を確保する取組の状況について

施設整備に関する取組

1. 離島における施設整備に関するこれまでの取組

整備対象地区における離島特有の厳しい条件下においても適正かつ円滑な事業推進を実現すべく各種取り組みを実施。

(1) 建設現場における取組

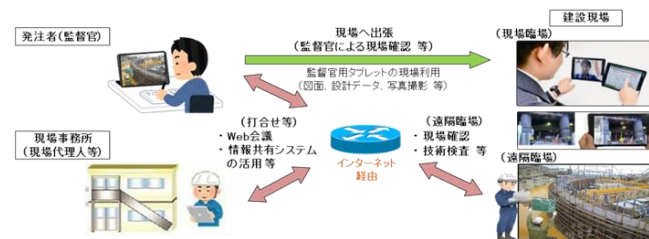
揚重クレーンを1台あたりの能力が大きいものに見直し、台数を減らすとともに、杭打重機の台数は、通常1現場当たり1台のところ3台に増設するほか、各種工法（基礎工法など）の変更などを行う。

(2) 適切な離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用の積算

労働者の確保の実施を反映した工事費を算定し、限られた期間での適切な施設整備を確実に実施。

(3) 情報共有システム及び局監督官用タブレットの活用、建設現場における遠隔臨場の試行

【局監督官用タブレットのイメージ】

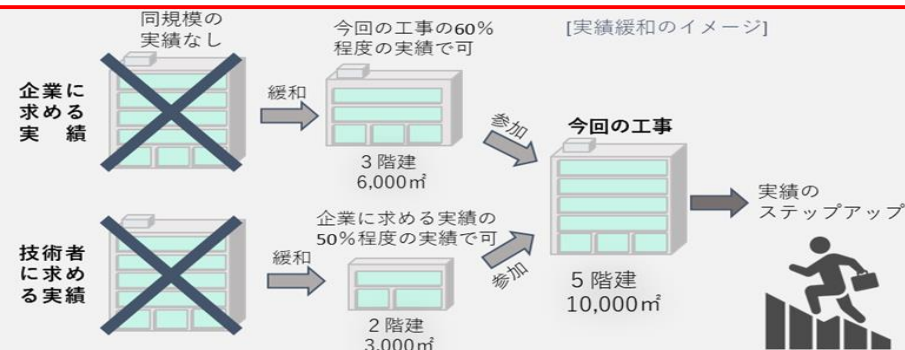


2. 入札の競争性を確保する取組の状況

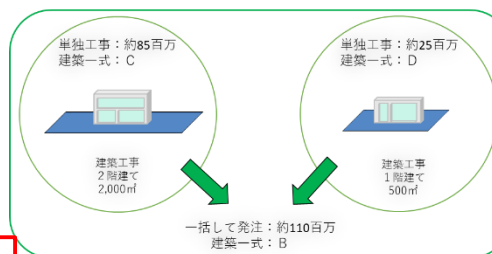
(1) 工事の大型化や分離など発注ロットの検討

発注規模は、複数の工事対象を一括して発注することで大型化するなどを検討する一方、工事内容等を勘案し可能な限り建設業法に基づく職種毎に分離発注するとともに、土木工事は、発注規模の分割を検討するなど、参入業者ランク毎の業者数を勘案し、競争性が確保された発注ロットを決定。

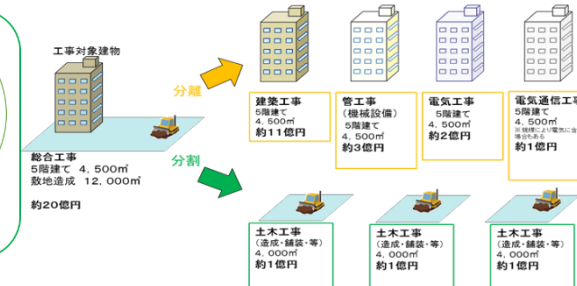
(2) 参入業者ランクの拡大等や競争参加資格の緩和



【大型化のイメージ】



【分離・分割発注のイメージ】



(3) 一括審査方式の採用

入札公告等が同一日となる複数の工事において、目的・内容が同種で、総合評価落札方式により求める技術力審査・評価の項目が同じであり、かつ、予定価格が同程度となる工事等を一つのグループとして審査を行う一括審査方式を採用。

民生安定助成事業

1. 概要

防衛施設の設置・運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動の阻害が認められる場合において、その障害を緩和するため、地方公共団体が行う施設の整備等に対して助成を行うものである。また、放送受信料の半額相当について助成を行う放送受信障害や、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者等を対象に、住宅防音工事により設置した空調機器の夏場の使用に伴う電力量料金等についての助成も行っている。

【補助事業の整備事例】

(避難施設)



【コミュニティ供用施設】



【公園】

(消防施設)



【消防ポンプ自動車】

(ごみ処理施設)



【ごみ処理施設】

(農業用施設)



【乾燥調整貯蔵施設】

(漁業用施設)



【冷凍冷蔵施設(外観)】



【冷凍冷蔵施設(内観)】

2. 論点

- ① 例年、予算額の一部を繰越していることから、効率的な予算要求及び予算執行に努めるべきではないか。
- ② 周辺地域住民の生活の安定及び福祉の向上としての施策であり、その事業効果について周知を図るため、周知方法について改善すべきではないか。

3. 民生安定助成事業の繰越額推移（歳出ベース）

入札不調、低入札調査、災害対応、用地買収に係る調整の難航等、事前に予測ができない事態が発生した場合は、やむを得ず次年度へ予算を繰越の上、事業を実施している。

(単位：百万円)

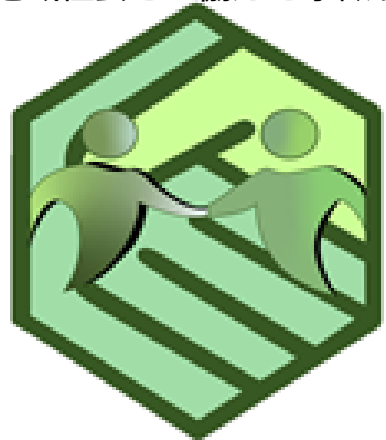
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
5,929	7,796	7,844	(集計中)

4. 周辺地域住民の生活の安定及び福祉の向上としての施策

- これまで、地方公共団体の協力を得て、補助事業で整備した施設等に事業名の掲示のほか、地方公共団体及び各地方防衛局が発行する広報誌又はホームページにより周知を実施しており、また、事業完了後に施設の利用者等に対しアンケートを実施し、周知を図るとともに障害の緩和についての効果を確認。
- さらに、地域住民等に対して補助金等が防衛施設の安定的な運用に寄与することを目的としていることの理解を更に促すため、令和3年7月に「防衛省と地域社会との協力を象徴するエンブレム」を選定、同年11月にその運用通達を制定し、補助事業者には補助事業で整備した施設等へエンブレムの掲示を依頼するなど、事業効果について周知を図るための取り組みを推進している。
- エンブレムについては、これまで補助事業で整備した公園や体育館など10施設（令和3年度末時点）に掲示している。引き続き、地方公共団体の協力を得ながら、補助事業で整備した施設等へのエンブレムの掲示など、周知に係る取組を推進してまいりたいと考えている。

【防衛省と地域社会との協力を象徴するエンブレム】

【エンブレム掲示事例（群馬県高崎市 体育館）】



1 2式地对艦誘導弾能力向上型

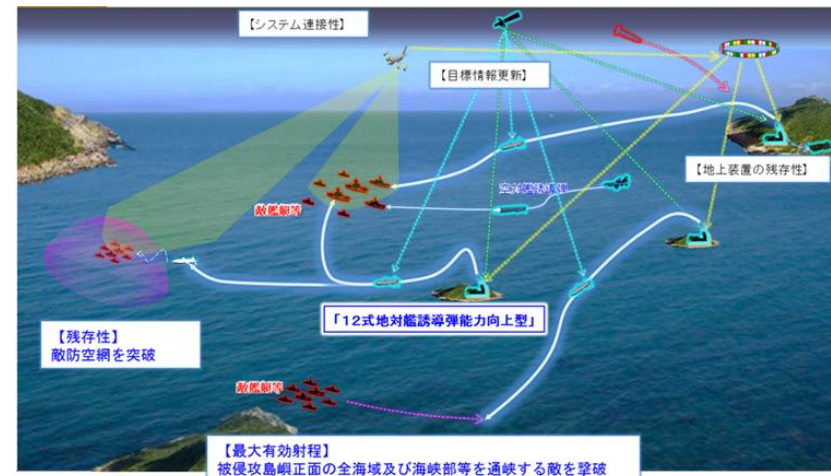
1. 事業概要

本事業は、着上陸侵攻事態（本土及び島嶼）に際して相手の脅威圏外である遠方から火力を発揮して、我が国への侵攻を試みる艦艇等に対して、脅威圏の外から対処を行うためのスタンダード・オブ防衛能力を迅速かつ柔軟に強化していくことを目的として対艦誘導弾の開発を行うものであり、早期に抑止力を確保する観点から、12式地对艦誘導弾（改）等の既存の開発成果を活用することで迅速かつ短期間で開発する計画である。

また、多様なプラットフォームに対応できる拡張性を確保し、各自衛隊をまたいだ装備品の標準化・共通化を図るものである。

本事業は、地発型が令和3年度から、艦発型及び空発型の開発が、令和4年度からそれぞれ本格的に開始されており、地発型については7年度まで、艦発型が8年度まで、空発型が10年度まで実施される予定である。

一方、令和4年度には、主に艦発型及び空発型の試作に速やかに着手するため、契約を本年4月1日に締結したところである。



【運用構想図】

年度 (令和)	3	4	5	6	7	8	9	10
実施内容		試作（その1）						
		試作（その2）						
					検討中			

【現在の契約状況】

2. 論点

- ① 本件のような政策の優先度の高い事業については、官民ともに可能な限り事業の実施にマンパワーを集中するため、年度当初での契約を恒常化し、契約履行期間を最大限確保していく必要があるのではないか。

論点（補足）

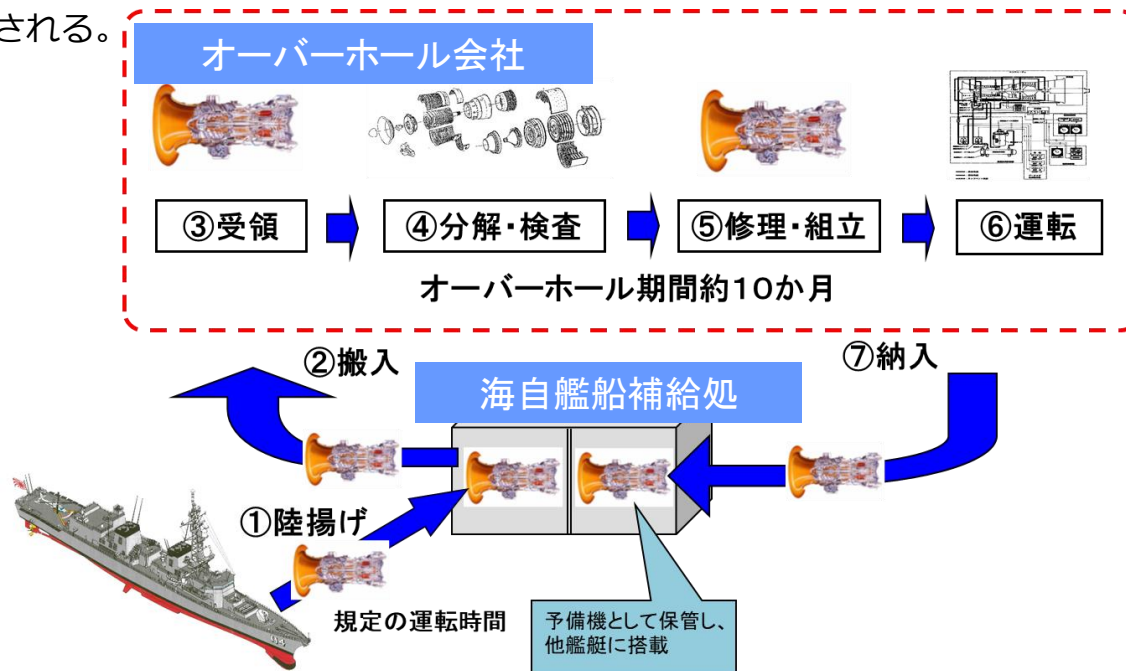
- 12式地对艦誘導弾能力向上型の開発事業については、令和3年度より地上発射型のミサイルに関する開発事業に着手し、令和4年度において、艦船発射型及び航空機発射型のミサイルについての開発事業に本格的に着手している（令和5年度以降にも開発契約がある。）。
- 一般的に、装備品の開発事業では、設計、試作品の製作、試験等といった開発の実務について、契約相手方企業の技術者に加えて、各種専門のベンダー企業の多くの技術者が、相応の労力を費やして対応している。12式地对艦誘導弾能力向上型の開発事業についても同様であり、プライム企業その他、ミサイル等の個々の構成品について、それぞれ専門の製造企業が存在する。
- このような中で、防衛装備庁としては、**可能な限り開発事業の実施期間を確保**する観点から、令和4年度着手の艦船発射型及び航空機発射型の開発契約について、国会の審議を経て**予算の執行が可能となる4月1日に契約を締結**した。
- 一方、防衛装備庁は、同契約を4月1日に締結することを目指すに当たって、**前年（令和3年）の夏ころから契約に係る一連の手続きを担当する複数の部署との綿密な事前調整**を進めている。これは、国の行政機関における契約行為が会計法令等に基づき厳格な手続きを経る必要があるとともに、契約に至るまでの予算要求、仕様書作成、調達要求、契約手続きといった多くの段階を担当する部署と共に目標設定や段取り、課題等に関する検討を進める必要があったためである。
- 本開発事業については、**令和5年度以降も開発事業に係る契約を締結する予定**であるところ、**令和4年度契約に至る経緯等を踏まえて、年度当初の契約締結を恒常的に追求するための課題をしっかりと確認し、改善を図っていく必要**があるのではないかと。

主機等オーバーホール

1. 概要

信頼性確保のため、規定の運転時間に達して艦艇から陸揚げされた主機等（推進用及び発電用原動機）のオーバーホール（分解、検査、修理、組立）を実施するものである。

オーバーホール後の主機等は、海上自衛隊に納入後、予備機として保管され、他の規定の運転時間に達して陸揚げされる主機等と交換し、継続使用される。



2. 論点

- ① 現行のガスタービン機関のオーバーホール間隔（TBO：Time Between Overhaul）について、安全性を確保しつつ、経費削減の観点から更に延伸できる余地はないのか。
- ② ガスタービン機関のオーバーホールでは一部部品を海外製造元から輸入して使用しているが、海外製造工場の閉鎖等により、部品供給が遅延又はストップするリスク及び価格高騰が進行するリスクを局限する必要がある。
- ③ ガスタービン機関の維持整備は、整備計画の立案、オーバーホール、定期的な艦内整備、部品の所要数算定及び調達、不具合対策検討等多岐にわたり、各艦各項目個別で契約しており、業務量が非常に膨大かつ煩雑であるため、行政コスト（業務量）の低減が課題である。

3. オーバーホール間隔延伸（決定プロセスの工夫）及び経費削減効果

(1) 平成26年度からは、オーバーホール間隔延伸の決定プロセスの期間を更に短くするために、計測器材やデータ蓄積装置を活用し、運転状態での各部温度、圧力、振動状況などのデータを収集・分析するとともに、定期的に潤滑油の性状の分析や内視鏡による内部点検を行うことにより、当該機器の状態を詳細に監視・分析する手法を取り入れている。この手法により、オーバーホール間隔延伸の可否について、従来より早期かつ長時間の延伸について結論を得ることが可能となった。

(2) ガスタービン機関の経費削減実績は下表のとおり

機種名	オーバーホール間隔		実施台数	削減台数	オーバーホール 経費総額	経費削減額
	当初	延伸後				
SM1C	当初	8,000H	86	36	11,652,960	5,214,476
	延伸後	12,000H	50		6,438,484	
LM2500	当初	8000H	104	38	17,564,574	6,620,046
	延伸後	12,000H	66		10,944,528	
M1A-25	当初	8,000H	78	30	4,465,254	1,676,400
	延伸後	11,000H	48		2,788,854	
501-K34	当初	9,000H	109	29	11,592,445	2,721,302
	延伸後	13,000H	80		8,871,143	
LM2500 IEC	当初	8,000H	データ取得中			
	延伸後	12,000H	令和7年度から試行開始予定			
M1A-35	当初	10,000H	データ取得中			
	延伸後	12,000H	令和5年度まで試行予定			
平成14年度から令和3年度までの経費削減実績を算定					合計	16,232,224

(3) 総合的な経費削減見込みは下表のとおり。

機種名	オーバーホール間隔		実施台数	削減台数	オーバーホール 経費総額	経費削減額
	当初	延伸後				
SM1C	当初	8,000H	180	66	36,725,400	13,465,980
	延伸後	12,000H	114		23,259,420	
LM2500	当初	8000H	160	60	34,572,480	12,964,680
	延伸後	12,000H	100		21,607,800	
M1A-25	当初	8,000H	300	96	17,569,200	5,622,144
	延伸後	11,000H	204		11,947,056	
501-K34	当初	9,000H	153	54	31,022,127	10,948,986
	延伸後	13,000H	99		20,073,141	
LM2500 IEC	当初	8,000H	38	4	7,956,934	837,572
	延伸後	12,000H	34		7,119,362	
M1A-35	当初	10,000H	161	37	14,324,814	3,292,038
	延伸後	12,000H	124		11,032,776	
令和4年度から令和41年度までの経費削減見込みを算定					合計	47,131,400

4. ガスタービン機関部品の国産化（リスクの局限）

オーバーホール毎に使用する輸入部品について、平成24年度から国産化を行い、平成26年度以降のオーバーホールで使用する部品は国産化された部品を使用しており、部品の安定供給に寄与するとともに、これまでに累計約71.5億円の整備費削減を達成している。

5. ガスタービン維持整備へのPBL導入（行政コストの低減）

部品等の売買及び役務等を必要な都度契約、支払いしてきた従来の維持整備手法から役務の提供等により得られる成果に主眼を置き、包括的な業務範囲について契約、支払いするPBL方式を令和3年度から一部のガスタービン機種（M1A-35型）に適用導入した。引続き、ガスタービン機種及び仕様拡大に向けて検討調整中である。

施設車両整備費

1. 概要

航空自衛隊では、全国約70の基地等にブルドーザ及び油圧ショベル等の施設車両を配備している。施設車両は、滑走路の補修及び基地整備等並びに北部航空方面隊の基地及び山間のレーダサイト等では除雪作業で使用されている。本事業は、航空自衛隊が任務を支障なく遂行するため、各種の施設車両の機能が適正に維持されるよう、点検、部品交換、修理等の整備を実施するものである。

施設車両

【平時】基地内施設等の維持補修を実施、【有事／災害発生時】復旧活動等を実施

【主な施設車両】



ブルドーザ



ロードローラ



油圧ショベル



除雪車



融氷液散布車



スノーパー

施設車両整備費

施設車両の点検、部品交換、修理等を実施し、その機能を適正に維持するための費用

2. 論点

- ① 施設車両の特殊性と長期使用により、整備や部品の調達が可能な企業が限定され、調達に際し一般競争入札の場合でも一者応札が多い状況が続いている。調達業務の効率化の観点から随意契約（公募）の活用を含め、適切な契約方式の検討が必要。

3. 整備用部品の調達

航空自衛隊が自隊で行う基地整備において、定期的な交換が必要な部品や故障等により交換を要する主な部品は、第4補給処が一般競争入札（最低価格落札方式）で調達している（第4補給処調達物品以外のその他の部品は各基地において調達）。

【過去の契約実績】

（単位：百万円）

年度	H28	H29	H30	R1	R2
契約企業数	14	14	12	8	10
契約金額	199	280	216	201	86

【主な調達物品】

スパーサー、エッジ、シリンダー、バルブ、パッキン、オイルフィルター、オルタネータ、電磁切換弁等の車両整備用部品

4. 修理等役務の調達

整備の内容が基地整備の範囲又は能力を超えるものは、外注により企業で行っている。施設車両は特殊な構造上、整備に要する技術及び設備を有している企業が限られるため、第4補給処において常続的に公募を行った上で随意契約により役務調達している。

【過去の契約実績】

（単位：百万円）

年度	H28	H29	H30	R1	R2
契約企業数	7	5	6	6	6
契約金額	241	187	94	86	161

【主な調達物品】

ブルドーザ、ショベルローダ、ロードローラ、ダンプ、除雪車、ランウェイスイーパー等の点検修理・診断

5. 適正な整備体制の構築

施設車両の整備に当たっては、調達の効率化を図るため主な部品の調達や修理等役務については、調達業務を第4補給処で一元化して実施している。公正性及び透明性向上の観点から、契約方式を一般競争入札（最低価格落札方式）又は公募を行った上で随意契約としているが、部品の調達では、一般競争入札であるにも関わらず一者応札が多くなっている。

一者応札が多くなる要因としては、施設車両の特殊性に加え、航空自衛隊における車両の更新期間が長いことで、長期間にわたり車両を運用した結果、車両の旧式化により部品を取扱う企業が減少したことによることが考えられる。

【各年度の支出先上位10者のうち1者応札の件数】

年度	H28	H29	H30	R1	R2
1者応札の件数	5	10	10	10	12
割合	50%	100%	100%	100%	100%

【施設車両の車齢】

○全車平均車齢 16.3年

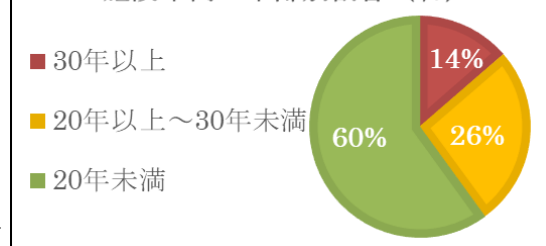
○最大40年の車両も保有

（参考）機械及び装置の耐用年数

ブルドーザ、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備：5年

（引用：国税庁 耐用年数の適用等に関する取扱通達の付表）

施設車両の車齢別割合（%）

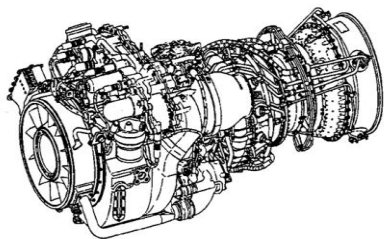


T700エンジンの整備

1. 概要

SH-60Jの用途廃止に伴い、同機体用T700-401Cエンジンから再利用可能な部品を取り外し、官給することで、効率的にSH-60K用T700-401C2エンジンを整備するものである。なお、補用エンジンは不具合及びエンジン・オーバーホール等のために取り下すエンジンの代用として必要である。

T700-401Cエンジン



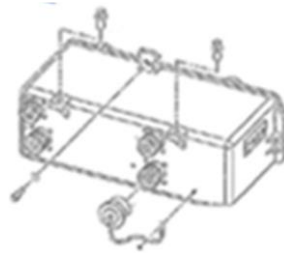
SH-60J



燃料制御装置



電子制御装置



部品の取り外し

部品の再利用

SH-60K



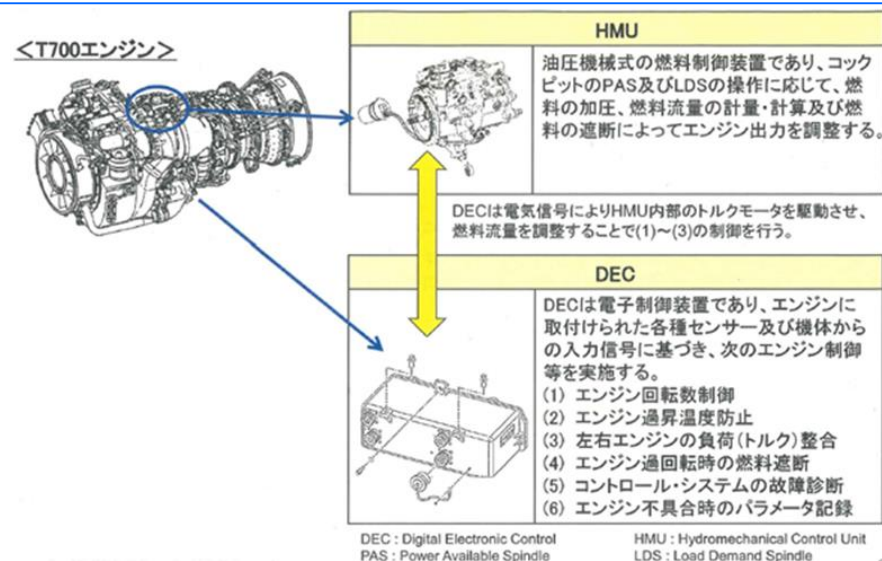
2. 論点

- ① コスト低減効果の確認
- ② 事業の継続性
- ③ 可動率の向上及び維持整備費の低減の取り組み

3. 取り下ろし部品

T700-401Cエンジンからの取り下ろし部品については、右記に示すHMU (Hydro Mechanical Control Unit) 及びDEC (Digital Electrical Control Unit) の2品目であり、同機器をSH-60KのT700-401C2エンジンに転活用するために機能の改修作業を実施している。

本事業により、T700-401C2エンジンを新規製造する際、新品のHMU及びDECを購入することに比して、改修したHMU及びDECを取り付けることで経費の抑制を図っている。



4. コスト低減効果の確認

これまでのコスト低減効果については右記のとおり、新規購入に比し、1EAあたりHMUで約14百万円、DEC約7百万円のコスト低減効果があり、新規にHMU及びDECを調達する価格に比してコスト低減を図ることができている。

新規製造時と本事業適用時の比較 (令和4年度まで) ※官給部品費を除く (単位: 千円)

区分	新規購入価格 (カタログ登録参考単価)A	改修費用※ B	コスト低減効果 C=A-B
HMU	19,945 (製造中止)	5,700	14,245
DEC	8,100 (製造中止)	1,300	6,800
補用エンジン	403,982	-	

5. 事業の継続性

- 本事業は、除籍するSH-60Jのエンジンから利活可能部品をSH-60K用に改修し再搭載することでT700-401C2エンジンの維持に必要な経費の抑制を図るものであり、これまで安定したコスト低減効果を出してきた。
- しかしながら、現行HMU及びDECは経年から世界的にもバージョンアップや更新が行われており、新規製品に移行する事情から、SH-60J用HMU及びDECを改修しSH-60Kに利活用する改修事業は令和4年度契約分をもって取り止め、新たなHMU及びDECの新規調達事業に移行することは時宜を得たものである。

6. 可動率の向上及び維持整備費の低減の取り組み

海上自衛隊航空機の可動率の向上及び維持整備費の節減検討に際しては、有効性を見極めた上でPBL契約の適用も含め、より効果的及び効率的な事業形態を検討していくことが有益である。

論点等整理資料

目 次

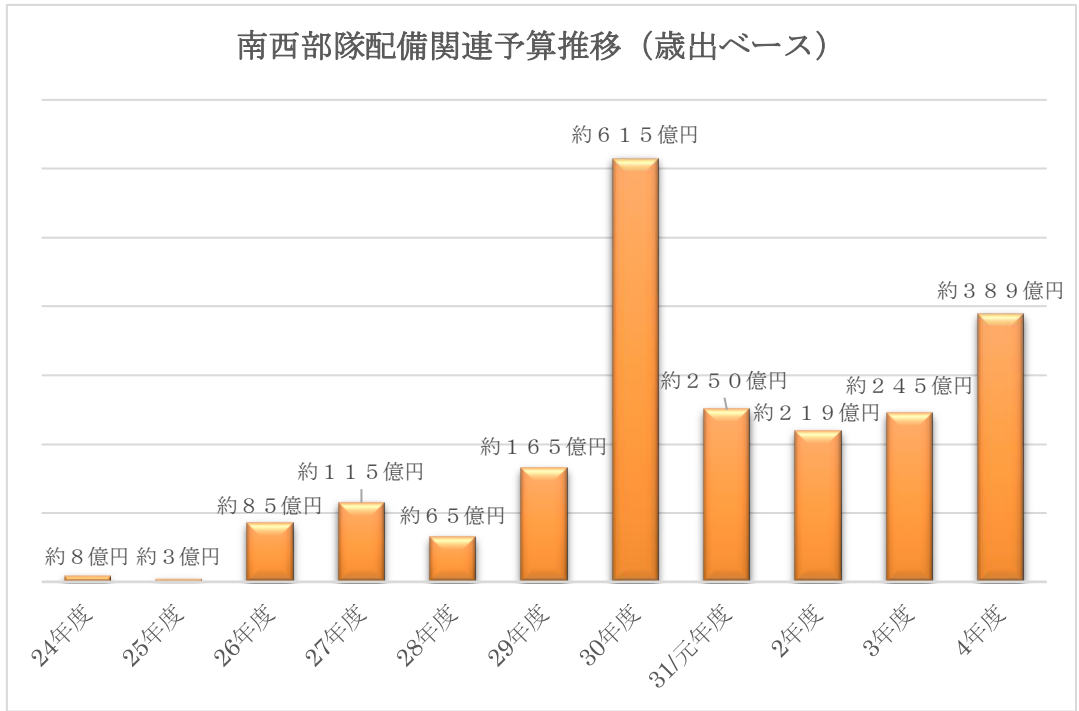
①南西地域への陸自警備部隊等の配置に伴う 施設整備	・ ・ ・ ・ ・ 1
②民生安定助成事業	・ ・ ・ ・ ・ 10
③12式地对艦誘導弾能力向上型	・ ・ ・ ・ ・ 16
④主機等オーバーホール	・ ・ ・ ・ ・ 21
⑤施設車両整備費	・ ・ ・ ・ ・ 27
⑥T700エンジンの整備	・ ・ ・ ・ ・ 32

論点等整理資料

事業名	南西地域への陸自警備部隊等の配置に伴う施設整備
令和3年度 補正後予算額	24,469,870(千円)
事業概要	<p>1. 事業の目的</p> <p>本事業は南西地域への陸自部隊の配備のため、これまで陸自部隊配備がなされていなかった与那国島、奄美大島、宮古島及び石垣島において、駐屯地等を新設するものである。各駐屯地等においては隊庁舎、整備場、福利厚生施設、火薬庫、覆道射場などの施設の整備を行っている。</p> <div data-bbox="384 801 1433 1518" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">南西地域における陸上自衛隊拠点整備の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 奄美大島（奄美市／瀬戸内町） 平成31年3月26日、奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地を開設 ● 与那国島 平成28年3月28日、与那国駐屯地を開設 ● 宮古島 平成31年3月26日、宮古島駐屯地を開設 ● 石垣島 令和4年度末、石垣駐屯地（仮称）を開設予定 </div> <p>2. 進捗状況</p> <p>与那国島には平成28年3月に駐屯地を開設。奄美大島及び宮古島には平成31年3月に駐屯地等を開設したところであり、開設までに完成していない残りの施設整備を実施中。また、石垣島については、平成31年3月より施設整備を実施し、令和4年度末の開設に向けて必要な施設整備を実施している。</p>

3. 南西部隊配備関連予算推移（H24～R4）

南西地域への陸自部隊の配備にかかる施設整備は、平成24年度から与那国島の駐屯地整備から始まり、奄美大島、宮古島、石垣島と順次、整備を行っている。年次ごとの南西部隊配備関連予算を以下に示す。



※施設整備費、不動産購入費、移転等補償金

現状と課題

「自衛隊施設整備」事業のうち、「南西地域への陸自警備部隊等の配置に伴う施設整備」は防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画に基づき、部隊新編・改編及び装備品受入に係る施設整備を優先的に行っているところであり、最重要事業であることから、「自衛隊施設整備」事業との切り分けを行った。

「南西地域への陸自警備部隊等の配置に伴う施設整備」は決められた部隊配備時期が設けられた遅延の許されない事業であることから、離島特有の厳しい条件下でも適正かつ円滑な事業推進を実現する必要がある。

その目的を実現するため、施設整備に関する様々な取組を行うとともに、本事業における入札の競争性を確保する取組については、工事の大型化や分離など発注ロットの検討、また、参入業者ランクの拡大等や競争参加資格の緩和を図ることで、より多数の応募者を期待できるようにするなど、競争性拡大の取組に向けた対応を行っている。

選定基準

ア

事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

論 点

論点1

離島における施設整備に関するこれまでの取組及び今後の方向性。

(説明)

南西地域への陸自警備部隊等の配置に伴う施設整備は、中期防衛力整備計画に基づき、「初動を担当する警備部隊、地対空誘導弾部隊及び地対艦誘導弾部隊の新編等を行い、南西地域の島嶼部の部隊の態勢を強化する」ことを目的として実施しており、決められた部隊配備時期が設けられた遅延の許されない事業である。

他方、整備対象地区は離島であり、悪天候による工事中止、作業員の不足及び工事費の拡大など、離島特有の厳しい条件下でも適正かつ円滑な事業推進が求められるため、これを実現すべく各種取り組みを実施しているところである。

○ 建設現場における取り組み

・ 作業員の確保

夜間、土日祝日作業のために作業員を増員する。

・ 工事現場効率化

作業スペース確保のため、揚重^{※1}クレーンを1台あたりの能力が大きいものに見直し、台数を減らす。

・ 自然災害対策

台風等による船便の欠航に伴う納品の遅延に対応するため、資材の早期納入、資材置き場の確保を行う。

・ 杭打重機^{※2}台数追加

通常1現場当たり1台のところ3台に増設する。

・ 型枠支保工^{※3}の工法変更

クイックサポート^{※4}への変更により養生期間の短縮を図る。

・ スラブ^{※5}型枠の変更

フラットデッキ工法^{※6}への変更により型枠解体を不要とする。

※1 揚重 (ようじゅう)

建築資材等を重機を用いて指定場所へ運搬、配置すること、荷揚げ

※2 杭打重機

建設工事の基礎を造成するためにコンクリート杭や鋼杭を地中に打ち込むための機械

※3 型枠支保工

設置した型枠を所定の位置に支持するための仮設材料

※4 クイックサポート

型枠支保工とは別に設置される支柱これにより、型枠の早期解体転用が可能になる。

※5 スラブ

鉄筋コンクリート造建物の床および屋根

※6 フラットデッキ工法

仮設型枠用資材、型枠の代わりに、薄肉の鉄板プレートを設置しコンクリートを流し込む(打設)。一般型枠であれば、打設後型枠資材を撤去するが、本工法では撤去不要。



○ 適切な離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用の積算

防衛省が実施する建設工事のうち、離島及び労働者が不足する地域の建設工事において必要とする労働者の確保に要する費用及び建設資材等の運搬に要する費用（以下「労働者確保に要する費用等」）の積算方法等について、労働者確保の実施を反映した工事費を算定するために、「離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用等の積算方法等について（通知）」（防整技第6318号。令和元年8月28日）を制定。労働者確保に要する必要等は具体的には「仮設用借地料」・「宿舎に要する費用」・「建設資材等の海上運搬費」・「募集及び解散に要する費用」・「賃金以外の食事、通勤費等に要する費用」が項目として挙げられており、その妥当性を確認の上、契約変更の対象としている離島における施設整備では、労働者確保が必須かつ重要な課題である。限られた期間での適切な施設整備を確実に実施するため、本施策を引き続き行うこととしている。

○ 情報共有システムの活用

情報共有システムとは、情報通信技術を活用し、工事監督官、受注者及び工事管理者間など異なる組織間で情報を交換・共有することにより業務の効率化を実現するシステムをいう。本システムを活用するにあたり、統一的な運用のために必要な事項を定めた実施要領を「情報共有システムの実施要領について（通知）」（防整技第20119号。令和2年12月18日）を制定し、工事関係書類の押印省略、削減・簡略化、書類授受の省力化等を推進することとした。離島における施設整備においても、遠隔地であり、かつ、限られた期間での適切な施設整備を実施するために有効であり、引き続き取り組みを行うこととしている。

○ 建設現場における遠隔臨場の試行

工事現場における情報通信技術の活用等を通じて、受注者における「施工確認に伴う手持ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者における「現場臨場の削減による効果的な時間の活用」等を目指すため、監督及び技術検査並びに施工状況の確認等の業務効率化を目的とした情報通信技術を活用した建設現場における遠隔臨場の試行に関する実施要領として、「建設現場における遠隔臨場の試行について（通知）」（防整施第5034号。令和4年3月24日）を定めている。施工現場が離島や遠隔地等であり、立会等を実施するにあたり、発注者が施工現場との往復に宿泊を伴うなど多くの時間を要する工事等を対象とし、遠隔臨場（動画撮影用のカメラにより撮影した映像と音声を用いたWeb会議システム等を利用して、双方向の通信により現場等を確認すること）を実施可能とすることとした。これにより、離島や遠隔地等においても、時間を空けることなく、工事の進捗に合わせた監督及び技術検査並びに施工状況の確認等を行うことができ、より一層限られた期間での適切な施設整備を実施するためには大変有効であり、引き続き取り組みを行うこととしている。

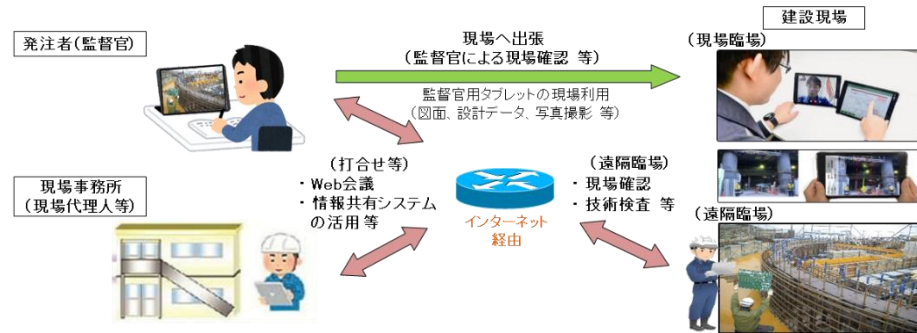
○ 局監督官用タブレットの活用

局監督官タブレットは、図面等の工事関係書類の電子化による紙書類の省力化、情報共有システムを活用した工事書類の授受及び遠隔臨場における現場施工の確認など、ICT技術を用いて工事受注業者と調整を図ることにより、公共工事における品質確保、生産性の向上及び受注業者の労働時間縮減等を実現するための取り組みである。

局監督官タブレットの活用は、受注業者の生産性向上や地方防衛局の施設整備に携わる職員（監督官）の業務効率化、適正化につながる効果が期待できるものと考えている。

令和4年度においては局監督官用タブレットを活用した効果の有無の検証現場確認、打合せ業務など多く実施する事業の中から、さらに大規模か

つ複雑な事業及び離島の3事業選定して、監督官職員における職種毎の業務効率化、適正化の効果の有無を把握することとしており、その対象として、南西地域への陸自警備部隊等の配置に伴う施設整備のうち、石垣駐屯地整備事業で実施をする予定である。遠隔地であり、かつ、限られた期間での適切な施設整備を実施するため、引き続き取り組みを行うこととしている。



論点2

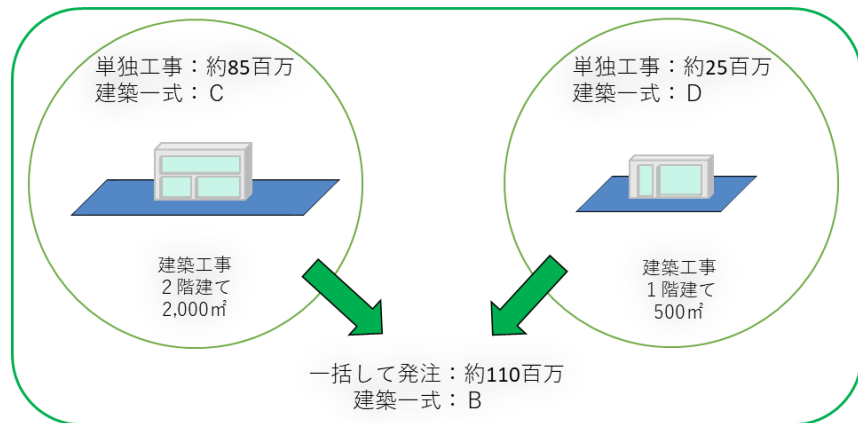
入札の競争性を確保する取組の状況について。

以下の入札の競争性を確保する取組を通じ、より多数の応募者が入札に参加することを期待。

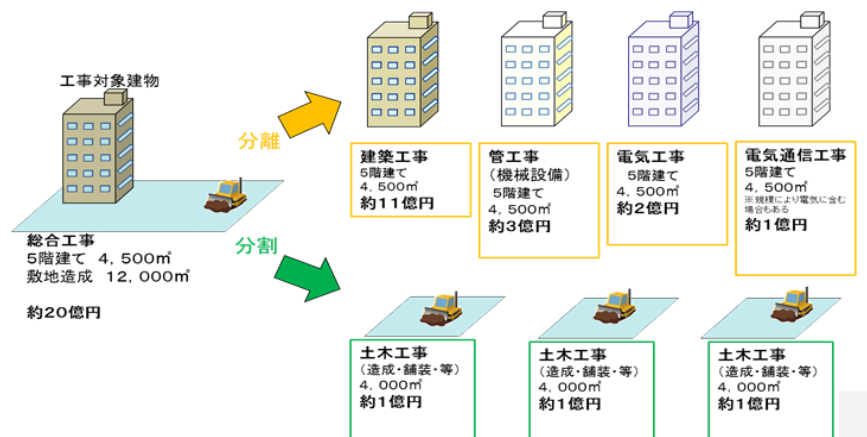
1 工事の大型化や分離など発注ロットの検討

発注規模については、複数の工事対象を一括して発注することで大型化するなどを検討する一方、官公需法及び「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（閣議決定）を踏まえ、工事内容等を勘案し可能な限り建設業法に基づく職種毎に分離発注するとともに、土木工事においては、発注規模の分割を検討するなど、参入業者ランク毎の業者数を勘案し、競争性が確保された発注ロットを決定。

【大型化のイメージ】



【分離・分割発注のイメージ】



2 参入業者ランクの拡大等や競争参加資格の緩和

(1) 参入業者ランクの拡大

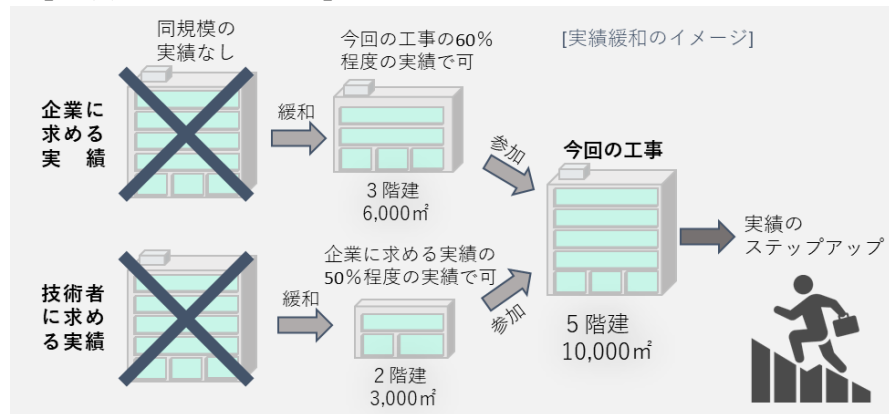
契約毎に求める競争参加資格のうち、級別の格付（参入業者ランク）について適宜拡大を実施している。

平成31・令和元年度から令和3年度（令和4年2月末契約時点）における南西地域対象の建設工事請負契約46件のうち、23件で参入業者ランクの拡大を実施したことにより、全応札者163者のうち16者が拡大により対象となった。

(2) 競争参加資格の緩和など

競争参加資格のうち、企業に求める施工実績は、発注する工事規模と同規模ではなく、その60%程度、また、配置予定技術者に求める施工実績は、企業に求める施工実績の50%程度の実績があれば入札に参加が可能として運用。

【実績緩和のイメージ】



(3) 一括審査方式の採用

入札公告等が同一日となる複数の工事において、目的・内容が同種で、総合評価落札方式により求める技術力審査・評価の項目が同じであり、かつ、予定価格が同程度となる工事等を一つのグループとして審査を行う一括審査方式を採用。

同方式は、競争参加資格確認資料作成の負担が軽減でき、かつ、複数の工事に参加できることから、競争参加の環境が向上し、多くの参加者が期待される。

平成31・令和元年度から令和3年度（令和4年2月末契約時点）における南西地域対象の建設工事請負契約46件のうち、10件で一括審査方式を採用したところ、1件あたりの平均応札者数は5.70者/件であり、全契約事案の平均応札者数3.54者/件を上回っていた。

南西地域の建設工事における入札参加者数等の推移は下表のとおりであり、一者応札の割合、1件あたりの平均入札参加者数、平均応札者数ともに毎年ほぼ同水準で推移している。

また、離島特有の厳しい条件下の工事であっても、全国の防衛省建設工事における入札参加者数等の推移と比較してもほぼ同水準で推移しているが、引き続き前述の取組を不断に実施し、競争性の確保に努めていく。

【入札参加者数等の推移（南西地域）】

	5年平均 ^{※1}	R3年度 ^{※1}	R2年度	H31・R1年度	H30年度	H29年度
契約件数(件)	—	23	15	8	46	67
平均入札参加者数(者/件)	5.31	5.22	6.53	3.00	5.74	5.06
平均応札者数(者/件)	3.40	3.65	3.87	2.63	3.89	2.96
一者応札件数(件)	—	3	5	2	10	15
一者応札割合(%)	22.01	13.04	33.33	25.00	21.74	22.39

※1 R3年度は、令和4年2月末契約時点まで

《参考》入札参加者数等の推移（全国）

	5年平均 ^{※2}	R3年度 ^{※2}	R2年度	H31・R1年度	H30年度	H29年度
契約件数(件)	—	281	502	418	726	509
平均入札参加者数(者/件)	5.14	6.49	5.82	4.31	4.46	5.36
平均応札者数(者/件)	3.44	4.07	3.85	3.09	3.06	3.51
一者応札件数(件)	—	57	122	142	215	123
一者応札割合(%)	27.05	20.28	24.30	33.97	29.61	24.17

※2 R3年度は、令和3年12月末契約時点まで

論点等整理資料

事 業 名	民生安定助成事業
令和3年度 補正後予算額	43,387,018 (千円)
事 業 概 要	<p>自衛隊等の行為によって発生する障害は、その周辺地域の生活に影響を及ぼすものであり、これを周辺住民にのみ受忍させることは不公平であることから、その障害に対して対策を講じ、防衛施設と周辺地域との調和を保つためには、障害そのものを防止・軽減するだけではなく、生活環境そのものを全体的に向上・発展させていく施策も必要である。</p> <p>そのため、防衛省として、最も周辺地域の事情に詳しい地方自治体が、生活環境の向上・発展に必要な施設（民生安定施設）を整備する場合に、その助成を行うことで地元の理解と協力を得てきている。</p> <p>具体的には、コミュニティ供用施設などの集会用施設やごみ処理施設等の生活環境施設、周辺の農林漁業者の事業経営の安定に寄与する施設に対する助成を行っている。</p> <p>また、事務手続きについては、地方自治体から具体的な施設整備の申請が行われた後、防衛省において、防衛施設とその地域の間どのような障害があるかなどの内容の審査を経て、その整備費用の一部を補助している。</p> <p>なお、上記施設の整備については、補助率 5/10～10/10・定額等により助成を行うものである。</p> <p>その他、放送受信料の半額相当について助成を行う放送受信障害や、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者等（以下、生活保護世帯等という。）を対象に、住宅防音工事により設置した空調機器の夏場の使用に伴う電力量料金等について助成を行う空調機器稼働費がある。</p> <p>【補助事業の整備事例】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(避難施設)</p>  <p>コミュニティ供用施設</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(公園)</p>  <p>公園</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(消防施設)</p>  <p>消防ポンプ自動車</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(ごみ処理施設)</p>  <p>ごみ処理施設</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>(農業用施設)</p>  <p>乾燥調整貯蔵施設</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(漁業用施設)</p>  <p>冷凍冷蔵施設 (外観)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>冷凍冷蔵施設 (内観)</p> </div> </div>

<p>現状と課題</p>	<p>民生安定施設の助成については、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部の補助を行っているものである。放送受信障害については、放送受信料の半額相当について助成を行っているところ、補助対象区域が航空機騒音の実態を反映させたものとなるよう指定基準を見直すなど補助金交付の根拠について透明性を十分に確保するよう会計検査院から指摘を受けており、現在、補助対象区域の指定基準の制定に係る検討を進めている。</p> <p>空調機器稼働費については、生活保護世帯等を対象に、住宅防音工事により設置した空調機器の夏場の使用に伴う電力量料金等について助成を行っている。</p> <p>課題としては、民生安定施設の助成について、補助事業者からの要求を精査し、適正な予算要求を行うことに努めているものの、例年、予算額の一部を繰越していることが挙げられる。また、周知方法としての「防衛省と地域社会との協力を象徴するエンブレム」の掲示については、昨年11月に制定されたばかりの取組であることから、今後も、補助事業者に対する掲示の依頼を積極的に続けていく必要がある。</p>										
<p>選定基準</p>	<p>イ</p>	<p>長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの</p>									
<p>論点</p>	<p>論点1 例年、予算額の一部を繰越していることから、効率的な予算要求及び予算執行に努めるべきではないか。</p> <p>【民生安定助成事業の繰越額推移（歳出ベース）】 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="403 1608 1417 1700"> <thead> <tr> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,929</td> <td>7,796</td> <td>7,844</td> <td>(集計中)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(説明) ○ 入札不調、低入札調査、災害対応、用地買収に係る調整の難航等、事前に予測ができない事態が発生した場合は、やむを得ず次年度へ予算を繰越の上、事業を実施している。</p>			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	5,929	7,796	7,844	(集計中)
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度								
5,929	7,796	7,844	(集計中)								

論点2

周辺地域住民の生活の安定及び福祉の向上としての施策であり、その事業効果について周知を図るため、周知方法について改善すべきではないか。

(説明)

- これまで、地方公共団体の協力を得て、補助事業で整備した施設等に事業名の掲示のほか、地方公共団体及び各地方防衛局が発行する広報誌又はホームページにより周知を実施しており、また、事業完了後に施設の利用者等に対しアンケートを実施し、当該施設が防衛省の補助を受けて整備された施設であることの周知を図るとともに、施設が自衛隊又は米軍の航空機による事故等が発生した場合に避難施設として活用が可能か否か等の障害の緩和についての効果を確認。

【アンケート結果】

令和元年度に事業が完了した施設38件を対象に実施したアンケートでは、関係住民の6割が障害が緩和されたと回答しており、補助事業者の10割が障害の緩和についての効果を確認したと回答した。

さらに、地域住民等に対して補助金等が防衛施設の安定的な運用に寄与することを目的としていることの理解を更に促すため、令和3年7月に「防衛省と地域社会との協力を象徴するエンブレム」を選定、同年11月にその運用通達を制定し、補助事業者に補助事業で整備した施設等へエンブレムの掲示を依頼するなど、事業効果について周知を図るための取り組みを推進している。エンブレムについては、運用開始から4か月という短い期間であったものの、補助事業で整備した公園や体育館など令和3年度末に完成した103施設のうち10施設（令和3年度末時点）に掲示することができた。引き続き、地方公共団体の協力を得ながら、補助事業で整備した施設等へのエンブレムの掲示など、周知に係る取組を推進してまいりたいと考えている。

【防衛省と地域社会との協力を象徴するエンブレム】



(エンブレムのコンセプト)

背景に握手のデザイン、前面に人と人が手を取り合うデザイン、そして、緑色の色調により、防衛省が国民の理解と協力のもと施策に全力で取り組んでいく意思を表現。

【エンブレム掲示事例（群馬県高崎市 体育館）】



関 連 条 文

・ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄）

（民生安定施設の助成）

第八条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

・ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（抄）

（民生安定施設の範囲及び補助の割合等）

第十二条 法第八条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第三欄に掲げる額とする。

- 一 有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送の業務を行うための施設
- 二 道路
- 三 児童福祉法第四十一条に規定する児童養護施設

- 四 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十一条第三号に規定する看護師養成所又は同法第二十二条第二号に規定する准看護師養成所
- 五 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二条第四号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設
- 六 老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム又は同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム
- 七 消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第三条に規定する消防施設
- 八 公園、緑地その他の公共空地
- 九 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第一項に規定する水道
- 十 削除
- 十一 し尿処理施設又はごみ処理施設
- 十二 老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター
- 十三 一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校（幼保連携型認定こども園を除く。）の施設を除く。）
- 十四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第十一号に規定する港湾施設用地
- 十五 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- 十六 その他防衛大臣が指定する施設

・防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱（抄）

（補助金の交付）

第2条 地方防衛局長及び東海防衛支局長は、事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において対象者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の対象とする経費）

第3条 前条に規定する経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- 一 放送受信料 放送法第64条第2項に規定する受信料のうち、地上系によるテレビジョン放送に係るもの

・防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱（抄）

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 七 空気調和機器稼働事業 防衛施設周辺告示前住宅防音事業、防衛施設周辺特定住宅防音事業又は防衛施設周辺告示後住宅防音事業に係る防音

	<p>工事及び機能復旧工事を実施した住宅に居住する者のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定により支援給付を受けている者（以下「被保護者等」という。）が行う防音工事により設置された空気調和機器（暖房機を除く。）を稼働させ、又は稼働し得るよう維持するための措置に対する当該被保護者等への助成の措置を行う事業をいう。</p>
--	--

論点等整理資料

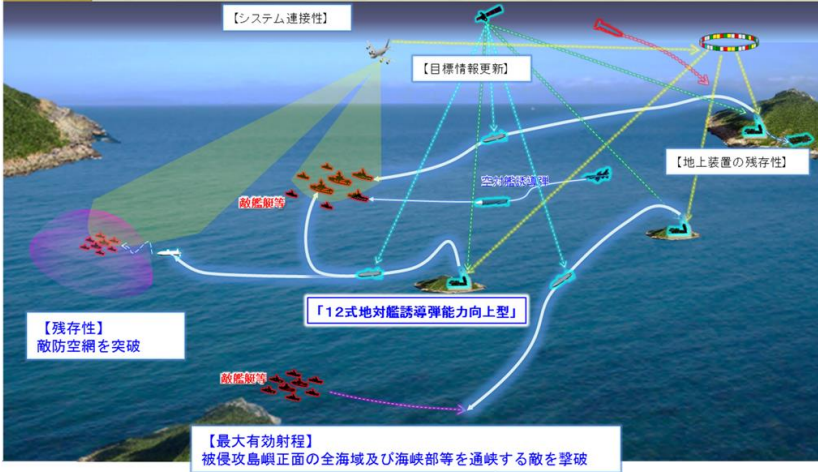
事業名	12式地对艦誘導弾能力向上型
令和3年度 補正後予算額	0 (千円) 33,547,386 (千円) (契約ベース)
事業概要	<p>1 事業の目的</p> <p>各国のレーダーや各種ミサイルの性能が著しく向上していく中、自衛隊員の安全を確保しつつ、我が国への攻撃を効果的に阻止する必要がある。このため、侵攻する相手方の艦艇などに対して、脅威圏外の離れた位置から対処を行えるようスタンド・オフ防衛能力※の強化に取り組んでいる。</p> <p>本事業は、着上陸侵攻事態（本土及び島嶼）に際して我が国への侵攻を試みる艦艇等に対して、相手の脅威圏外である遠方から火力を発揮して対処を行うためのスタンド・オフ防衛能力を迅速かつ柔軟に強化していくことを目的として対艦誘導弾の開発を行うものであり、早期に抑止力を獲得する観点から、12式地对艦誘導弾（改）等の既存の開発成果を活用することで迅速かつ短期間で開発する計画である。（図1参照）</p> <p>また、多様なプラットフォームに対応できる拡張性を確保し、各自衛隊をまたいだ装備品の標準化・共通化を図るものである。（図2参照）</p> <p>なお、本事業は、「新たなミサイル防衛システムの整備等及びスタンド・オフ防衛能力の強化について」（令和2年12月18日閣議決定）において、スタンド・オフ防衛能力の強化のため開発を行うこととされており、政策の優先度が高い。（参考参照）</p> <p>※スタンド・オフは一般的には離れているといった意味。</p> 

図1 運用構想図

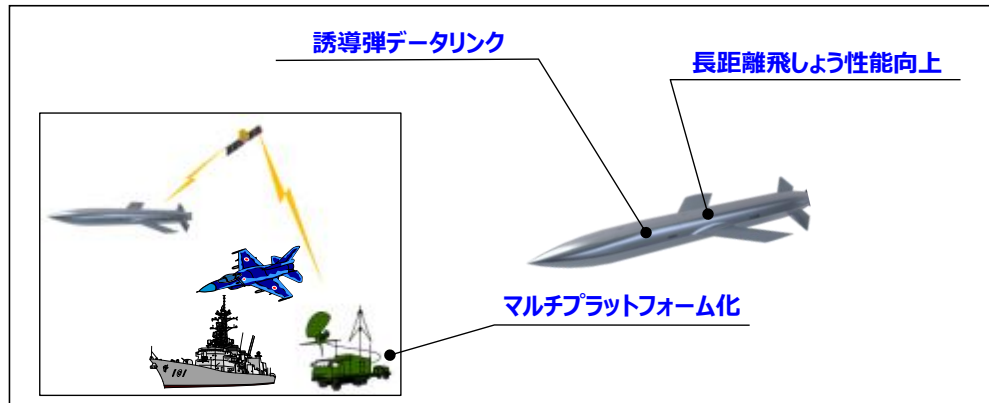


図2 主な開発実施内容

2 事業の詳細

(1) 開発計画

本事業は、図2のとおり地発型が令和3年度から、艦発型及び空発型の開発が、令和4年度からそれぞれ本格的に開始されており、地発型については7年度まで、艦発型が8年度まで、空発型が10年度まで実施される予定である。

年度 (令和)	3	4	5	6	7	8	9	10	
実施内容	← 試作（地発型） →								
	← 試作（艦発型） →								
	← 試作（空発型） →								

図3 研究開発実施線表

(2) 現在の契約状況

令和3年度より地発型の試作に係る契約を実施中であり、令和4年度には、主に艦発型及び空発型の試作に速やかに着手するため、契約を本年4月1日に締結したところである。なお、令和5年度以降においても試作に係る契約を予定している。

年度 (令和)	3	4	5	6	7	8	9	10
実施内容	← 試作（その1） →							
	← 試作（その2） →							
	← 検討中 →							

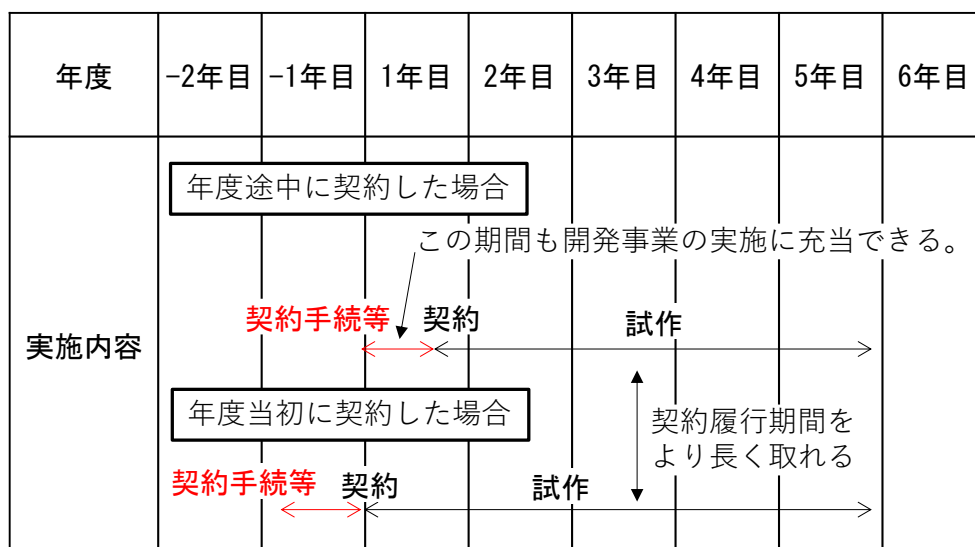
図4 現在の契約状況

<p>現状と課題</p>	<p>誘導弾の開発試作は、一般的に図4に示す設計、試作品の製作、試験等の工程に分けられ、各工程において適時官側の審査を経る必要がある。</p> <p>また、開発事業には、事業遅延や不具合修正といった開発リスクが存在しており、設計段階から各要素技術に係る関連試験による確認を行うことで各種リスクの低減を図っている。</p> <p>当開発事業は、早期に抑止力を獲得する観点から、早期の開発完了を目指しており、この限られた期間の中で開発リスクを少しでも低減するためには、契約を速やかに締結し、契約相手方と装備庁開発部門における設計・製造等に充当できる期間を可能な限り確保していく必要がある。</p> <div data-bbox="432 689 1422 952" style="text-align: center;"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">実施内容</td> <td colspan="2">設計</td> <td colspan="3">試作品の製作</td> </tr> <tr> <td colspan="5">試験</td> </tr> <tr> <td></td> <td>★ 契約 ▲ 計画審査</td> <td>▲ 設計審査</td> <td></td> <td>▲ 完成審査 ★ #1 発射試験</td> <td>★ #2 発射試験</td> </tr> </tbody> </table> <p>※以下の内容についてそれぞれ審査を実施する。 計画審査：計画の妥当性 設計審査：設計の技術的妥当性 完成審査：試作成果の技術的妥当性</p> </div> <p style="text-align: center;">図5 開発事業の一般的な工程</p>	年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	実施内容	設計		試作品の製作			試験						★ 契約 ▲ 計画審査	▲ 設計審査		▲ 完成審査 ★ #1 発射試験	★ #2 発射試験
年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目																			
実施内容	設計		試作品の製作																					
	試験																							
	★ 契約 ▲ 計画審査	▲ 設計審査		▲ 完成審査 ★ #1 発射試験	★ #2 発射試験																			
<p>選定基準</p>	<p>ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの</p>																							

<p>論点</p>	<p>論点</p> <p>本件のような政策の優先度の高い事業については、官民ともに可能な限り事業の実施にマンパワーを集中するため、年度当初での契約を恒常化し、契約履行期間を最大限確保していく必要があるのではないかと。</p> <p>12式地对艦誘導弾能力向上型の開発事業については、前掲のとおり、令和2年12月の閣議決定を踏まえて、令和3年度より地上発射型のミサイルに関する開発事業し、令和4年度において、艦船発射型及び航空機発射型のミサイルについての開発事業を本格的に着手する計画である（令和5年度以降にも開発契約がある。）。</p> <p>一般的に、装備品の開発事業では、設計、試作品の製作、試験等といった開発の実務について、契約相手方企業の技術者に加えて、各種専門のベンダー企業の多くの技術者が相応の労力を費やして対応している。12式地对艦誘導弾能力向上型の開発事業についても同様であり、プライム企業の他、ミサイル等の個々の構成品について、それぞれ専門の製造企業が存在する。</p> <p>このような中で、防衛装備庁としては、可能な限り開発事業の実施期間を確保する観点から、令和4年度に着手することとなる、艦船発射型及び航空機発射型の開発契約について、国会の審議を経て予算の執行が可能となる4月1日に契約を締結した。</p>
-----------	---

一方、防衛装備庁は、同契約を4月1日に締結することを目指すに当たって、前年（令和3年）の夏ころから契約に係る一連の手続きを担当する複数の部署との綿密な事前調整を進めている。これは、国の行政機関における契約行為が会計法令等に基づき厳格な手続きを経る必要があるとともに、契約に至るまでの予算要求、仕様書作成、調達要求、契約手続きといった多くの段階を担当する部署と共に目標設定や段取り、課題等に関する検討を進める必要があったためである。

本開発事業については、令和5年度以降も開発事業に係る契約を締結する予定であるところ、令和4年度契約に至る経緯等を踏まえて、年度当初の契約締結を恒常的に追求するための課題をしっかりと確認し、改善を図っていく必要があるのではないか。



新たなミサイル防衛システムの整備等及びスタンド・オフ防衛能力の強化について

令和 2 年 12 月 18 日
国家安全保障会議決定
閣 議 決 定

(新たなミサイル防衛システムの整備等について)

- 1 多様な経空脅威に対しては、これまで「平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成 30 年 12 月 18 日国家安全保障会議及び閣議決定)及び「中期防衛力整備計画(平成 31 年度～平成 35 年度)」(平成 30 年 12 月 18 日国家安全保障会議及び閣議決定。以下「中期防」という。)に基づき対応してきているが、厳しさを増す我が国を取り巻く安全保障環境により柔軟かつ効果的に対応していくための、あるべき方策の一環として、陸上配備型イージス・システムに替えて、イージス・システム搭載艦 2 隻を整備する。同艦は海上自衛隊が保持する。同艦に付加する機能及び設計上の工夫等を含む詳細については、引き続き検討を実施し、必要な措置を講ずる。

また、抑止力の強化について、引き続き政府において検討を行う。

(スタンド・オフ防衛能力の強化について)

- 2 自衛隊員の安全を確保しつつ、我が国への攻撃を効果的に阻止する必要があることから、島嶼部を含む我が国への侵攻を試みる艦艇等に対して、脅威圏の外からの対処を行うためのスタンド・オフ防衛能力の強化のため、中期防において進めることとされているスタンド・オフ・ミサイルの整備及び研究開発に加え、多様なプラットフォームからの運用を前提とした 12 式地对艦誘導弾能力向上型の開発を行う。

事業概要及び論点等について

事業名	主機等オーバーホール	
令和3年度 補正後予算額	11,037,392(千円)	
事業概要	<p>艦艇に搭載されている主機等（推進用及び発電用原動機）は、艦艇の航行に直接的に関わる最も重要な装備品の一つであり、信頼性を確保するため、規定の運転時間に達した時点でオーバーホール（開放検査及び部品交換等）を実施する必要がある。</p> <p>これらの主機等のうち、ガスタービン機関等のオーバーホールには、約4～10か月の期間を要するため、その間、艦艇が非可動状態になることから、当該主機等のオーバーホールについては、予めオーバーホールを実施した主機等（以下「予備機」という。）と交換する方式を採用している。</p> <p>本件事業は、規定の運転時間に達し艦艇から陸揚げした主機等について、製造会社等と役務契約を締結し、オーバーホールを実施のうえ、予備機として確保するためのものである。</p> <div style="text-align: center;"> <p>主機等オーバーホール（イメージ）</p> <p>海上自衛隊 艦船補給処等</p> <p>製造会社等</p> <p>①主機等を陸揚げ</p> <p>②O/H役務契約</p> <p>③O/H実施 (4~10ヶ月)</p> <p>④予備機 (O/H済)</p> <p>⑤搭載</p> <p>O/H後、予備機として保管し、他艦艇に搭載される。</p> <p>※当該O/H事業は②～④までの行程を契約</p> </div>	
現状と課題	<p>現状：ガスタービン機関等のオーバーホールには、相当期間を要するため予めオーバーホールを実施した予備機と交換している。</p> <p>課題：本事業は規模が大きいため縮小された場合、予備機のオーバーホールが規定の運転時間に達した艦船に間に合わなくなり、艦船の可動率に影響を与え、安全性を確保できなくなる。</p> <p>そのため、経費削減に寄与するオーバーホール間隔（以下、「TBO（Time Between Overhaul）」という。）の延伸を行い、経費削減に努める必要がある。</p>	
選定基準	ア	事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの。

論 点

論点 1

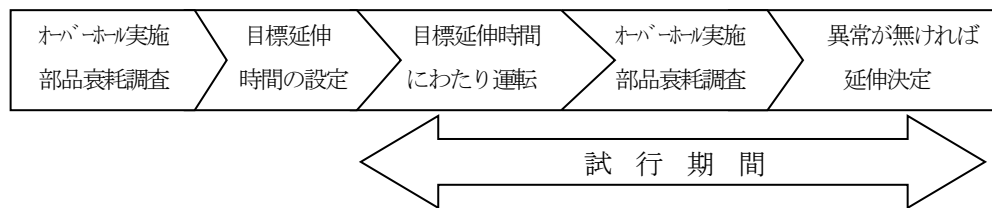
現行のガスタービン機関のオーバーホール間隔（TBO：Time Between Overhaul）について、安全性を確保しつつ、経費削減の観点から更に延伸できる余地はないのか。

（説明）

1 ガスタービン機関のオーバーホール間隔の延伸

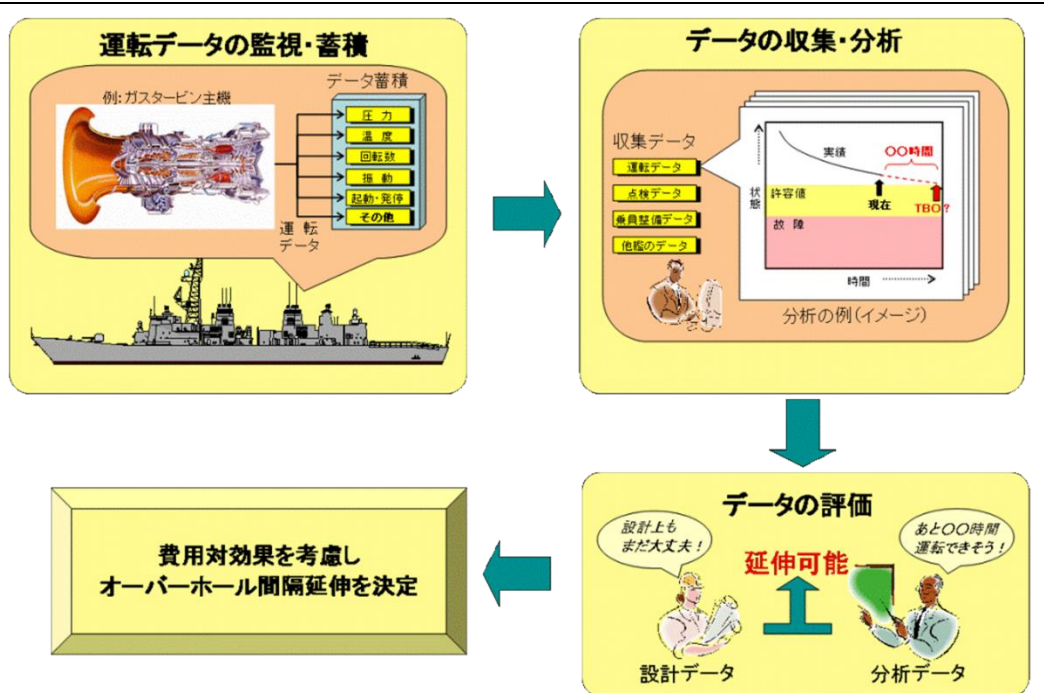
海上自衛隊では、艦艇の可動率の向上及び整備費等の経費削減を図ることを目的として、ガスタービン機関のオーバーホール間隔の延伸を実施している。具体的には、運転状態やオーバーホール時における高温部に晒される部品や高速回転する部品などの衰耗状況などを調査し、当該部品の寿命予測を始めとする検討などを行ったうえで、延伸の可能性があると判断された主機等について、目標延伸時間を定め、実艦に装備された状態で当該時間にわたって試行的に使用し、運転状態及び当該時間後のオーバーホール時における異常の有無を確認のうえ決定している。

オーバーホール間隔延伸決定までの流れ（イメージ）



2 オーバーホール間隔延伸決定のプロセスの工夫

平成26年度からは、オーバーホール間隔延伸の決定プロセスの期間を更に短くするために、計測器材やデータ蓄積装置を活用し、運転状態での各部温度、圧力、振動状況などのデータを収集・分析をするとともに、定期的に潤滑油の性状の分析や内視鏡による内部点検を行うことにより、当該機器の状態を詳細に監視・分析する手法を取り入れている。この手法により、オーバーホール間隔延伸の可否について、従来より早期かつ長時間の延伸について結論を得ることが可能となった。



3 オーバーホール間隔延伸による経費削減効果

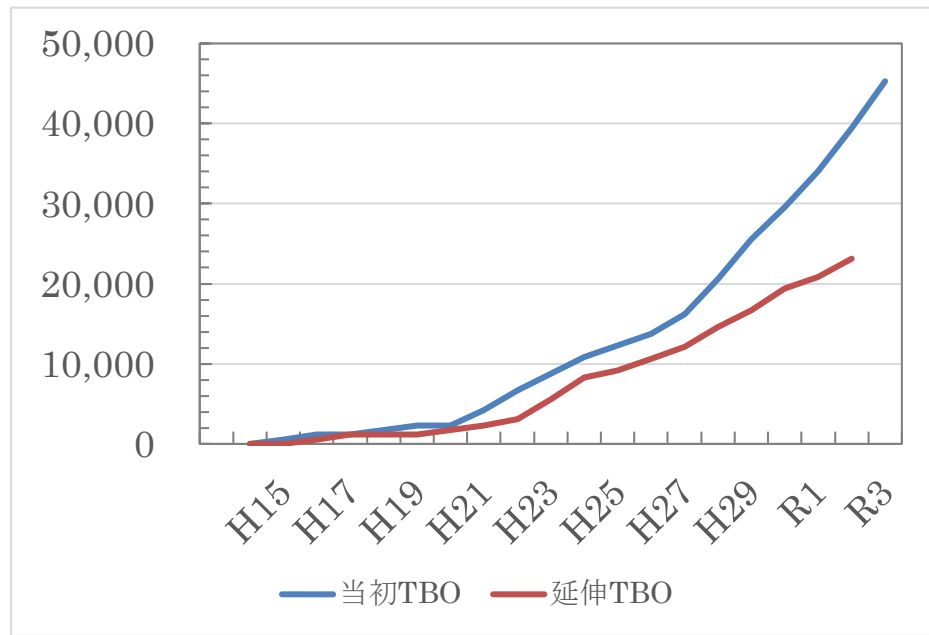
(1) 経費削減実績

ガスタービン機関の経費削減実績は下表のとおりであり、オーバーホール間隔を延伸することによる経費削減効果は大きい。

(単位：千円)

機種名	オーバーホール間隔		実施台数	削減台数	オーバーホール 経費総額	経費削減額
SM1C	当初	8,000H	86	36	11,652,960	5,214,476
	延伸後	12,000H	50		6,438,484	
LM2500	当初	8000H	104	38	17,564,574	6,620,046
	延伸後	12,000H	66		10,944,528	
M1A-25	当初	8,000H	78	30	4,465,254	1,676,400
	延伸後	11,000H	48		2,788,854	
501-K34	当初	9,000H	109	29	11,592,445	2,721,302
	延伸後	13,000H	80		8,871,143	
LM2500 IEC	当初	8,000H	データ取得中 令和7年度から試行開始予定			
	延伸後	12,000H				
M1A-35	当初	10,000H	データ取得中 令和5年度まで試行予定			
	延伸後	12,000H				
平成14年度から令和3年度までの経費削減実績を算定					合計	16,232,224

(単位：百万円)



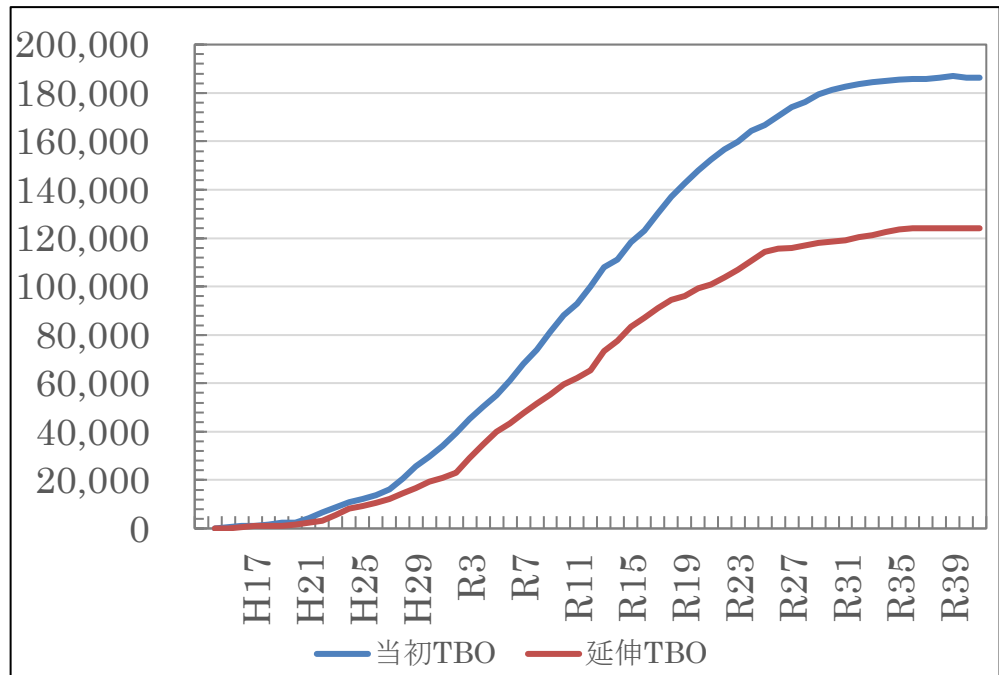
(2) 経費削減見込み

総合的な経費削減見込みは下表のとおり。

(単位：千円)

機種名	オーバーホール間隔	実施台数	削減台数	オーバーホール 経費総額	経費削減額
SM1C	当初	8,000H	66	36,725,400	13,465,980
	延伸後	12,000H		23,259,420	
LM2500	当初	8000H	60	34,572,480	12,964,680
	延伸後	12,000H		21,607,800	
M1A-25	当初	8,000H	96	17,569,200	5,622,144
	延伸後	11,000H		11,947,056	
501-K34	当初	9,000H	54	31,022,127	10,948,986
	延伸後	13,000H		20,073,141	
LM2500 IEC	当初	8,000H	4	7,956,934	837,572
	延伸後	12,000H		7,119,362	
M1A-35	当初	10,000H	37	14,324,814	3,292,038
	延伸後	12,000H		11,032,776	
令和4年度から令和41年度までの経費削減見込みを算定				合計	47,131,400

(単位：百万円)



論点 2

ガスタービン機関のオーバーホールでは一部部品を海外製造元から輸入して使用しているが、海外製造工場の閉鎖等により、部品供給が遅延又はストップするリスク及び価格高騰が進行するリスクを局限する必要がある。

(説明)

ガスタービン機関 (SM1A及びSM1C) 部品の国産化
オーバーホール毎に使用する輸入部品について、平成24年度から国産化を行い、平成26年度以降のオーバーホールで使用する部品は国産化された部品を使用しており、これまで累計約71.5億円の整備費削減を達成している。

国産化効果実績

契約年度別 国産化削減額および投入初度費実績

契約年	削減額 (単年)	削減額 (累計)	投入初度費 (単年)	投入初度費 (累計)
H24(2012)	0.6億	0.6億	98.3億	98.3億
H25(2013)	0.1億	0.7億	-	98.3億
H26(2014)	2.4億	3.1億	12.2億	110.5億
H27(2015)	2.3億	5.4億	-	110.5億
H28(2016)	13.1億	18.5億	-	110.5億
H29(2017)	8.4億	26.9億	-	110.5億
H30(2018)	5.9億	32.8億	-	110.5億
R01(2019)	20.8億	53.6億	-	110.5億
R02(2020)	17.9億	71.5億	-	110.5億

国産化実績

国産化品目	削減率(国産前価格⇒国産後価格)
588品目	約44%減

論点 3

ガスタービン機関の維持整備は、整備計画の立案、オーバーホール、定期的な艦内整備、部品の所要数算定及び調達、不具合対策検討等多岐にわたり、各艦各項目個別で契約しており、業務量が非常に膨大かつ煩雑であるため、行政コスト（業務量）の低減が課題である。

(説明)

ガスタービン機関のPBL導入

部品等の売買及び役務等を必要な都度契約、支払いしてきた従来の維持整備手法から役務の提供等により得られる成果に主眼を置き、包括的な業務範囲について契約、支払いするPBL※方式を令和3年度から一部のガスタービン機種（M1A-35型）に適用導入した。

引続き、ガスタービン機種及び仕様拡大に向けて検討調整中である。

※装備品等の維持・整備に係る業務について、部品等の売買契約若しくは製造請負契約又は修理等の役務請負契約の都度、必要な部品の個数や役務の工数に応じた契約を結ぶのではなく、役務の提供等により得られる成果（可動率の維持・向上、修理時間の短縮、安定在庫の確保等のパフォーマンスの達成）に主眼を置いて、官民の長期的なパートナーシップの下で包括的な業務範囲について契約を結ぶもの

事業概要及び論点等について

事業名	施設車両整備費
令和3年度 補正後予算額	297,522(千円)
事業概要	<p>1 事業の目的</p> <p>航空自衛隊では、全国約70の基地等にブルドーザや油圧ショベル等の施設車両を配備している。施設車両は、滑走路の補修及び基地整備等や北方の基地(※)や山間のレーダサイト等では除雪作業で使用されており、航空自衛隊の主体となる航空機の運用を支援するため重要な役割を果たしている。</p> <p>本事業は、航空自衛隊が任務を支障なく遂行するため、各種の施設車両の機能が適正に維持されるよう、点検、部品交換、修理等の整備を実施するものである。</p> <p>※北方の基地：北部航空方面隊(北海道、北東北地域の防空を担当)に属する部隊の基地(三沢基地、千歳基地、秋田分屯基地、根室分屯基地等)</p> <p>【主な施設車両】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ブルドーザ、ロードローラ、ランウェイスーパー、コンクリートミキサ 大型ダンプ、油圧ショベル、除雪車、融氷液散布車、等</p> </div> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>ブルドーザ</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>ロードローラ</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>油圧ショベル</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>除雪車</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>融氷液散布車</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>スーパー</p> </div> </div> <p>2 事業の詳細</p> <p>施設車両の整備については、航空自衛隊が自隊で行う故障発生時の修理や基地整備と企業において行う補給処整備(外注)がある。</p> <p>(1) 基地整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期検査(6カ月ごとに実施) 保安検査(2年ごとに実施)

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="475 197 643 421">定期検査</td> <td data-bbox="643 197 1348 421"> 車両の全体について十分かつ精密に状態を調査確認する作業 【主な検査項目】 かじ取り装置、制動装置、走行装置、緩衝装置、動力伝達装置、電気装置、エンジン、排ガス浄化装置、付属装置（ホーン等） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 421 643 604">保安検査</td> <td data-bbox="643 421 1348 604"> 車両法適用以外の自動車保安基準に適合していることを確認する検査 【主な検査項目】 車枠・車体、灯火類、反射器類、かじ取り装置、制動装置、動力伝達装置等 30項目 </td> </tr> </table>	定期検査	車両の全体について十分かつ精密に状態を調査確認する作業 【主な検査項目】 かじ取り装置、制動装置、走行装置、緩衝装置、動力伝達装置、電気装置、エンジン、排ガス浄化装置、付属装置（ホーン等）	保安検査	車両法適用以外の自動車保安基準に適合していることを確認する検査 【主な検査項目】 車枠・車体、灯火類、反射器類、かじ取り装置、制動装置、動力伝達装置等 30項目
定期検査	車両の全体について十分かつ精密に状態を調査確認する作業 【主な検査項目】 かじ取り装置、制動装置、走行装置、緩衝装置、動力伝達装置、電気装置、エンジン、排ガス浄化装置、付属装置（ホーン等）				
保安検査	車両法適用以外の自動車保安基準に適合していることを確認する検査 【主な検査項目】 車枠・車体、灯火類、反射器類、かじ取り装置、制動装置、動力伝達装置等 30項目				
	<p>(2) 補給処整備（外注）</p> <p>基地整備の範囲をこえ、航空自衛隊では実施不可能な整備については、補給処整備計画（※）に基づき外注により企業で実施。 ※補給処整備計画：車両の損耗状況、運用条件等を考慮し実施計画を作成、年間十数台程度を整備</p> <div data-bbox="406 817 1404 1198" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> </div>				
現状と課題	<p>航空自衛隊が保有する施設車両は、平時においては基地内施設等の維持補修を実施し、有事や災害発生時においては、復旧活動等を実施するため、常に機能が適正に維持されていることが必要となる。現在、全国にある約70の航空自衛隊の基地等に施設車両が配備されているが、特殊車両であることや車両の長期間使用により部品の供給や修理を実施できる企業が限られることで、入札に際して一者応札が多発する状況が続いている。調達業務の効率化の観点から随意契約（公募）の活用を含め、適切な契約方式の検討が求められている。</p>				
選定基準	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="379 1590 587 1724">イ</td> <td data-bbox="587 1590 1444 1724"> 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの </td> </tr> </table>	イ	長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの		
イ	長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの				

論 点

論点 1

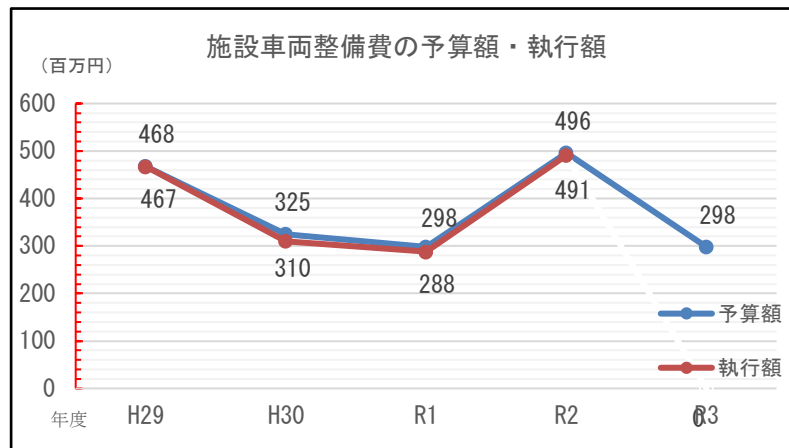
施設車両の特殊性と長期使用により、整備や部品の調達可能な企業が限定され、調達に際し一般競争入札の場合でも一者応札が多い状況が続いている。

調達業務の効率化の観点から随意契約（公募）の活用を含め、適切な契約方式の検討が必要。

(説明)

- 航空自衛隊が保有する施設車両については、機能が適正に維持されるよう、毎年度、交換が必要な部品の取得や外注による修理等の役務契約に必要な予算を計上し、各車両に対し6カ月ごとの定期検査と2年ごとの保安検査等を行った上、必要に応じ部品交換や修理等の整備を行っている。その結果、これまで、整備後に車体構造に起因する重大な不具合は、ほとんど発生しておらず、施設車両の稼働は、航空自衛隊の任務の遂行を支えている。

【予算額及び執行額の推移】（過去5年間）



【車両整備の成果】（過去5年間）

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
定期検査を実施した台数	474	474	474	474	474
不具合が発生しなかった台数(※)	472	474	471	474	474
割合	99.6%	100%	99.4%	100%	100%

※定期検査を実施した施設車両のうち、次期定期検査までの間に車体構造に起因する重大な不具合が発生しなかった施設車両の台数

- 整備用部品の調達

航空自衛隊が自隊で行う基地整備において、定期的に交換が必要な部品や故障等により交換を要する主な部品については、第4補給処(※)が一般競争入札（最低価格落札方式）で調達している（第4補給処調達物品以外のその他の部品は各基地において調達）。

※第4補給処：航空自衛隊の需品、弾薬、航空機の支援器材、施設器材等の保管、補給、整備及び調達を実施。入間基地（埼玉県狭山市）に所在

【過去の契約実績】

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
契約企業	14	14	12	8	10
契約金額 (百万円)	199	280	216	201	86

【主な調達物品】

スペーサー、エッジ、シリンダー、バルブ、パッキン、オイルフィルター、オルタネータ、電磁切換弁等の車両整備用部品

○ 修理等役務の調達

整備の内容が、基地整備の範囲又は能力を超えるものについては、外注により企業で行っている。施設車両については、特殊な構造上、整備に要する技術及び設備を有している企業が限られるため、第4補給処において、常続的に公募を行った上で随意契約により役務調達している。

【過去の契約実績】

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
契約企業	7	5	6	6	6
契約金額 (百万円)	241	187	94	86	161

【主な役務内容】

ブルドーザ、ショベルローダ、ロードローラ、ダンプ、除雪車、ランウェイスーパー等の点検修理・診断

○ 適正な整備体制の構築

施設車両の整備に当たっては、調達の効率化を図るため主要部品の調達や修理等役務については、調達業務を第4補給処で一元化して実施している。公正性及び透明性向上の観点から、契約方式を一般競争入札（最低価格落札方式）又は公募を行った上で随意契約としているが、部品の調達では、一般競争入札であるにも関わらず一者応札が多くなっている。

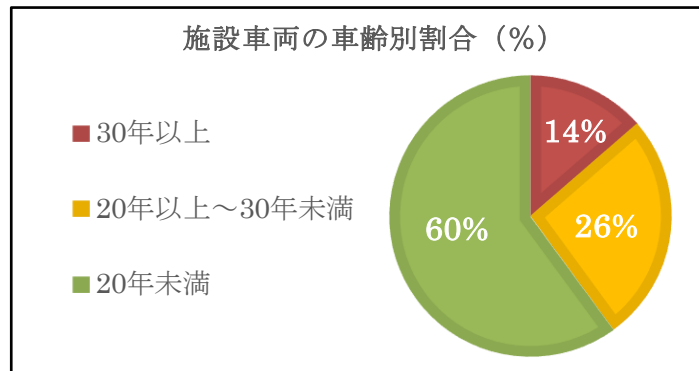
【各年度の支出先上位10者のうち1者応札の件数】

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
1者応札の件数	5	10	10	10	12
割合	50%	100%	100%	100%	100%

一者応札が多くなる要因としては、施設車両の特殊性に加え、航空自衛隊における車両の更新期間が長いことで、長期間にわたり車両を運用した結果、車両の旧式化により部品を取扱う企業が減少したことによることが考えられる。

【施設車両の車齢】

全車平均車齢 16.3年



※最大40年の車両も保有

(参考) 機械及び装置の耐用年数

ブルドーザ、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備：5年

(引用：国税庁 耐用年数の適用等に関する取扱通達の付表)

航空自衛隊の施設車両の修理等役務については、整備可能な企業が限られるため、随意契約（公募）により役務調達している。他方、整備用部品については、一般競争入札を基本として調達しているが、車両の特殊性に加え、民間と比べ使用年数が長いため、旧式化により部品を取扱う企業が限られた結果、一者応札とならざるを得ない状況である。今後は、契約様式を見直し、適用可能なものについては随意契約（公募）の活用により、入札審査の事務量を低減することや価格の精査をより努めることが可能となり、調達業務の効率化が図れるものと考えられる。

論点等整理資料

事業名	T700エンジンの整備
令和3年度 補正後予算額	397,627 (千円)
事業概要	<p>本事業は、SH-60Kによる常続的監視等を安定的に行うため、SH-60K用のエンジンを維持する必要があるため、そのための補用エンジン（T700-401C2）を整備することを目的としている。</p> <p>耐用命数に到達したSH-60Jの用途廃止に伴い、同機体用T700-401Cエンジンから再利用可能な部品を取り外し、これをSH-60K用T700-401C2エンジンのエンジン製造に官給することで、効率的に当該エンジンを整備するものである。</p> <p>T700-401Cエンジンからの取り下ろし部品については、下記に示すHMU（Hydro Mechanical Control Unit）及びDEC（Digital Electrical Control Unit）の2品目であり、同機器をSH-60KのT700-401C2エンジンに転活用するために機能の改修作業を実施している。</p> <div data-bbox="379 974 1380 1608" data-label="Diagram"> <p><T700エンジン></p> <p>HMU 油圧機械式の燃料制御装置であり、コックピットのPAS及びLDSの操作に応じて、燃料の加圧、燃料流量の計量・計算及び燃料の遮断によってエンジン出力を調整する。</p> <p>DECは電気信号によりHMU内部のトルクモータを駆動させ、燃料流量を調整することで(1)~(3)の制御を行う。</p> <p>DEC DECは電子制御装置であり、エンジンに取付けられた各種センサー及び機体からの入力信号に基づき、次のエンジン制御等を実施する。 (1) エンジン回転数制御 (2) エンジン過昇温度防止 (3) 左右エンジンの負荷(トルク)整合 (4) エンジン過回転時の燃料遮断 (5) コントロールシステムの故障診断 (6) エンジン不具合時のパラメータ記録</p> <p>DEC : Digital Electronic Control PAS : Power Available Spindle HMU : Hydromechanical Control Unit LDS : Load Demand Spindle</p> </div> <p>本事業により、T700-401C2エンジンを新規製造する際、新品のHMU及びDECを購入することに比して、改修したHMU及びDECを取り付けることで経費の抑制を図っている。</p>

<p>現状と課題</p>	<p>(1) 現状 我が国の安全保障環境が厳しさを増す中、周辺海空域における安全確保等は国民や社会のニーズである。その安全確保等のためにSH-60Kが必要であり、その可動状態を維持するためには本事業が不可欠である。平成16年度以降、SH-60Kの可動状態の維持に必要なエンジンの所要台数を確保するため、T700-401C2エンジン補用品の調達及びSH-60K用エンジンに官給するDEC及びHMUのSH-60J用からの改修事業を推進し、維持整備のコスト抑制に努めている。</p> <p>(2) 課題（今後の見通し） 本事業については、令和4年度予算に計上した改修事業までは安定したコスト抑制効果を出すことができる見込みである。しかしながら、HMU及びDECは世界的にバージョンアップや更新等が行われており、海上自衛隊においても、令和5年度以降は、新たなHMU及びDECの新規調達に切り替える予定であり、これに伴い本整備事業は終了する見込みである。</p>	
<p>選定基準</p>	<p>ア</p>	<p>事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの。</p>

論 点

論点1
コスト低減効果の確認

新規製造時と本事業適用時の比較（令和4年度まで） (千円)

	新規購入価格 <small>(カタログ登録参考単価)</small> A	改修費用* B	コスト低減効果 C=A-B
HMU	19,945 <small>(製造中止)</small>	5,700	14,245
DEC	8,100 <small>(製造中止)</small>	1,300	6,800
補用エンジン	403,982	-	

※官給部品費を除く

これまでのコスト低減効果については上記のとおり、新規購入に比し、1E AあたりHMUで約14百万円、DEC約7百万円のコスト低減効果があり、新規にHMU及びDECを調達する価格に比してコスト低減を図ることができている。

論点2
事業の継続性

本事業は、除籍するSH-60Jのエンジンから利活可能部品をSH-60K用に改修し再搭載することでT700-401C2エンジンの維持に必要な経費の抑制を図るものであり、これまで安定したコスト低減効果を出してきた。

しかしながら、現行HMU及びDECは経年から世界的にもバージョンアップや更新が行われており、新規製品に移行する事情から、SH-60J用HMU及びDECを改修しSH-60Kに利活用する改修事業は令和4年度契約分をもって取り止め、新たなHMU及びDECの新規調達事業に移行することは時宜を得たものである。

論点3
可動率の向上及び維持整備費の低減の取り組み

海上自衛隊航空機の可動率の向上及び維持整備費の節減検討に際しては、有効性を見極めた上でPBL契約の適用も含め、より効果的及び効率的な事業形態を検討していくことが有益である。

令和3年度行政事業レビューシート

目 次

①南西地域への陸自警備部隊等の配置に伴う 施設整備	・ ・ ・ ・ ・	1
②民生安定助成事業	・ ・ ・ ・ ・	7
③12式地对艦誘導弾能力向上型	・ ・ ・ ・ ・	17
④主機等オーバーホール	・ ・ ・ ・ ・	23
⑤施設車両整備費	・ ・ ・ ・ ・	28
⑥T700エンジンの整備	・ ・ ・ ・ ・	36

令和3年度行政事業レビューシート (防衛省)

事業名	南西地域への陸自警備部隊等の配置に伴う施設整備			担当部局庁	整備計画局	作成責任者			
事業開始年度	平成24年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	施設計画課、施設整備官	施設計画課長 宮本 康宏 施設整備官 井上 主勇			
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	防衛省設置法第4条第1項第12号			関係する 計画、通知等	・平成31年度以降に係る防衛計画の大綱、中期防衛力整備 計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日閣議 決定)・防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令				
主要政策・施策	-			主要経費	防衛関係				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	自衛隊配置の空白地域となっている島嶼部への平素からの部隊配備は極めて重要との考えの下、南西地域の防衛体制の強化のため、陸自警備部隊等の の配備を目的とした施設の整備を行う。								
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	本事業は南西地域への陸自部隊の配備のため、これまで陸自部隊配備がなされていなかった与那国島、奄美大島、宮古島及び石垣島において、駐屯地 等を新設するものである。 各駐屯地等においては隊庁舎、整備場、福利厚生施設、火薬庫、覆道射場などの施設の整備を行う。								
実施方法	直接実施								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	59,102	24,750	18,872	24,470	39,710		
		補正予算	-	-	3,068	0	-		
		前年度から繰越し	1,743	6,402	7,135	4,446	-		
		翌年度へ繰越し	▲ 6,402	▲ 7,135	▲ 4,446	0	-		
		予備費等	-	-	-	0	-		
		計	54,443	24,017	24,629	28,916	39,710		
	執行額		43,633	21,102	26,631	-	-		
	執行率 (%)		80%	88%	108%	-	-		
	当初予算+補正予算に対す る執行額の割合 (%)		74%	85%	121%	-	-		
令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由					
	施設整備費	24,157	39,694	新規事業等による令和4年度歳出化の増					
	移転等補償金	178	0						
	不動産購入費	135	16						
	-	-	-						
	-	-	-						
	計	24,470	39,710						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 3年度	目標最終年度 年度
	自衛隊の各種活動を支 える行動基盤である自衛隊 施設を整備し、自衛隊の円 滑な任務遂行を確保する。	成果実績	件	3	6	21	-	-	
		目標値	件	8	10	8	15	-	
		達成度	%	37.5	60	262.5	-	-	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	令和3年度基本計画書(工事)、工事契約締結・工事完成状況報告書 ※防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令第6条、第28条及び第30条に基づく。								
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 活動見込	4年度 活動見込	
	施設整備実績(発注件数)	活動実績	件	58	10	23	-	-	
	活動実績:当該年度に発注した工事等件数 当初見込み:当該年度発注予定の工事等件数	当初見込み	件	32	7	19	52	-	

単位当たりコスト	算出根拠		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込
	整備執行額(X)/整備基地数(Y) 【3年度活動見込のみ】事業予算額(X)/整備(予定)基地数(Y)	単位当たりコスト	百万円/箇所	8,726.6	4,220.4	5,326.2	6,117.2
		計算式	X/Y	43,633/5	21,102/5	26,631/5	24,469/4

政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	I-1 我が国自身の防衛体制の強化(領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項)							
	施策	I-1(2)従来の領域における能力の強化							
	測定指標	定量的指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
		-	実績値	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
	機動・展開能力の強化	南西地域島嶼部において初動を担任する警備部隊の新編等	令和5年度	施策の進捗状況(実績)					
				令和元年度予算において、南西地域への陸自警備部隊等の配備にかかる関連施設整備の経費を以下のとおり計上し、施設整備を実施している。 ・奄美駐屯地約43億円、瀬戸内分屯地約18億円 ・宮古島の保良鉱山地区約43億円 ・石垣島約93億円					
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	自衛隊配置の空白地域となっている島嶼部への平素からの部隊配備は極めて重要との考えの下、南西地域の防衛体制の強化のため、陸自警備部隊等の配備を目的とした施設の整備を行う。								
新経済・財政再生計画改革工程表 2020	取組事項	分野:							
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 年度	2年度	3年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度
		成果実績							
		目標値							
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 年度	2年度	3年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度
		成果実績							
目標値									
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係									

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	閣議決定された防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき、国民の生命・財産を守るために必要な施設について、陸上自衛隊と整備の必要性などについて協議した上、整備内容を決定している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	部隊新編や新規装備品のための施設など陸上自衛隊が使用する施設を整備する目的であるため、国が実施すべき事業であるとする。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき、国の防衛基盤を整備するものであり、優先度の高い事業である。

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	自衛隊施設の建設工事は、原則として一般競争入札の総合評価落札方式により発注するとともに、関係法令等に基づき工事請負業者を決定しており、適正な契約及び支出を行っている。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	一者応札については、工事の大型化や分離など発注ロットの検討、また、参入業者ランクの拡大等や競争参加資格の緩和などを図ることで、より多数の応募者を期待できるようにするなど、競争性拡大の取組みに向けた対応を行っている。
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	なお、随意契約については、工事請負契約における随意契約のガイドラインに基づく後工事、並びに公募によるプロポーザル方式又は給水負担金等競争性の働かないもので行っている。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	施設の整備にあたっては積算要領に基づき適切に積算しており、妥当であると考えられる。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	建設工事請負契約書では、受注者が建設工事の内容を一括して委託したり、下請けさせることを禁じている。 また、受注者が下請負契約を締結した場合、公共工事入札及び適正化の促進に関する法律に基づき、受注者が作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出することとされており、発注者は点検等の措置を講じている。このような手続きを踏まえ、適正な資金の流れを確認している。
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	自衛隊施設は、施設のユーザーである各自衛隊と整備の必要性などについて協議した上、整備内容等について決定している。部隊新編や新規装備品のための施設など陸上自衛隊が使用する施設を整備することを事業目的としており、厳しい財政事情を踏まえ、施設の喫緊性・必要性などを勘定した、真に必要な事業に限定して整備している。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	繰り越しの要因としては、地中埋設物及び地中障害物の発生、用地取得に係るものによるものなど、不測の事態によるものがある。	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	隊員が生活する隊舎と勤務する庁舎の合棟による必要工事費の低減、LEDの整備によるライフサイクルコストを考慮した整備に努めている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	一部、不測の事態により繰り越しをしているが、おおむね目標を達成している。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	年初は未定であった発注方式について、設計の完了などを踏まえ、年度途中に発注方式を決定し、建設工事を追加で発注する必要があったことから、見込み数を上回っているも
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	南西地域の防衛態勢の強化を始め、各種事態への対応等において、その活動拠点として有効に活用されている。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
	所管府省名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果		<p>1. 必要性 南西地域への陸自警備部隊等の配置に伴う施設整備については、南西地域の防衛態勢の強化を始め、各種事態における実効的な抑止及び対処を実現するための前提となる海上優勢及び航空優勢の確実な維持に向けた防衛力整備を優先及び幅広い後方支援基盤の確立に配慮しつつ、自衛隊の機能発揮のために必要な施設の整備を行うものである。</p> <p>2. 効率性 工事の大型化や分離など発注ロットの検討、また、参入業者ランクの拡大等や競争参加資格の緩和を図ることで、より多数の応募者を期待できるようにするなど、競争性拡大の取組みに向けた対応を行っている。</p> <p>支出先となる工事請負業者の決定については、原則、一般競争入札(総合評価方式)により決定しているところであるが、入札情報の幅広い周知等に努めるとともに、入札参加要件の緩和や、総合評価落札方式により求める技術提案のテーマを同一として審査を行う一括審査方式の試行により、発注者・競争参加者双方の事務負担の軽減を図り、競争参加意欲の向上に資する取組みなど、入札に参加し易い環境を整備することでより競争性の向上によるコスト縮減に努めている。</p> <p>3. 有効性 南西地域への陸自警備部隊等の配置に伴う施設整備は、南西地域の防衛態勢の強化を始め、各種事態における実効的な抑止及び対処を実現するため、常統監視体制及び迅速な展開・対処能力の向上として重要な役割を担うこととなる。</p> <p>4. 総合評価 防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画に基づく、我が国の防衛態勢に不可欠な南西地域の部隊配置に伴う施設整備を着実に実施している。</p>

改善の方向性	入札及び契約に係る制度面、運用面の改善などによる効率的な執行に努めているところであるが、今後は南西地域特有の効率的なサプライチェーンの構築や構造的な技術者不足への対応を視野に入れて検討して参りたい。
--------	---

外部有識者の所見

・外部有識者抽出点検の対象外である。

行政事業レビュー推進チームの所見

一部の事業内容改善	<ul style="list-style-type: none"> ・一者応札の改善に係る取り組みを引き続き推進されたい。 ・毎年一定額の繰越が発生しており、繰越理由としては不測の事態によるやむを得ないものと思われるが、事業管理を適切に行うとともに適正な予算要求に努められたい。
-----------	--

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

執行等改善	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の大型化や分離など発注ロットの検討や、参入業者ランクの拡大や競争参加資格の緩和を図るなど、より多くの応募者を期待できるように競争性拡大の取組に向けた対応を引き続き実施していく。 ・当初計画どおりに施設の整備が完了するよう、適切な事業管理を行っているところであるが、やむを得ず繰越制度を活用した事業であっても、例えば、繰越した事業の早期契約、建設工事の工程の見直しなどにより、適切な事業管理により一層努めると共に引き続き事業監理の状況を踏まえた適正な予算要求に努めたい。
-------	--

備考

【公開プロセスについて】

- 実施年:平成28年度 / 事業番号及び事業名:138 自衛隊施設整備
- 結果:事業全体の抜本的改善
- 取りまとめコメント:
 - ・ 工事種別による優先順位の判断がどのようになされているのか明確でない。老朽化についてどう克服していくのか、中期的計画を立てて対応する必要がある。
 - ・ 施設の長寿命化だけではなく、基地・駐屯地の統廃合や倉庫・施設のリース等を考えてもよいのでは。
 - ・ 一者応札の適切な原因分析ができる速やかな体制作りと、それに対するモニタリング体制の構築が必要。
 - ・ 繰越の要因分析をするとともに、縮減に努める。
 - ・ 耐震化を計画的に進める。
- 実施年:平成30年度 / 事業番号及び事業名:195 自衛隊施設整備
- 結果:事業内容の一部改善
- 取りまとめコメント:
 - ・ 本事業には多種多様な施設整備が詰め込まれており、効率的な事業展開を考えると整理が必要ではないか。
 - ・ 全体を整備目的別に大別し、区分間での優先順位、区分内での優先順位をつけて執行状況を可視化し施設整備を計画的に進める必要がある。
 - ・ 耐震・津波対策に優先順位を置かならば、特定の事業項目を設けて管理することについて検討が必要ではないか。
 - ・ 一者応札の改善についてアンケート調査の取組は確認できているが、経過段階であり、その先の具体策に早くつなげる必要がある。
- 対応状況の概要:

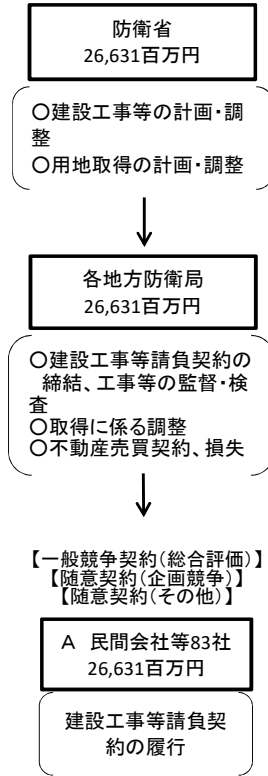
「自衛隊施設整備」事業のうち、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画に基づく、部隊新編・改編及び装備品受入に係る施設整備を優先的に行っているところであり、特に「南西地域への陸自警備部隊等の配置に伴う施設整備」は最重要事業であることから、「自衛隊施設整備」事業との切り分けを行った。本事業における一者応札については、工事の大型化や分離など発注ロットの検討、また、参入業者ランクの拡大等や競争参加資格の緩和を図ることで、より多数の応募者を期待できるようにするなど、競争性拡大の取組に向けた対応を行っている。

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0009	0010	0107～0129	
平成23年度	0007	0080	0094～0115	0526
平成24年度	0009,0010	0095～0116	0425	0024～0033
平成25年度	0347	0348	0353	
平成26年度	0365			
平成27年度	0212			
平成28年度	0138			
平成29年度	0159			
平成30年度	0195			
令和元年度	防衛省 - 新31 - 0184			
令和2年度	防衛省 - 新02 - 0120			

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



費目・用途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

A.前田建設・丸福建設 特定JV			B.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
施設整備費	建設工事(総合)	2,581	-	-	-
計		2,581	計		0

費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	前田建設・丸福建設 特定JV	-	土木工事	2,581	一般競争契約 (総合評価)	17	90%	-
2	安藤・間・植村組 特定JV	-	建築工事	744	一般競争契約 (総合評価)	3	99.2%	-
3	安藤・間・植村組 特定JV	-	土木工事	1,137	一般競争契約 (総合評価)	16	90%	-
4	大日本土木(株)	6200001003034	土木工事 設計変更	1,708	随意契約 (その他)	-	-	当該工事は、平成30年度に発注された工事の追加工事であり、元工事との一体不可分となったもの。

5	陸自石垣島(30)駐屯地造成工事 東洋建設・共和産業・米盛建設工業 建設共同企業体	-	土木工事	1,674	一般競争契約(総合評価)	17	90.2%	-
6	(株)大米建設	3360001005876	建築工事	1,053	一般競争契約(総合評価)	2	94%	-
7	(株)大米建設	3360001005876	土木工事	474	一般競争契約(総合評価)	8	90.6%	-
8	陸自宮古島(30)訓練場地区保管庫新設 土木その他工事 鴻池組・奥浜組 建設共同企業体	-	土木工事	1,522	一般競争契約(総合評価)	6	91.6%	-
9	陸自宮古島(30)訓練場地区保管庫新設 土木その他工事 五洋建設・先嶋建設 建設共同企業体	-	土木工事	1,290	一般競争契約(総合評価)	6	93.5%	-
10	前田建設・丸福建設 建設共同企業体	-	土木工事	1,072	随意契約(その他)	-	-	当該工事は、平成30年度に発注された工事の追加工事であり、元工事との一体不可分となったもの。
11	五洋建設・仲本工業 建設共同企業体	-	土木工事	1,012	一般競争契約(総合評価)	17	90.8%	-
12	竹山建設(株)	7340001010635	建築工事	326	一般競争契約(総合評価)	2	92%	-
13	竹山建設(株)	7340001010635	建築工事	389	一般競争契約(総合評価)	2	99.2%	-
14	竹山建設(株)	7340001010635	建築工事	180	一般競争契約(総合評価)	1	99.2%	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額(百万円)	契約方式	入札者数(応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策(契約額10億円以上)
1	A	五洋建設(株)	1010001000006	建築工事 契約変更	4,272	一般競争契約(総合評価)	9	91.9%	-
2	A	鴻池組・照屋建設JV	-	土木工事 契約変更	3,640	一般競争契約(総合評価)	19	91.9%	-
3	A	熊谷組・大米建設JV	-	契約変更	2,517	随意契約(その他)	-	-	平成30年度発注工事で、工事中で設計変更による増額変更契約を含んだ国庫債務負担行為額
4	A	石垣島(2)厚生施設新設建築工事 國場組・オリジン建設・黒島組 建設共同企業体	-	建築工事	2,221	一般競争契約(総合評価)	8	92%	-
5	A	石垣島(2)駐屯地新設土木工事 東洋建設・共和産業・米盛建設工業 建設共同企業体	-	土木工事 契約変更	1,564	一般競争契約(総合評価)	19	90.9%	-
6	A	石垣島(2)隊庁舎(A)新設電気その他工事 東光電気工事・紫電舎 建設共同企業体	-	電気工事	1,484	一般競争契約(総合評価)	3	91.5%	-
7	A	鴻池組・奥浜組JV	-	土木工事	1,118	一般競争契約(総合評価)	6	91.5%	-
8	A	鴻池組・奥浜組JV	-	土木工事	347	随意契約(その他)	-	-	-
9	A	大成設備・南西工業JV	-	機械工事	832	一般競争契約(総合評価)	2	99.1%	-
10	A	竹山建設(株)	7340001010635	建築工事 契約変更	683	一般競争契約(総合評価)	1	99.2%	-
11	A	大成設備工業・日建興業JV	-	機械工事	435	一般競争契約(総合評価)	2	99.1%	-

令和3年度行政事業レビューシート (防衛省)

事業名	民生安定助成事業			担当部局庁	地方協力局	作成責任者			
事業開始年度	昭和49年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	地域社会協力総括課	地域社会協力総括課長 北川 高生			
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条			関係する 計画、通知等	平成31年度以降に係る防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定・閣議決定)				
主要政策・施策	-			主要経費	防衛関係				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場、港湾など用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものである。 航空機による頻繁な離着陸や射撃・爆撃、火炮による射撃、戦車の走行などが周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合があり、さらにジェット戦闘機等による航空機騒音については、各地で訴訟が提起されている状況である。 これらの障害の緩和に資するため、地方公共団体等が実施する生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備等に対して国がその費用の一部を補助することによって、関係住民の生活の安定及び福祉の向上などが図られることで理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	自衛隊等の行為によって発生する障害は、その周辺地域の生活に影響を及ぼすものであり、これを周辺住民にのみ受忍させることは不公平であることから、その障害に対して対策を講じ、防衛施設と周辺地域との調和を保つためには、障害そのものを防止・軽減するだけでなく、生活環境そのものを全体的に向上・発展させていく施策も必要である。 そのため、防衛省として、最も周辺地域の事情に詳しい地方自治体が、生活環境の向上・発展に必要な施設(民生安定施設)を整備する場合に、その助成を行うことで地元の理解と協力を得てきている。 具体的には、集会用施設やごみ処理施設等の生活環境施設や、周辺の農林漁業用の施設の事業経営の安定に必要な施設に対する助成を行っている。 また、事務手続きについては、地方自治体から具体的な施設整備の申請が行われた後、防衛省において、防衛施設とその地域の間にはどのような障害があるかなどの内容の審査を経て、その整備費用の一部を補助している。 なお、上記施設の整備については、補助率5/10～10/10・定額等により助成を行うものである。 その他、放送受信料の半額相当について助成を行う放送受信障害や、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者等を対象に、住宅防音工事により設置した空調機器の夏場の使用に伴う電力量料金等について助成を行う空調機器稼働費がある。								
実施方法	委託・請負、補助								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	34,796	36,320	34,319	35,543	20,293		
		補正予算	-	-	▲ 11	-	-		
		前年度から繰越し	5,298	5,929	7,796	7,844	-		
		翌年度へ繰越し	▲ 5,929	▲ 7,796	▲ 7,844	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	34,165	34,453	34,260	43,387	20,293		
		執行額	33,342	33,118	33,676	-	-		
		執行率 (%)	98%	96%	98%	-	-		
		当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)	96%	91%	98%	-	-		
令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由					
	施設周辺整備助成補助金	33,428	20,170	「令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(令和3年7月7日閣議了解)において、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(平成18年5月30日閣議決定)及び「平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」(平成22年5月28日閣議決定)に基づく再編関連措置に関する防衛関係費に係る経費の令和4年度における取扱いについては、防衛関係費の更なる合理化・効率化を行ってもなお、地元の負担軽減に資する措置の的確かつ迅速な実施に支障が生じると見込まれる場合は、予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。」こととされているところである。 令和4年度概算要求における地元の負担軽減に資する措置に係る経費については、可能な限り早期に事業を実施することが重要との観点から、予算編成過程における地元や米軍等の調整結果を予算に反映させる必要があるため、事項要求したところである。					
	再編推進事業費補助金	1,933	-						
	防衛施設安定運用業務庁費	87	50						
	職員旅費	54	32						
	在日米軍地域交流業務委託費	41	41						
	計	35,543	20,293						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	-								
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック	

		定量的な目標が設定できない理由		定性的な成果目標と平成30～令和2年度の達成状況・実績						
定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	<p>防衛施設の安定的な使用を図るためには、関係住民の理解と協力を得る必要があるが、民生安定助成事業をどれだけ実施するかについては、個々の助成対象となる事業が関係自治体等のおかれている様々な事情や防衛施設の運用の態様の変更などを踏まえ、その時々状況に応じて、関係自治体等と緊密に調整しながら決定していく必要があるため、あらかじめ定量的な目標値を設定することは困難である。</p>			<p>(定性的な成果目標) 防衛施設の設置・運用による障害を緩和することにより、関係住民の理解と協力を得て、防衛施設の安定的な使用を図る。 (平成30～令和2年度の達成状況・実績) 平成30年度から令和2年度までの間に266件の事業(新設・改修)を実施。</p>						
	定量的な成果目標の設定が困難な場合 事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
<p>沖縄県内を始め、防衛施設関連市町村からの多様な補助事業の要望に応え、周辺住民に及ぼす障害の緩和に努めることにより、関係住民及び自治体等の理解と協力を得て、防衛施設の安定的な使用に寄与する。 これらの防衛施設を安定的に使用するため、地元要望に対し、採択出来たか否かを目標とする。</p>		<p>要望件数に対する採択件数</p>	実績	件	222	211	239	-	-	
			目標値	件	230	211	243	-	-	
			達成度	%	97	100	98	-	-	
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	<p>事業実施したことによる障害の緩和に資する等の事業効果の発現</p>	<p>事業完了後にアンケートを実施し、事業効果を確認できた件数</p>	実績	件	33	38	-	-	-	
			目標値	件	33	38	-	-	-	
			達成度	%	100	100	-	-	-	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	4年度活動見込	
	事業実施件数		活動実績	件	356,030	291,843	281,584	-	-	
			当初見込み	件	395,459	288,569	284,279	280,473	272,118	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		
	【一般助成】 執行額(X)÷事業実施件数(Y)		単位当たりコスト	百万円/件	132	132	142	179		
			計算式	X/Y	29,232/222	28,657/217	30,343/214	39,254/219		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		
	【防音助成】 執行額(X)÷事業実施件数(Y)		単位当たりコスト	百万円/件	74	104	66	117		
			計算式	X/Y	1,474/20	2,280/22	1,382/21	2,111/18		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		
	【放送受信】 執行額(X)÷事業実施件数(Y)		単位当たりコスト	千円/件	7	7	7	7		
			計算式	X/Y	2,497,275/355,199	2,070,173/291,086	1,882,694/280,862	1,829,734/279,802		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		
	【空調機器稼働費】 執行額(X)÷事業実施件数(Y)		単位当たりコスト	千円/件	9	9	9	9		
			計算式	X/Y	5,564/589	4,647/518	4,470/487	4,063/434		

政策評価 新経済・財政再生計画との関係	政策	I-4 我が国自身の防衛体制の強化(防衛力を支える要素)						
	施策	I-4-(3) 地域コミュニティとの連携						
	定量的指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
		実績値	-	-	-	-	-	-
	目標値	-	-	-	-	-	-	
	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
	防衛施設とその周辺地域とのより一層の調和	防衛施設周辺対策事業の推進	令和5年度	施策の進捗状況(実績)				
				<ul style="list-style-type: none"> ●自衛隊等の行為あるいは飛行場をはじめとする防衛施設の設置・運用によりその周辺地域において生じる障害の防止、軽減、緩和等を目的として、下記の措置を実施した。 ・自衛隊等の訓練等により生ずる障害を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う河川改修及び砂防施設等の整備に対する助成を実施。 ・防衛施設の設置・運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備に対する助成を実施。 ・自衛隊等の機甲車両等の頻繁な使用により生ずる障害を防止・軽減すること並びに防衛施設の設置又は運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う道路改修の整備に対する助成を実施。 ・自衛隊等の行為により生ずる障害の防止・軽減又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の緩和に資するために必要な措置を講ずるため、地方公共団体が行う障害防止事業、民生安定事業等を対象に複数の事業を統合した助成を実施。 ・ジェット機が離着陸を実施する飛行場等の防衛施設について、その設置・運用がその周辺地域における住民の生活環境や開発に著しい影響を及ぼすと認められる市町村(特定防衛施設関連市町村)に対し、公共用の施設の整備等に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付。 ・移転措置事業で取得した土地(周辺財産)を飛行場等と市民生活の場とを隔離する緩衝地帯化するよう、緑地帯その他緩衝地帯の整備等を実施。また、自衛隊等による航空機の離着陸の頻繁な実施等により、農林漁業等の事業を営んでいた者が受けた事業の経営上の損失を補償。 ・自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域(第二種区域)の指定の際現に所在する建物等の移転補償、土地の買入れ等を実施。 ・自衛隊等の航空機等の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う学校、病院等の防音工事に対する助成を実施。 ・自衛隊等の航空機等の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減するため、住宅の所有者等が行う住宅防音工事に対する助成を実施。 ・防衛施設の継続的・安定的な使用の確保のため、防衛施設に所在する民公有地について、土地所有者と賃貸借契約を締結し、賃借料を支払いの上、借上げを実施。 ・自衛隊等が水面を使用して行う訓練等のため、法律又は契約により制限水域を設定し、これに伴い漁業者が被った漁業経営上の損失の補償、駐留軍に施設・区域として提供する用地の取得、周辺財産のうち、植栽等が未整備等の土地について、雑草の繁茂に起因する付近住宅の環境悪化等を未然に防止するための除草工事等、防衛施設の安定的な使用の確保を図るための損失補償等を実施。 				
				本事業の成果と上位施策・測定指標との関係				
	<p>防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場、港湾など用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものである。</p> <p>航空機による頻繁な離着陸や射撃・爆撃、火砲による射撃、戦車の走行などが周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合があり、さらにジェット戦闘機等による航空機騒音については、各地で訴訟が提起されている状況である。</p> <p>これらの障害の緩和に資するため、地方公共団体等が実施する生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備等に対して国がその費用の一部を補助することによって、関係住民の生活の安定及び福祉の向上などが図られることで理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与する。</p>							

新 経 済 ・ 財 政 再 生 計 画 改 革 工 程 表 2 0 2 0	取組事項	分野:	-	-							
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	2年度	3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	2年度	3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	-	-	-	
	達成度 % - - - - - - - - - -										
	本事業の成果と取組事項・KPIとの関係										
	-										

事業所管部局による点検・改善

項目	評価	評価に関する説明
事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業は、補助事業者（地方公共団体等）が防衛施設の設置・運用により生じる障害を緩和するため、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金交付要綱等に基づき申請し、事業を実施していることから、関係住民や地域社会のニーズを的確に反映している。
地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業は、防衛という国民の利益のために特定の地域の住民が受けている不利益を公平の観点から是正する、いわば補償的な性格を有するものであり、国の責務として国自ら行うものである。
政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	本事業は、防衛施設の設置又は運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されている場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体等が実施する生活環境施設の整備等に対して国が補助金の交付を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上が図られることにより、防衛行政に対する理解と協力が得られるため、必要かつ適切な事業である。
競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	地方公共団体等への補助金については、補助事業であり、国において入札・契約は行っていない。
一般競争契約、指名競争契約又は随意契約（企画競争）による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	なお、補助事業者等の契約については、地方自治法等に基づき実施しており、補助事業者が行った契約については、実績報告時に把握している。
競争性のない随意契約となったものはないか。	無	また、在日米軍地域交流業務に係る事務委託については、一般競争入札を利用し、競争性を確保しているため、支出先の選定は妥当である。

事業の効率性	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律等に基づき助成を行っており、その補助対象施設のみならず便益に応じて、補助に係る施設毎に適正に定めていることから、受益者との負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金交付要綱等に基づく補助事業者からの交付申請書については、地方公共団体等が設計、積算基準(国交省及び都道府県単価)により、必要な経費を算定しているため、コスト等の水準は妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金交付要綱等に基づき、補助事業者からの交付申請の提出を受け、補助金適正化法に基づき、事業の目的や効果、経済性を含め事業の内容の審査を行い、交付決定をしており、補助事業者から事業完了後に提出される実績報告書に基づき、必要に応じ事業現場等の確認を行い、事業に使用された経費を審査した上で確定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	補助事業者において入札を行った結果の入札残等、やむを得ない事情によるものである。
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	用地買収に係る地権者との調整に不測の日数を要した等、やむを得ない事情によるものである。
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	本事業は、既存ストックを活用したりリニューアル事業を拡充していることなどから、コスト削減や効率化に向けた工夫は行われている。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	-
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本事業の実施に当たっては、補助事業者が設計の段階で他の手段・方法等について比較検討し、効果的あるいは低コストでの実施に努めており、交付申請時に確認している。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	補助事業者の都合により多少の差はあるものの、概ね見合ったものである。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	平成30年度完了の補助事業について、関係住民にアンケートを行い、おおむね事業効果があったという結果が得られるとともに、十分に活用されていることが確認できた。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	総務省消防庁において実施している事業とは、補助目的が異なる。(総務省消防庁は、地震等の大規模災害を想定しているが、当省は、防衛施設周辺の航空機事故等を想定している。)
	所管府省名	事業番号	事業名
	総務省		緊急消防援助隊の機能強化
	国土交通省		空港周辺環境対策事業
	防衛省	20 - 0291	防衛施設周辺整備統合事業
点検・改善結果	点検結果		<p>1. 必要性 一般助成等については、防衛施設の設置・運用による周辺地域の住民が生活上又は事業活動上被る障害を障害として幅広くとらえ、その障害を直接的に防止し、又は軽減できないにしても、このような障害を放置することなく、最も周辺地域の事情に詳しい地方公共団体等が民生安定の見地から障害の緩和に役立つ措置を採る場合等に助成するものである。 これにより、防衛施設を安定的に使用できることから、防衛省が実施することが適切である。</p> <p>2. 効率性 一般助成等の実施に際しては、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金交付要綱等に基づき、補助事業者からの交付申請書の提出を受け、補助金適正化法に基づき、事業の目的や効果、経済性を含め事業の内容の審査を行い、交付決定をしており、補助事業者から事業完了後に提出される実績報告書に基づき、必要に応じ事業現場等の確認を行い、事業に使用された経費を審査した上で確定している。 また、既存ストックを活用したりリニューアル事業を平成23年度から拡充している。</p> <p>3. 有効性 一般助成等を実施することにより、防衛施設の周辺住民が被っている生活又は事業活動の障害が緩和され、関係住民の生活の安定及び福祉の向上が図られることで理解と協力を得られた。 なお、事業完了後にアンケートを行い、おおむね事業効果があったという結果が得られるとともに、十分に活用されていることが確認できた。</p> <p>4. 総合評価 平成21年度の「事業仕分け」の結果を踏まえ、関係自治体からの要望を聴取し、既存ストックの活用を行うリニューアル事業の追加、補助メニューの追加等を行うなど、関係自治体等からの要望を踏まえ、補助事業を実施することにより、関係住民及び自治体等の理解と協力を得ることにつながり、近年においては、岩国飛行場への空母艦載機移駐、横須賀基地への米イージス艦追加配備など防衛施設の安定的使用に寄与している。</p>
	改善の方向性		一般助成等の実施に際しては、引き続き、事業内容や経費の審査を確実に実施して、効率的な予算執行及び予算要求に取り組むとともに、防衛施設の周辺住民の理解と協力を得るため、事業の完了後、関係住民及び自治体へのアンケートを通じて事業効果及び意見の聴取を行い、事業効果の更なる向上に努める。

外部有識者の所見

・外部有識者抽出点検の対象外である。

行政事業レビュー推進チームの所見

現状 通り	・毎年繰越が発生しており規模も大きい。事業の性質上困難な部分もあると思われるが、改善に向けて削減の方策を検討されたい。
----------	---

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状 通り	地方公共団体等における事業の進捗状況の把握及び事業内容の精査等を実施し、引き続き効率的な予算要求及び予算執行に努める。
----------	---

備考

【事業仕分け】
 年度:平成21年度 / 事業番号:3-64-(2) / 結果:見直しを行う
 とりまとめコメント:用途をより自由にして、地域が自由に使いやすくなるということで、効率を高める。
 対応状況: 【事業仕分け後の施策の追加等】
 平成22年度:太陽光発電システム等
 平成23年度:改修工事の補助対象施設(児童館、公民館等)を追加
 防衛施設(飛行場)において、所在市町村を対象としていたが、隣接及び隣々接も対象とする等
 平成24年度:改修工事の補助対象施設(市町村庁舎)を追加
 平成25年度:消防施設の補助対象施設(消防救急デジタル無線設備)を追加
 平成26年度:老人福祉センター、保育用施設、除雪機械を新規事業として追加
 平成28年度:改修工事の補助対象施設(消防庁舎)を追加

【公開プロセス】
 年度:平成29年度 / レビューシート番号:0335(民生安定助成事業) / 結果:事業全体の抜本的な改善
 とりまとめコメント:
 基地周辺の自治体に対する財政支援であればそれを明確にした上で制度を整理するとともに、予算が増え続けることが予測されるため、合理的な「歯止め」を考
 えるべき時期である。予算額が増大することもあり、予算執行の適正化を図るべき。

反映状況:
 本事業は、防衛施設の設置・運用による障害の緩和に資するため、地方公共団体が実施する生活環境施設等の整備に対し補助を行うことにより、関係住民の
 生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とし、また、防衛という国民全体の利益のために特定の地域の住民が受けている不利益を公平の観点から是正
 する、いわば補償的な性格を有する事業である。制度の改善に当たっては、関係自治体等の意見及び制度の趣旨を踏まえながら、慎重に進める必要があるた
 め、関係自治体等の実情・ニーズを的確に捉えつつ検討していく。
 近年は、大型事案の進捗等に伴い予算額が増加傾向にあったものの、これまでの民生安定助成事業の予算については増減しており、一概に、増え続けるとは
 明言できないところであるが、今後は、施設の整備に当たり、既存施設を最大限に活用することや、再編・集約化を図るなど計画的な取り組みの促進について検
 討し、効率的かつ効果的な事業の実施を図ることにより、更なる合理化に努めていく。
 予算執行の適正化については、事業の競争性を確保する観点から、引き続き関係自治体等の定めた入札制度等の規約に基づき、入札が適正に実施されてい
 るかなどを確認し、より一層の適正な執行に努める。

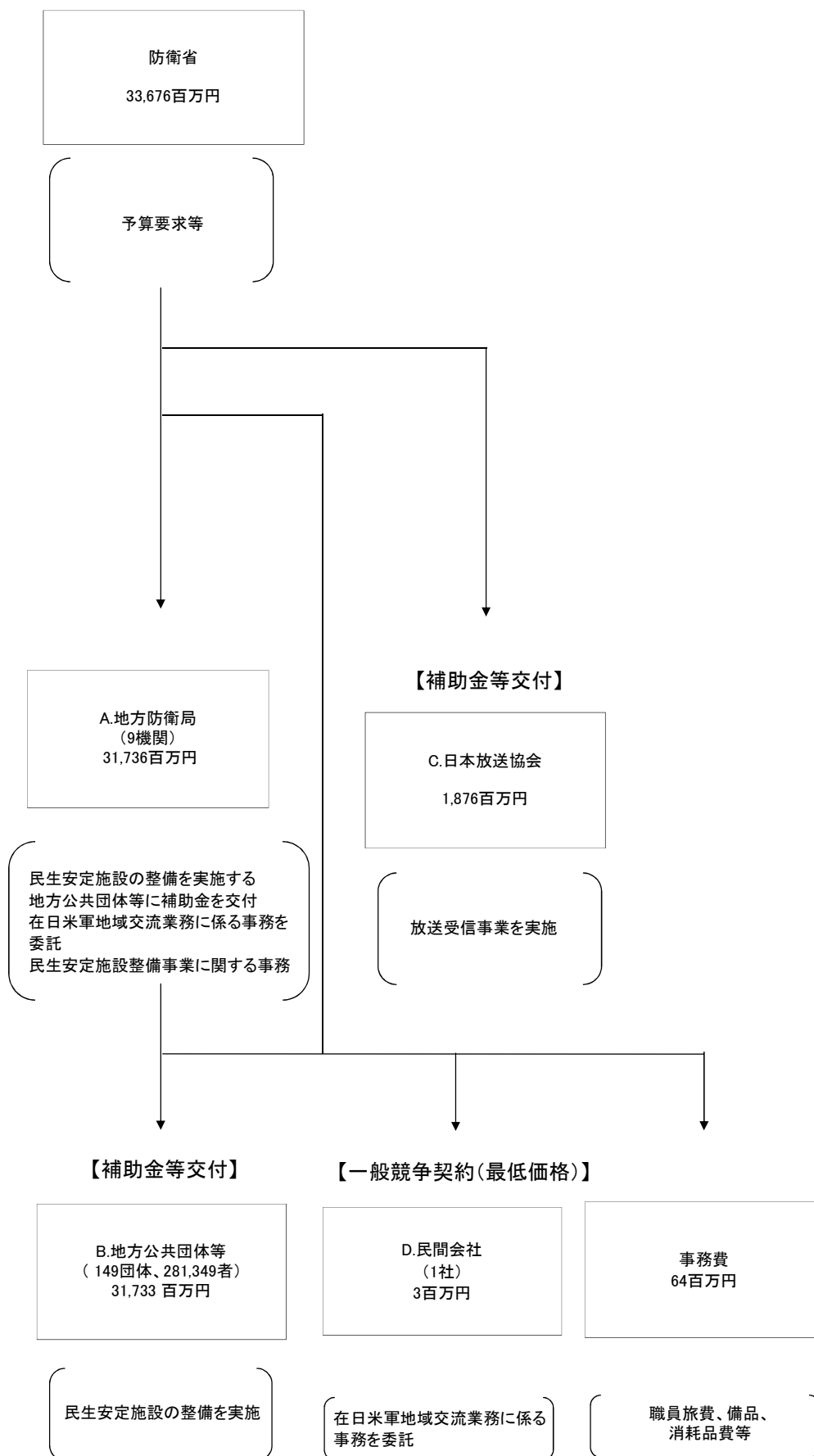
民生安定助成事業は、地方公共団体が実施する生活環境施設等の整備に対する補助を行い、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することで、防衛
 施設の設置・運用による障害の緩和に資することとなり、いずれの事業も同様に助成していることから、1シートにて作成している。

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0466				
平成23年度	0357				
平成24年度	0325				
平成25年度	0472				
平成26年度	0374				
平成27年度	0254				
平成28年度	0327				
平成29年度	0335				
平成30年度	0344				
令和元年度	防衛省 - 0328				
令和2年度	防衛省 - 0303				

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



費目・使途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載）	A. 沖縄防衛局			B. 沖縄市		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	補助金	民生安定施設の整備	12,613	補助金	民生安定施設の整備	5,732
	計		12,613	計		5,732
	C. 日本放送協会			D. (株)中国ステージ		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
補助金	放送受信料	1,876	委託費	在日米軍地域交流業務	3	
計		1,876	計		3	
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	沖縄防衛局	9000012120001	民生安定施設の整備等事 業件数 465件	12,613	その他	-	--	
2	北関東防衛局	9000012120001	民生安定施設の整備等事 業件数 165件	3,817	その他	-	--	
3	北海道防衛局	9000012120001	民生安定施設の整備等事 業件数 40件	3,709	その他	-	--	
4	南関東防衛局	9000012120001	民生安定施設の整備等事 業件数 194件	3,697	その他	-	--	
5	中国四国防衛局	9000012120001	民生安定施設の整備等事 業件数 49件	2,519	その他	-	--	
6	九州防衛局	9000012120001	民生安定施設の整備等事 業件数 149件	2,364	その他	-	--	
7	近畿中部防衛局	9000012120001	民生安定施設の整備等事 業件数 25件	1,497	その他	-	--	
8	東北防衛局	9000012120001	民生安定施設の整備等事 業件数 42件	1,186	その他	-	--	
9	東海防衛支局	9000012120001	民生安定施設の整備等事 業件数 40件	333	その他	-	--	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	沖縄市	5000020472115	民生安定施設の整備等事 業件数 3件	5,732	補助金等交付	-	--	
2	宮野湾市	2000020472051	民生安定施設の整備等事 業件数 5件	1,909	補助金等交付	-	--	
3	佐世保市	5000020422029	民生安定施設の整備等事 業件数 6件	983	補助金等交付	-	--	
4	別海町	9000020016918	民生安定施設の整備等事 業件数 2件	923	補助金等交付	-	--	
5	日高町	6000020016012	民生安定施設の整備等事 業件数 1件	920	補助金等交付	-	--	
6	岩国市	1000020352080	民生安定施設の整備等事 業件数 4件	905	補助金等交付	-	--	
7	浦添市	1000020472085	民生安定施設の整備等事 業件数 2件	841	補助金等交付	-	--	
8	富士吉田市	1000020192023	民生安定施設の整備等事 業件数 3件	780	補助金等交付	-	--	
9	与那国町	7000020473821	民生安定施設の整備等事 業件数 1件	770	補助金等交付	-	--	
10	横須賀市	3000020142018	民生安定施設の整備等事 業件数 4件	728	補助金等交付	-	--	

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	日本放送協会	8011005000968	放送受信料	1,876	補助金等交付	-	--	

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)中国ステージ	2240001006656	在日米軍地域交流業務	3	一般競争契約 (最低価格)	2	87.1%	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1	B	三沢市	2000020022071	民生安定施設の整備等事業件数 3件 補助金等交付	1,747	その他	-	--	
2	B	別海町	9000020016918	民生安定施設の整備等事業件数 1件 補助金等交付	1,535	その他	-	--	
3	B	伊江村	5000020473154	民生安定施設の整備等事業件数 1件 補助金等交付	1,239	その他	-	--	
4	B	舞鶴市	4000020262021	民生安定施設の整備等事業件数 1件 補助金等交付	1,146	その他	-	--	
5	B	佐世保市	5000020422029	民生安定施設の整備等事業件数 3件 補助金等交付	987	その他	-	--	
6	B	富士五湖広域行政事務組合	4000020199362	民生安定施設の整備等事業件数 1件 補助金等交付	823	その他	-	--	
7	B	日高町	6000020016012	民生安定施設の整備等事業件数 1件 補助金等交付	774	その他	-	--	
8	B	各務原市	7000020212130	民生安定施設の整備等事業件数 1件 補助金等交付	569	その他	-	--	
9	B	横須賀市	3000020142018	民生安定施設の整備等事業件数 1件 補助金等交付	528	その他	-	--	
10	B	綾瀬市	3000020142182	民生安定施設の整備等事業件数 1件 補助金等交付	528	その他	-	--	

令和3年度行政事業レビューシート (防衛省)

事業名	12式地对艦誘導弾能力向上型			担当部局庁	防衛装備庁	作成責任者			
事業開始年度	令和3年度	事業終了 (予定)年度	令和10年度	担当課室	事業監理官(誘導武器・統合装備担当)	事業監理官(誘導武器・統合装備担当)	海老根 巧		
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	防衛省設置法第四条第一項十四号			関係する計画、通知等	平成31年度以降に係る防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) 新たなミサイル防衛システムの整備等及びスタンド・オフ防衛能力の強化について(令和2年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定)				
主要政策・施策	科学技術・イノベーション			主要経費	防衛関係				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	自衛隊員の安全を確保しつつ、我が国への攻撃を効果的に阻止する必要があることから、島嶼部を含む我が国への侵攻を試みる艦艇等に対して、脅威圏の外からの対処を行うためのスタンド・オフ防衛能力の強化のため、多様なプラットフォームからの運用を前提とした12式地对艦誘導弾能力向上型の開発を行う。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	当該事業は、令和3年度から令和10年度までの間で、12式地对艦誘導弾能力向上型の試作を実施するとともに、各種試験を実施して機能・性能を確認する。								
実施方法	直接実施								
予算額・執行額 (単位:百万円)			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	-	-	-	0	98		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	0	0	0	0	98		
		執行額	0	0	0	-	-		
		執行率(%)	-	-	-	-	-		
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	-	-	-	-	-			
令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由					
	試作品費	0	98	令和2年度契約分の支払。					
	-	-	-						
	-	-	-						
	-	-	-						
	計	0	98						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 7 年度
	開発課題に関する技術的な知見の所得	確認した技術課題の数	成果実績	件	-	-	-	-	-
			目標値	件	-	-	-	-	1
			達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	令和3年度概算要求資料、令和3年度業務実施計画								
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							チェック		

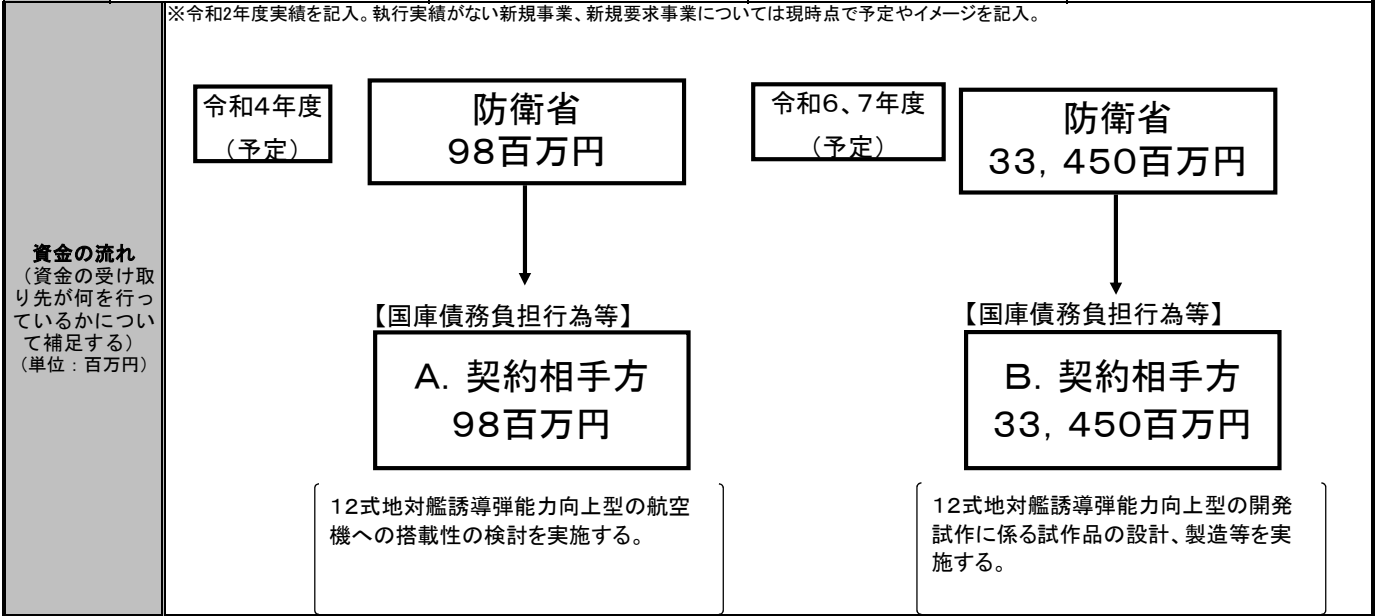
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 活動見込	4年度 活動見込	
	活動実績	試作契約の調達件数		式	-	-	-	-	
単位当たり コスト	算出根拠		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		
	単位当たり コスト	執行額(X)/調達件数(Y)		百万円/式	-	-	-	-	
			計算式	X/Y	-	-	-	-	
政策評価 政策評価、新経済・財政再生計画	政策	I-1 我が国自身の防衛体制の強化(領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項)							
	施策	I-1-(2) 従来の領域における能力の強化							
	測定指標	定量的指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 -年度	目標年度 -年度
					実績値	-	-	-	-
				目標値	-	-	-	-	-
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
	スタンドオフ防衛能力の強化	島嶼防衛用高速滑空弾等の研究開発	令和5年度	施策の進捗状況(実績)					
	●令和元年度は、研究試作(その1)を実施した。 ●研究試作(その2)を令和2年3月31日に139億円で契約した。								
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	自衛隊員の安全を確保しつつ、我が国への攻撃を効果的に阻止する必要があることから、島嶼部を含む我が国への侵攻を試みる艦艇等に対して、脅威圏の外からの対処を行うためのスタンド・オフ防衛能力の強化のため、多様なプラットフォームからの運用を前提とした12式地对艦誘導弾能力向上型の開発を行う。								
政策	I-2 我が国自身の防衛体制の強化(防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項)								
施策	I-2-(2) 装備体系の見直し								
測定指標	定量的指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 -年度	目標年度 -年度	
				実績値	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	
	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					
現有の装備体系を検証し、統合運用の観点から実効的かつ合理的な装備体系を構築	装備品のファミリー化及び仕様の共通化・最適化	令和5年度	施策の進捗状況(実績)						
●令和元年度においては、費用対効果の観点から、民生品の使用や装備品等の仕様の見直しにより、経費縮減を追求した。(教育用電子教材の整備、FCネットワークの研究 等)									
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
自衛隊員の安全を確保しつつ、我が国への攻撃を効果的に阻止する必要があることから、島嶼部を含む我が国への侵攻を試みる艦艇等に対して、脅威圏の外からの対処を行うためのスタンド・オフ防衛能力の強化のため、多様なプラットフォームからの運用を前提とした12式地对艦誘導弾能力向上型の開発を行う。									
政策	I-2 我が国自身の防衛体制の強化(防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項)								
施策	I-2-(4) 装備調達最適化								

との関係	測定指標	定量的指標		実績値	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度	
					目標値	-	-	-	-	-	
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						
		装備品等の効果的・効率的な取得の推進による装備調達最適化	プロジェクト管理対象品目の拡大や事業計画等の見直しに関する基準の適正化	令和5年度	施策の進捗状況(実績) <ul style="list-style-type: none"> ●防衛装備庁における内部監察監査の強化を図ることにより、同庁における業務の適正かつ効率的な実施の確保を目的として、部外監査法人等の知見を活用し研修を実施した。 ●新たに1品目のプロジェクト管理重点対象装備品等及び3品目の準重点管理対象装備品等を選定し、今後計画的にプロジェクト管理を進めるために必要な基本的事項を定めた取得戦略計画及び取得計画を策定した。 ●平成30年度までに選定したプロジェクト管理重点対象装備品等17品目のうち、陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア)を除く16品目、準重点管理対象装備品等3品目について、取得プログラムの分析及び評価を実施した。 ●事業計画の見直しに関する基準の適正化のため、計画の見直し等の判断基準に単位ライフサイクルコストを追加する規則改正を実施し適正化を図った。 						
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
自衛隊員の安全を確保しつつ、我が国への攻撃を効果的に阻止する必要があることから、島嶼部を含む我が国への侵攻を試みる艦艇等に対して、脅威圏の外からの対処を行うためのスタンド・オフ防衛能力の強化のため、多様なプラットフォームからの運用を前提とした12式地対艦誘導弾能力向上型の開発を行う。											
新経済・財政再生計画改革工程表 2020	取組事項	分野:	-	-							
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		成果実績	単位	計画開始時 - 年度	2年度	3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
					目標値	-	-	-	-	-	
					達成度	%	-	-	-	-	
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		成果実績	単位	計画開始時 - 年度	2年度	3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
					目標値	-	-	-	-	-	
					達成度	%	-	-	-	-	
	本事業の成果と取組事項・KPIとの関係										
	-										
	事業所管部局による点検・改善										
国費投入の必要性	項目				評価	評価に関する説明					
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。				○	自衛隊の装備品等の研究開発は、我が国の防衛力整備において重要な事業である。					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				○	本事業は自衛隊で運用する誘導弾の開発であるため、秘匿性が高く、防衛省が独自に研究する必要がある。したがって、民間における技術の発展は期待できず、民間委託は不可能であることから、防衛省が実施すべき事業である。					
事業の効率性	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。				○	近年、我が国の安全保障上、脅威となる諸外国の装備品の高性能化・多様化に伴い、我が国の誘導弾の性能向上は急務であり、必要かつ適切な事業である。					
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。				-						
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。				無	現時点での支出実績はないため未記載とした。					
	競争性のない随意契約となったものはないか。				無						
	受益者との負担関係は妥当であるか。				-						
事業の効率性	単位当たりコスト等の水準は妥当か。				-	現時点での支出実績はないため未記載とした。					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。				-	現時点での支出実績はないため未記載とした。					
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。				-	現時点での支出実績はないため未記載とした。					

	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	現時点での支出実績はないため未記載とした。
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	現時点での支出実績はないため未記載とした。
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	現時点での支出実績はないため未記載とした。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	現時点での支出実績はないため未記載とした。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	現時点での支出実績はないため未記載とした。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	現時点での支出実績はないため未記載とした。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	現時点での支出実績はないため未記載とした。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-
	所管府省名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	<p>【必要性】 相手の脅威圏外である 遠方から火力を発揮して、隊員の安全を確保しつつ、侵攻する敵艦艇等や我の来援の妨害等を図る敵艦艇等を被侵攻島嶼正面の全海域及び周辺の海峡部において撃破するため、より遠方からの火力発揮を可能とする射程距離の延伸が図られた誘導弾(スタンドオフミサイル)が必要である。</p>	
	改善の方向性	-	
外部有識者の所見			
・外部有識者抽出点検の対象外である。			
行政事業レビュー推進チームの所見			
・調達にあたっては、応札者拡大の方策について検討を行い、競争性の確保を図るとともに見積もり内容の精査等により価格の適正化に努められたい。			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
ご指摘も踏まえて、価格の適正化に努めたい。			
備考			
-			

関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年度	-		
平成23年度	-		
平成24年度	-		
平成25年度	-		
平成26年度	-		
平成27年度	-		
平成28年度	-		
平成29年度	-		
平成30年度	-		
令和元年度			
令和2年度			

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



	A.			B.		
	費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
-	-		-	-		-
	計		0	計		0

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	-	-	-	-		-	-	
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-		-	-	

令和3年度行政事業レビューシート (防衛省)

事業名	主機等オーバーホール			担当部局庁	防衛装備庁		作成責任者		
事業開始年度	平成3年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	事業監理官(艦船担当)		事業監理官 萩原 祐史		
会計区分	一般会計								
根拠法令(具体的な条項も記載)	船舶の造修等に関する訓令 第2条2項(昭和32年防衛庁訓令第43号)			関係する計画、通知等	平成31年度以降に係る防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定)				
主要政策・施策	海洋政策			主要経費	防衛関係				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	主機等(推進用及び発電用原動機)は、艦艇の航行に直接的に関わる最も重要な装備品の一つであり、高い信頼性が要求されることから、主機等ごとに信頼性を保証できる累計運転時間を定めている。当該時間にわたり使用され信頼性が低下した主機等について、効率的かつ経済的な措置により、再度、信頼性を向上させるため、本事業を実施する。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	規定の累計運転時間に達し艦艇から陸揚げした主機等について、本事業で艦船補給処等が主機等の製造会社等と役務契約を結び、オーバーホール(開放検査及び必要な部品交換等)により信頼性を向上させた後、海上自衛隊に納入する。なお、納入された主機等は、他の艦艇の累計運転時間により信頼性が低下した主機等と交換して継続使用する。								
実施方法	直接実施								
予算額・執行額(単位:百万円)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求			
	予算の状況	当初予算	6,985	7,021	9,447	11,037	12,131		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	496	22	-		
		翌年度へ繰越し	-	▲496	▲22	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計	6,985	6,525	9,921	11,059	12,131			
	執行額	4,919	4,572	6,809					
執行率(%)	70%	70%	69%						
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	70%	65%	72%						
令和3・4年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由					
	艦船修理費	11,037	12,131	エンジンの使用時数増減に伴うオーバーホール計画の見直しにより、整備費が高額な機器が後ろ倒しとなった一方、低額な機器の整備台数が増となったことが活動実績増及び低い執行率の主な要因である。また、オーバーホールに必要な部品について、別事業である「艦船部品費」に付け替えて部品調達等の執行していることも執行率の低い要因である。					
	-	-	-						
	-	-	-						
	-	-	-						
	-	-	-						
計	11,037	12,131							
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標3年度	目標最終年度	
	主機等についてオーバーホールを実施することにより、艦艇の可動率向上に寄与することができる態勢の維持	ガスタービン搭載艦艇数	成果実績	機	67	68	62	-	-
			目標値	機	67	68	62	143	-
			達成度	%	100	100	100	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定)								
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							チェック		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	4年度活動見込		
	オーバーホールを実施した主機等の整備台数	活動実績	台	113	75	89	-	-	
		当初見込み	台	125	82	82	143	142	
単位当たりコスト	算出根拠	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込			
	事業経費(百万円)(X)/整備台数(台)(Y)(百万円)	単位当たりコスト	百万円/台	44	61	77	77		
		計算式	X/Y	4,919/113	4,572/75	6,809/89	11,059/143		
政策	I-1 我が国自身の防衛体制の強化(領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項)								
	施策	I-1-2(2) 従来の領域における能力の強化							

定量的指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標	目標年度		
			-	-	-	-	-		
実績値		-	-	-	-	-	-		
目標値		-	-	-	-	-	-		
定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						
海空領域における能力の強化	その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)	令和5年度	施策の進捗状況(実績)						
			<ul style="list-style-type: none"> ●海上自衛隊においては、以下の項目に必要な経費を計上した。 <ul style="list-style-type: none"> ・固定翼哨戒機(P-3C)の能力向上及び機齢延伸(約22億円) ・回転翼哨戒機(SH-60J及びSH-60K)の機齢延伸(約77億円) ・護衛艦、潜水艦、音響測定艦及び補給艦の艦齢延伸(約140億円) ・護衛艦の短SAMシステムの能力向上(約1億円) ・CIWS(高性能20mm機関砲)の近代化改修 ・護衛艦の対潜能力向上(約1億円) ・短SAMシステム3型等の計算機能力の向上 ・護衛艦の戦闘指揮システムの近代化改修及び電子計算機等の更新(約43億円) ・潜水艦の戦闘指揮システムの近代化改修(約2億円) ・潜水艦救難艦の改修(約23億円) ●現有のE-767の警戒監視能力の向上のため、中央計算装置の換装及び電子戦支援装置の搭載等に必要な機体改修を実施するための経費(約129億円)を計上した。 ●硫黄島周辺空域における警戒監視能力の向上のため、硫黄島レーダー(FPS-2)をJADGEに接続等するための経費(約1億円)を計上した。 ●海上自衛隊においては、以下の項目を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・故障又は定期修理時期に達した航空機用機器等の修理を実施した。 ・救難飛行艇(US-2)の整備を実施した。 ・部隊で実施する整備及び修理会社で実施する修理等に必要部品を調達した。 ・機体、発動機及び機器のオーバーホール用官給品並びに部隊維持用の部品を調達した。 ・飛行安全を確保しつつ運用可能な品質を維持した。 ・航空機の修理等に必要材料等の購入等により、航空機の可動率の維持・向上を図った。 ・固定翼哨戒機(P-1)の円滑な運用を図るために必要なP-1用整備用器材を整備した。 ●航空自衛隊においては、以下の項目を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・地上指揮所及び早期警戒管制機等と戦闘機との間における戦術情報の共有化及び戦域における状況認識能力の向上を図るため、F-15用端末装置を1式搭載した。 ・航空救難態勢を維持するため、救難ヘリコプター(UH-60J)を3機取得した。 ●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業について、平成30年度に事前評価を行い、令和元年度に着手した事業は以下のとおりであり、自衛隊の運用ニーズに合致した研究開発を着実に実施しているところ。 <ul style="list-style-type: none"> ・FC(Fire Control)ネットワーク ・潜水艦用高効率電力貯蔵・供給システムの研究試作 ●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業のうち、当初目標の達成度等を評価するため、令和元年度に研究開発評価(事後)を行った研究開発事業は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・スノーケル発電システム:要求性能を満足し、部隊の使用に供し得ると認められた。 						
			本事業の成果と上位施策・測定指標との関係						
<p>主機等(推進用及び発電用原動機)は、艦艇の航行に直接的に関わる最も重要な装備品の一つであり、高い信頼性が要求されることから、主機等ごとに信頼性を保証できる累計運転時間を定めている。</p> <p>当該時間にわたり使用され信頼性が低下した主機等について、効率的かつ経済的な措置により、再度、信頼性を向上させるため、本事業を実施する。</p>									
新経済・財政再生計画	取組事項	分野:	-	-					
		KPI(第一階層)		単位	計画開始時	2年度	3年度	中間目標	目標最終年度
				-	-	-	-	-	-
		成果実績	-	-	-	-	-	-	
	目標値	-	-	-	-	-	-		
	達成度	%	-	-	-	-	-		

計画改革工程表 2020	KPI (第二階層)	KPI (第一階層)	単位	計画開始時	2年度	3年度	中間目標	目標最終年度
				- 年度			- 年度	- 年度
			成果実績	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係								
事業所管部局による点検・改善								
	項目			評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。			○	搭載している護衛艦等の主機等の信頼性を確保するためには、規定の運転時間に達した主機等のオーバーホールを実施して護衛艦等を適切に運用する必要があり、護衛艦等を運用できるのは海上自衛隊であるため、防衛省が実施すべき事業である。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	主機のオーバーホール計画は護衛艦等の運用に密接に関わるため、民間等に委ねることはできない。			
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。			○	護衛艦等の可動率確保のため必要な事業である。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○				
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。			無	公募による競争性確保に努めている。一者応札となった契約は、ライセンスを有する国内企業が一社であるため。			
	競争性のない随意契約となったものはないか。			無				
	受益者との負担関係は妥当であるか。			-				
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。			○	計画に基づき所要のオーバーホールを実施している。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	規定の運転時間に達した主機等をオーバーホールすることによって再度活用することにより、新たな主機を購入することなく、効率的かつ経済的に整備を実施している。			
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			○	エンジンの使用時数増減に伴うオーバーホール計画の見直しにより、整備費が高額な機器が後ろ倒しとなった一方、低額な機器の整備台数が増となったこと及びオーバーホールに必要な部品について、他の事業に振り替えて部品調達等執行していることが不用率が高い要因である。				
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			○	契約相手方であるIHIの民間航空機整備不適切事業の影響により、社内整備体制が見直された結果、社内検査員の不足及び大幅な作業手順書の見直し等がなされ、これら要因による整備計画の遅延から、ガスタービン主機の年度内納入が困難となったため。				
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。			○	技術的検討に基づく、主機等の整備間隔の延伸等を段階的に実施し、コスト縮減について検討している。				
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。			○	毎年計画数量のオーバーホールを実施している。			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	オーバーホール後の主機等は遅滞なく護衛艦等に搭載され、運用されている。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	活動実績は見込み通りである。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	海上自衛隊の活動に活用されている。			
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			-				
	所管府省名	事業番号	事業名					

点検・改善結果	点検結果	<p>1 必要性 海上自衛隊が保有する艦船の可動率を確保するための事業であり、防衛省が実施することが適切である。</p> <p>2 効率性 調達品目及び数量については、信頼性を補償できる累計運転時間の延伸により数量削減に努める等、効率的な取得のために必要な検討を実施している。</p> <p>3 有効性 主機等のオーバーホールにより艦船の可動率を確保し、各種事態等への対処能力を維持することが可能となる。</p>
	改善の方向性	<p>修理間隔延伸の範囲拡大のため、現在試行的にM1A-35型ガスタービン機関の技術調査（データ収集、分析）を実施しているところである。M1A-35型ガスタービン機関の技術調査は令和6年1月終了予定であり、以後、501-K34型（エアアシスト型）、LM2500IEC型ガスタービン機関も修理間隔延伸に向けて検討中である。</p> <p>今後、成果を反映し、ライフサイクルコストの低減に努め、より効率的かつ経済的な事業に努めていく。</p>

外部有識者の所見

令和2年度の執行率が低いが、活動実績は当初見込みを上回る結果となっているのはなぜか。低い執行率で成果を達成しているとの評価であれば、過剰な予算要求をしているのではないかと疑念がもたれる。執行率は低下しているが、予算要求が増額となっているのであれば、国民にも理解してもらうためにも、レビューシートに丁寧に記載するべき。

行政事業レビュー推進チームの所見

一 事業内容
改善
外部有識者の所見を踏まえて、適切に対応されたい。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

執行等改善
エンジンの使用時数増減に伴うオーバーホール計画の見直しにより、整備費が高額な機器が後ろ倒しとなった一方、低額な機器の整備台数が増えたことが活動実績増及び低い執行率の主な要因である。また、オーバーホールに必要な部品について、他の事業に振り替えて部品調達等執行していることも執行率の低い要因である。（令和2年度の活動実績の増及び執行率低下の要因をレビューシートの主な増減理由欄に記載した。）
今後の要求においては、最新の運転時数、運用計画等を踏まえてオーバーホール計画を精査することで活動実績の乖離を局限し、令和4年度要求から本事業内で部品調達等の執行ができるよう改訂することで、適切な予算計上及び予算執行に努める。

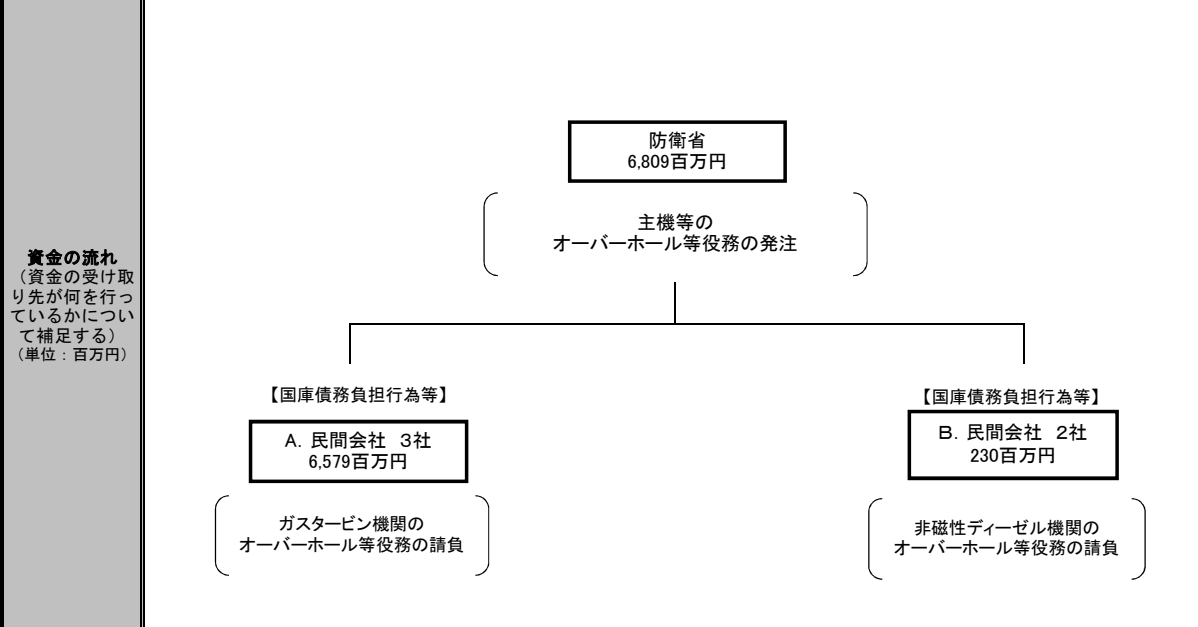
備考

【公開プロセス実施年度】平成22年度
【レビューシート番号】No. 0013
【事業名】主機等オーバーホール
【結果】一部改善
【取りまとめコメント】
○特定の企業と長期・継続的な契約を結ばざるを得ないのであれば、原価構成を受注者が開示することを通じて国民の信頼性を高めるべき。
○修理間隔の延長の範囲を更に拡大するべき。
○さらなるIRANの対象となる数の低減を図るべき。
【対応状況】
○平成22年度行政事業レビュー公開プロセスについて指摘のあった点について、所見を踏まえ、改善に取り組んでいるところ。
特に修理間隔の延伸については、継続的に検討を行い範囲の拡大を実施中
○IRAN（航空機定期修理）については、22年度、本事業と同時に公開プロセスにて説明した項目へのコメントであり、本事業は対象外

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0013			
平成23年度	0011			
平成24年度	0013			
平成25年度	0148			
平成26年度	0119			
平成27年度	0088			
平成28年度	0004			
平成29年度	0003			
平成30年度	0003			
令和元年度	防衛省 - 0002 - 00			
令和2年度	0077			

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



令和3年度行政事業レビューシート (防衛省)

事業名	施設車両整備費			担当部局庁	防衛装備庁プロジェクト管理部	作成責任者			
事業開始年度	平成17年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	事業監理官(宇宙・地上装備担当)	事業監理官 吉岡 正嗣			
会計区分	一般会計								
根拠法令(具体的な条項も記載)	防衛省設置法第四条第一項第十三号			関係する計画、通知等	平成31年度以降に係る防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定・閣議決定)				
主要政策・施策	国土強靱化施策			主要経費	防衛関係				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	航空自衛隊の任務を支障なく遂行するため、保有する除雪車や工用車両等を適正に維持する								
事業概要(5行程度以内。別添可)	航空自衛隊が保有する施設車両の整備(定期検査及び故障等修理)の実施に必要な部品及び役務を調達する。								
実施方法	直接実施								
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求		
		補正予算	325	298	496	298	298		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	325	298	496	298	298		
	執行額	310	288	491					
	執行率(%)	95%	97%	99%					
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	95%	97%	99%					
令和3・4年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由					
	諸器材等維持費	298	298	新たな成長推進枠:298					
	-	-	-						
	-	-	-						
	-	-	-						
	-	-	-						
	計	298	298						
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標5年度	目標最終年度
	保有する施設車両において、運用中に車体構造に起因する重大な不具合が発生しないこと	定期検査を実施した施設車両のうち、次期定期検査までの間に車体構造に起因する重大な不具合が発生しなかった施設車両の台数	成果実績	基地数	471	474	474	-	-
			目標値	基地数	474	474	474	496	-
			達成度	%	99.4	100	100	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)	当該年度の車両整備記録、装備品等不具合報告、物品亡失損傷報告及び事故報告								
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	4年度活動見込	
	施設車両の適切な維持のための基地整備における定期検査の実施	活動実績	件	1,132	1,132	1,132	-	-	
		当初見込み	件	1,132	1,132	1,132	1,132	1,132	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	4年度活動見込	
	施設車両の適切な維持のための補給処整備(外注)における計画整備の実施	活動実績	件	7	20	16	-	-	
		当初見込み	件	7	4	15	7	10	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		
	総額(X)／総整備実施数	単位当たりコスト	百万円/両	0.3	0.3	0.4	0.3		
		計算式	X/Y		310/1,139	288/1152	491/1148	298/1139	

測定指標	政策	I-1 我が国自身の防衛体制の強化(領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項)						
	施策	I-1-1(1) 宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力の獲得・強化						
	定量的指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
		実績値	-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-
	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
	宇宙領域における能力の獲得・強化	その他の装備品(延命措置・機能向上を含む。)	令和5年度	-				
				施策の進捗状況(実績)				
				●Xバンド衛星通信機能の向上を含む衛星通信の利用(約512億円)、商用画像衛星等の利用(約104億円)、弾道ミサイル攻撃への対応に係る経費のうち、宇宙空間を利用するもの(約2705億円)などの所要の経費を予算に計上した。				
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係							
航空自衛隊の任務を支障なく遂行するため、保有する除雪車や工事用車両等を適正に維持する。								
政策	I-1 我が国自身の防衛体制の強化(領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項)							
施策	I-1-1(2) 従来の領域における能力の強化							
定量的指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度	
	実績値	-	-	-	-	-	-	
	目標値	-	-	-	-	-	-	

政策評価、 新経済・ 財政再生 計画との 関係	政策評価	測定指標	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					
			海空領域における能力の強化	その他の装備品(延命措置・機能向上を含む。)	令和5年度	-					
						施策の進捗状況(実績)					
						<ul style="list-style-type: none"> ●海上自衛隊においては、以下の項目に必要な経費を計上した。 <ul style="list-style-type: none"> ・固定翼哨戒機(P-3C)の能力向上及び機齢延伸(約22億円) ・回転翼哨戒機(SH-60J及びSH-60K)の機齢延伸(約77億円) ・護衛艦、潜水艦、音響測定艦及び補給艦の艦齢延伸(約140億円) ・護衛艦の短SAMシステムの能力向上(約1億円) ・CIWS(高性能20mm機関砲)の近代化改修 ・護衛艦の対潜能力向上(約1億円) ・短SAMシステム3型等の計算機能力の向上 ・護衛艦の戦闘指揮システムの近代化改修及び電子計算機等の更新(約43億円) ・潜水艦の戦闘指揮システムの近代化改修(約2億円) ・潜水艦救難艦の改修(約23億円) ●現有のE-767の警戒監視能力の向上のため、中央計算装置の換装及び電子戦支援装置の搭載等に必要な機体改修を実施するための経費(約129億円)を計上した。 ●硫黄島周辺空域における警戒監視能力の向上のため、硫黄島レーダー(FPS-2)をJADGEに接続等するための経費(約1億円)を計上した。 ●海上自衛隊においては、以下の項目を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・故障又は定期修理時期に達した航空機用機器等の修理を実施した。 ・救難飛行艇(US-2)の整備を実施した。 ・部隊で実施する整備及び修理会社で実施する修理等に必要部品を調達した。 ・機体、発動機及び機器のオーバーホール用官給品並びに部隊維持用の部品を調達した。 ・飛行安全を確保しつつ運用可能な品質を維持した。 ・航空機の修理等に必要材料等の購入等により、航空機の可動率の維持・向上を図った。 ・固定翼哨戒機(P-1)の円滑な運用を図るために必要なP-1用整備用器材を整備した。 ●航空自衛隊においては、以下の項目を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・地上指揮所及び早期警戒管制機等と戦闘機との間における戦術情報の共有化及び戦域における状況認識能力の向上を図るため、F-15用端末装置を1式搭載した。 ・航空救難態勢を維持するため、救難ヘリコプター(UH-60J)を3機取得した。 ●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業について、平成30年度に事前評価を行い、令和元年度に着手した事業は以下のとおりであり、自衛隊の運用ニーズに合致した研究開発を着実に実施しているところ。 <ul style="list-style-type: none"> ・FC(Fire Control)ネットワーク ・潜水艦用高効率電力貯蔵・供給システムの研究試作 ●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業のうち、当初目標の達成度等を評価するため、令和元年度に研究開発評価(事後)を行った研究開発事業は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・スノーケル発電システム:要求性能を満足し、部隊の使用に供し得ると認められた。 					
			本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
			航空自衛隊の任務を支障なく遂行するため、保有する除雪車や工事用車両等を適正に維持する。								
			政策	I-2 我が国自身の防衛体制の強化(防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項)							
			施策	I-2-(6) 情報機能の強化							
				定量的指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標年度	目標年度
					実績値						
		目標値									

測定指標	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)
	各種情報に関する情報収集施設等の維持・整備	関連装備品等の維持・整備(延命処置・機能向上を含む)	令和5年度	—
				施策の進捗状況(実績)
<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、情報本部の各種情報収集・処理機能等の維持・運営及び充実・強化(画像解析用データの取得、電波情報の収集能力を向上させるための電波監視装置の更新など)を実施した。 ●各自衛隊・情報本部が収集した広範・多岐にわたる情報を集約し、オールソース分析を実現するため、情報本部共通基盤を整備した。 ●太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域の警戒監視能力の強化のため、早期警戒機(E-2D)9機の取得経費(約1,940億円)を計上した。 				

本事業の成果と上位施策・測定指標との関係

航空自衛隊の任務を支障なく遂行するため、保有する除雪車や工事用車両等を適正に維持する。

政策 I-3 我が国自身の防衛体制の強化(大規模災害等への対応)

施策 I-3-(1) 大規模災害等への対応

定量的指標	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標	目標年度
		-	-	-	-	-
実績値	-	-	-	-	-	-
目標値	-	-	-	-	-	-

測定指標	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)
	各種災害に対して万全を期すための取組み	その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)	令和5年度	—
				施策の進捗状況(実績)
<ul style="list-style-type: none"> ●海上自衛隊においては、以下の項目を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・故障又は定期修理時期に達した航空機用機器等の修理を実施した。 ・部隊で実施する整備及び修理会社で実施する修理等に必要な部品を調達した。 ・機体、発動機及び機器のオーバーホール用官給品並びに部隊維持用の部品を調達した。 ・飛行安全を確保しつつ運用可能な機体オーバーホールの品質を維持した。 ・定期修理間隔に到達したエンジンのオーバーホールを実施した。 ・航空機の修理等に必要材料等の購入等により、航空機の可動率の維持・向上を図った。 ・U-36A/US-2型航空機の整備業務について民間に委託し、人的資源の有効活用を図った。 ●陸上自衛隊においては、以下の項目を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・航空器材等の欠品分の補充及び損耗分を取得した。 ・外注業務に必要な部品及び部隊が保持する維持用部品を取得した。 ・機体定期修理及びエンジンオーバーホールを実施した。 ・機能部品を再使用可能な状態とするための役務を実施した。 ・LR-2、EC-225PL及びTH-480Bの機体及びエンジンに係る技術管理活動を実施した。 ・航空機の改修等、部隊整備に必要な消耗品の取得及びFMSIによる米軍技術援助役務を締結した。 ・EC-225LP及びAH-64D搭載通信電子機器の整備を実施した。 ・ティルト・ローター機(V-22)に搭載する衛星通信装置等を購入した。 ●航空自衛隊においては、以下の項目を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・救難ヘリコプター(UH-60J)を3機取得した。 				

本事業の成果と上位施策・測定指標との関係

航空自衛隊の任務を支障なく遂行するため、保有する除雪車や工事用車両等を適正に維持する。

新経済・財政再生計画改革工程表 2020	取組事項	分野:	-	-							
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		成果実績 目標値 達成度	単位	計画開始時 - 年度	2年度	3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		成果実績 目標値 達成度	単位	計画開始時 - 年度	2年度	3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	本事業の成果と取組事項・KPIとの関係										
	-										

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業は、航空自衛隊において各種事態への即応・実効的対応能力を向上させ、ひいては日本の安全保障に寄与するものであり、国民や社会のニーズを的確に反映している。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業は、航空自衛隊において各種事態への即応・実効的対応能力を向上させるものであり、地方自治体、民間等に委ねることができない。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	本事業は、航空自衛隊において各種事態への即応・実効的対応能力を向上させ、ひいては日本の安全保障に寄与するものであり、優先度が高いものである。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	調達に際しては、原則として一般競争及び公募により参加者を募り競争性を確保しているため、妥当である。	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	契約相手方に対して契約内容以外の要求を行っていないため、負担関係は妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	公募により参加者を募り競争性を確保しており、単位当たりコスト等の水準は妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-	
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	施設車両の安全性、信頼性及び操用性の向上のために必要な改善・改造を行うための費目・用途となっており、事業目的に即した真に必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	コスト削減・効率化に向けた取組として、民生品活用による経費削減を行っている。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	装備品等の安全性、信頼性及び操用性の向上が図られており、成果目標に見合っている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は見込みに見合ったものである。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	改善・改造が行われた装備品は部隊で十分に活用されている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-	
	所管府省名	事業番号		事業名
点検・改善結果	点検結果	1 必要性 装備品の安全性、信頼性及び操用性を確保するものとして、本事業は必要である。 2 効率性 一般競争入札、公募等により競争性の確保に努めており、契約実績等の分析をし、コストの低減を図っており、効率的である。 3 有効性 装備品について、改善・改造を通じて安全性、信頼性及び操用性を確保できるため、有効である。 4 総合評価 本事業について、効率的な予算執行に努めつつ、適正に実施している。		
	改善の方向性	引き続き、契約実績の分析及びコスト低減方策の検討等を行い、効率的な予算要求、執行に努める。		

外部有識者の所見

・一般競争入札を実施しているものの、全て一者応札である。民生用の一般民生用の車両と特段違いがないように思えるが、なぜ一者応札になるのか説明が必要である。また、レビューシートから複数者応札の工夫などの改善の取組が分からない。複数者応札の改善への取組を記載して、国民に対して要因も含めて丁寧に説明すべき。
 ・資金の流れをみると、整備用部品が英語表記である。外国部品でも用いているのか。分かりやすい表記にすべき。

行政事業レビュー推進チームの所見

一部
の
改善
内容

・外部有識者の所見を踏まえて、適切に対応されたい。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

年度
内
に
改善
を
検討

外部有識者のご指摘を踏まえ、部品の表記を修正した。
 一者応札となる要因としては、施設車両の特殊性に加え、長期的なコスト低減のため調達部品は品質が保証されている純正部品としていることや、航空自衛隊において車両を長期間運用した結果、車両の旧式化により部品を取扱う企業が減少したことが考えられる。また、調達に当たっては、公正性及び透明性向上の観点から、契約方式を一般競争入札(最低価格落札方式)又は通年で公募を行った上で随意契約としている。引き続き、一社応札となる要因の分析及び複数社応札のための改善について検討を行い、効率的な予算執行に努める。

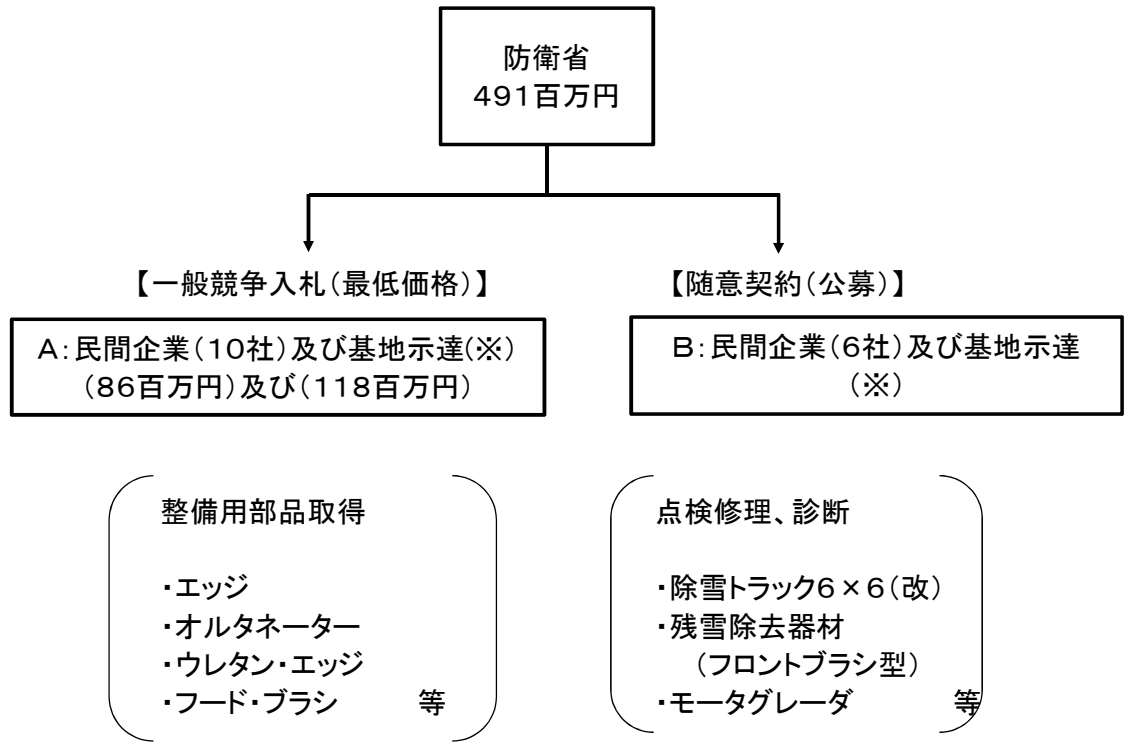
備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0414			
平成23年度	0337			
平成24年度	0314			
平成25年度	0290			
平成26年度	0254			
平成27年度	0171			
平成28年度	0128			
平成29年度	0123			
平成30年度	0118			
令和元年度	防衛省 - 0109			
令和2年度	防衛省 - 0051			

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



※基地示達: 比較的低額な部品等を、適時、各基地において調達するための

	A.株式会社協和機会製作所			B.日通商事株式会社		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
費目・用途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)	施設機械維持費	エッジ外9品目	39	施設機械維持費	除雪トラック6×6(改) 点検修理外6品目	76
	計		39	計		76
	費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載					

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社協和機械製作所	2430001004731	エッジ外9品目	39	一般競争契約 (最低価格)	1	99.8%	-
2	日立建機日本株式会社	7030001037230	エッジ外10品目	19	一般競争契約 (最低価格)	1	100%	-
3	コマツカスターサポート株式会社	7021001015409	オルタネーター外3品目	11	一般競争契約 (最低価格)	1	99.5%	-
4	株式会社アルティア	3011701013922	エッジ外3品目	6	一般競争契約 (最低価格)	1	97.6%	-
5	岩崎工業株式会社	1210001000241	ウレタン・エッジ外3品目	6	一般競争契約 (最低価格)	1	97.8%	-
6	三菱ふそうトラック・バス株式会社	7020001078696	インジェクション・ポンプ外施設車両部品	4	一般競争契約 (最低価格)	1	98.7%	-
7	日本キャタピラー合同会社	5021001031564	スターター外施設車両部品	4	一般競争契約 (最低価格)	1	99.8%	-
8	英和株式会社	6120001041612	フード・ブラシ	1	一般競争契約 (最低価格)	1	100%	-
9	川重商事株式会社	6140001006992	エッジ外3品目	0.8	一般競争契約 (最低価格)	1	99.8%	-
10	第一実業株式会社	5010001008714	ハイドロリック・シリンダー外1品目	0.3	一般競争契約 (最低価格)	1	100%	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	日通商事株式会社	1010001025515	除雪トラック6×6(改) 点検修理外6品目	76	随意契約 (公募)	-	99.8%	-
2	第一実業株式会社	5010001008714	残雪除去器材(フロントプラン型) 修理	27	随意契約 (公募)	-	99.1%	-
3	東京総合整備工業協同組合	2011505000052	モータグレーダ 点検修理外3品目	25	随意契約 (公募)	-	99.9%	-
4	日通機工株式会社	9430001012802	ブルドーザD7(湿地用) 点検修理	18	随意契約 (公募)	-	99.7%	-
5	千代田機電株式会社	7220001004293	タイヤローラ 点検修理外1品目	9	随意契約 (公募)	-	98%	-
6	株式会社ヤサカ	7420001006724	施設車両部品	7	随意契約 (公募)	-	100%	-
7	株式会社オカノ	4360001000637	タイヤローラ 点検修理	5	随意契約 (公募)	-	100%	-
8	東北重工株式会社	9420001006177	施設車両部品	5	随意契約 (公募)	-	100%	-
9	有限会社照井自動車工業	3420002016800	施設車両部品	4	随意契約 (公募)	-	100%	-
10	ロジスネクスト東北株式会社	9370001045767	施設車両部品	3	随意契約 (公募)	-	100%	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載								チェック

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-		-	-	

令和3年度行政事業レビューシート (防衛省)

事業名	T700エンジンの整備			担当部局庁	防衛装備庁プロジェクト管理部	作成責任者			
事業開始年度	平成16年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	事業監理官(航空機担当)	事業監理官	射場 隆昌		
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	防衛省設置法第4条第1項第13号			関係する 計画、通知等	平成31年度に係る防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画 (平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全 保障会議決定・閣議決定)				
主要政策・施策	-			主要経費	防衛関係				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	SH-60Kによる常統的監視等を安定的に行うため、SH-60K用のエンジンを維持する必要がある、そのための補用エンジン(型式:T700-401C2)を整備するものである。								
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	耐用命数に到達したSH-60Jの用途廃止に伴い、同機体用T700-401Cエンジンから再利用可能な部品を取り外し、これを補用エンジン(T700-401C2)の製造に官給することで、効率的に当該エンジンを整備するものである。なお、補用エンジンは不具合及びエンジン・オーバーホール等のために取り下すエンジンの代用として必要である。								
実施方法	直接実施								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求			
	予算 の状 況	当初予算	516	708	160	398	0		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	112	43	-		
		翌年度へ繰越し	-	▲112	▲43	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	516	596	229	441	0		
		執行額	607	579	88				
		執行率(%)	118%	97%	38%				
	当初予算+補正予算に対す る執行額の割合(%)	118%	82%	55%					
令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由					
	航空機修理費	398	0	整備計画数の相違による。					
	-								
	-								
	-								
	計	398	0						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	-								
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック	

定量的な成果目標の 設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と平成30～令和2年度の達成状況・実績					
	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	エンジン交換実績から航空機の可動率が推測されるおそれがある。			SH-60Kを維持するために必要なエンジンを整備する。 令和2年度にかけてSH-60Kを維持するために必要なエンジンを整備した。				
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 3年度	目標最終年度 -年度
	SH-60Kの円滑な運用	補用エンジンの整備数	実績	式	2	2	1	-	-
			目標値	式	2	2	2	2	-
			達成度	%	100	100	50	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 活動見込	4年度 活動見込
	T700エンジン整備の契約数	活動実績	式	1	1	1	-	-	
		当初見込み	式	1	1	1	1	1	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	
	単位当たりコスト=執行額/事業数 X=執行額 Y=事業数		単位当たりコスト	百万円/事業数	607	579	88	398	
			計算式	X/Y	607/1	579/1	88/1	398/1	

政策	I-1 我が国自身の防衛体制の強化(領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項)									
	施策 I-1-(2) 従来の領域における能力の強化									
測定指標	定量的指標		実績値	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度	
				目標値	-	-	-	-	-	
	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						
					施策の進捗状況(実績)					
	機動・展開能力の強化	その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 現有の155mmりゅう弾砲(FH70)の後継として、各種事態において迅速かつ機動的な運用が可能であり、効率化にも資する装備品として、装輪155mmりゅう弾砲を教育所要として取得(7両:51億円)。 ● 海上自衛隊においては、以下の項目を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・TC-90/LC-90型航空機の整備業務について民間委託を行い、人的資源の有効活用を図った。 ・SH-60Kの配備計画に合わせ、各航空基地等にSH-60K搭載電子機器整備用構成品を装備した。 ・SH-60Kの補用エンジンを整備した。 ・各種情勢に対応し得る能力を付与した回転翼哨戒機を開発している。 ・定期修理間隔に到達したエンジンのオーバーホールを実施した。 ・U-36A/US-2型航空機の整備業務について民間に委託し、人的資源の有効活用を図った。 ・航空器材等の欠品分の補充及び損耗分を取得した。 ・外注役務に必要な部品及び部隊が保持する維持用部品を取得した。 ・機体定期修理及びエンジンオーバーホールを実施した。 ・機能部品を再使用可能な状態とするための役務を実施した。 ・LR-2、EC-225PL及びTH-480Bの機体及びエンジンに係る技術管理活動を実施した。 ・航空機の改修等、部隊整備に必要な消耗品の取得及びFMSIによる米軍技術援助役務を締結した。 ・EC-225LP及びAH-64D搭載通信電子機器の整備を実施した。 ・ティルト・ローター機(V-22)に搭載する衛星通信装置等を購入した。 						
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
SH-60Kによる常続的監視等を安定的に行うため、SH-60K用のエンジンを維持する必要がある、そのための補用エンジン(型式:T700-401C2)を整備するものである。										

政策	I-1 我が国自身の防衛体制の強化(領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項)							
施策	I-1-(3) 持続性・強靱性の強化							
政策評価	定量的指標	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 年度	目標年度 年度	
		実績値						
		目標値						
	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
	継続的な運用の確保	その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)	令和5年度	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●艦艇の支援能力確保のため、油槽船(2隻)の建造経費(約57億円)を計上した。 ●海上自衛隊においては、以下の項目を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・TC-90/LC-90型航空機の整備業務について民間委託を行い、人的資源の有効活用を図った。 ・SH-60Kの配備計画に合わせ、各航空基地等にSH-60K搭載電子機器整備用構成部品を装備した。 ・救難飛行艇(US-2)の整備を実施した。 ・部隊で実施する整備及び修理会社で実施する修理等に必要部品を調達した。 ・機体、発動機及び機器のオーバーホール用官給品並びに部隊維持用の部品を調達した。 ・飛行安全を確保しつつ運用可能な品質を維持した。 ・定期修理間隔に到達したエンジンのオーバーホールを実施した。 ・U-36A/US-2型航空機の整備業務について民間に委託し、人的資源の有効活用を図った。 ・固定翼哨戒機(P-1)の円滑な運用を図るために必要な整備用器材を整備した。 ・SH-60Kの補用エンジンを整備した。 ・航空機の修理等に必要材料等の購入等により、航空機の可動率の維持・向上を図った。 ・海上自衛隊の艦艇や航空機等が一層の能力を発揮し得るよう必要な態勢を維持・構築するため、搭載する武器等の購入、維持、整備、補修等及び部品、修理保管用部品、参考器材等の購入を実施した。 ・海上自衛隊における部隊運用機能の向上を図るため、補給処、造補所、部隊等の運営、施設機械等の維持、艦船の行動及び爆発兵器類の処理、弾薬類の維持等に必要材料等の購入等を実施した。 ・艦艇の可動率確保のため、ガスタービン機関部品のオーバーホールを実施した。 ・艦艇の可動率確保のため、主機等のオーバーホールを実施した。 ・護衛艦及び潜水艦の対潜能力を維持するため、ソーナー用ラバーウィンドウの換装を実施した。 ・掃海艇の機雷探知能力を維持するため、機雷探知機等の整備を実施した。 ・艦艇の製造中止部品対策のため、代替品の製造及び機器の改修を実施した。 ・イージス装置の機能維持及び即応性向上に資する国内整備態勢の整備のため、不具合情報の収集、整備取扱説明所等の改訂等を実施した。 ・掃海艦艇の機雷掃海能力を維持するため、機雷処分具等の整備を実施した。 ・艦艇の攻撃能力維持のため、魚雷等の定期検査、魚雷構成品の修理、魚雷整備用消耗品の購入を実施した。 ・海上自衛隊の弾薬の保管環境改善のため、不要弾薬の処分を実施した。 ・潜水艦の被探知防止能力を維持するため、主蓄電池の換装及び購入を実施した。 ・艦艇の可動率確保のため、艦船の定期検査及び維持補修に必要な材料及び消耗品の調達等を実施した。 ●航空自衛隊においては、以下の項目を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・航空機搭載武器の運用及び維持管理に必要な支援器材等取得し、緊急射出装置用部品を取得した。 ・通信機器等取得した。 ・所器材等の購入及び維持修理等を実施した。 ・整備作業に危険を及ぼす器材、整備作業の品質低下等を招く恐れのある器材を更新した。 ・部隊が保有する航空機整備器材を適切に維持管理した。 				
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
SH-60Kによる常続的監視等を安定的に行うため、SH-60K用のエンジンを維持する必要があるため、そのための補用エンジン(型式:T700-401C2)を整備するものである。								

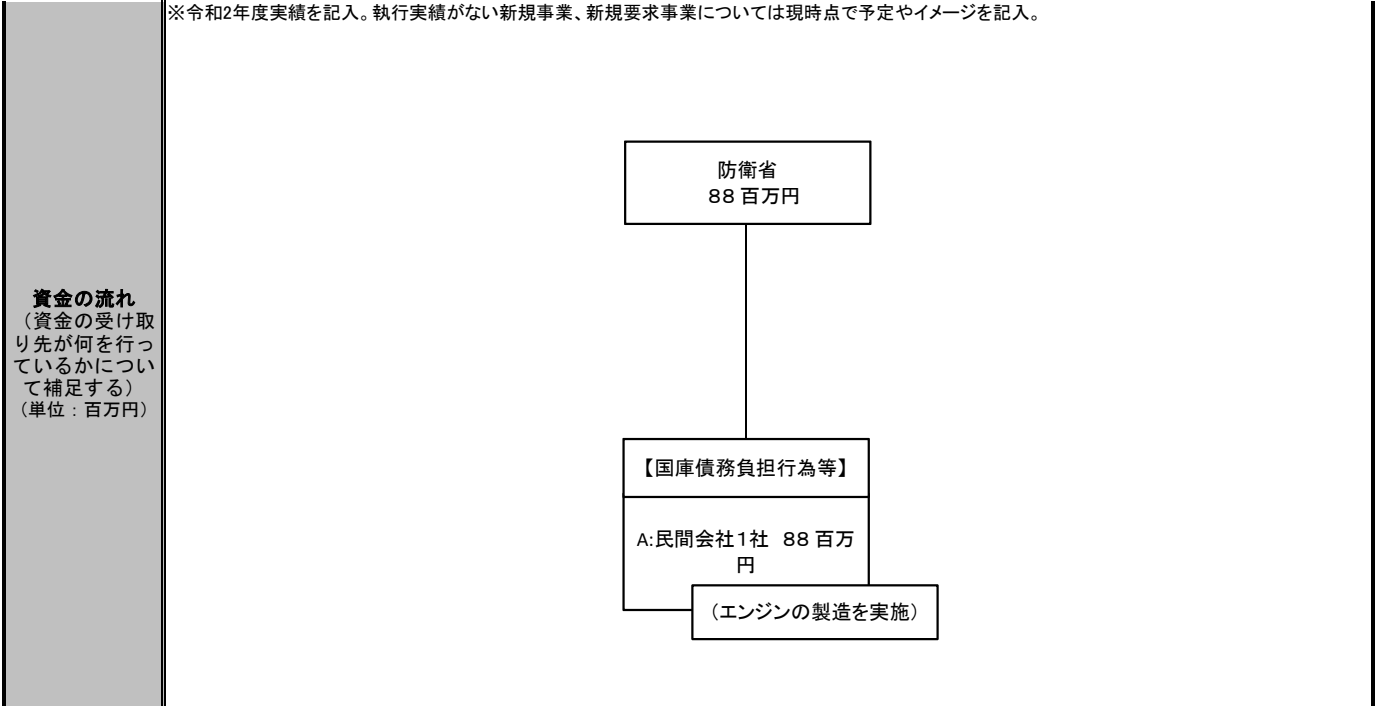
取組事項	分野	歳出改革等に向けた取組の加速・拡大	公共調達改革						
			KPI (第一階層)	単位	計画開始時 1年度	2年度	3年度	中間目標 -年度	目標最終年度 5年度
(第一階層) KPI	○各種取組による装備品取得経費の縮減【増加】 ○プロジェクト管理対象装備品等の品目数【増加】 ○防衛装備・技術移転協定に基づき締結した細目取組の件数【増加】 ○インセンティブ契約の適用件数【増加】 ○共同履行管理型インセンティブ契約の適用件数【増加】 ○企業努力を正当に評価する仕組みの適用件数【増加】		成果実績	億円(契約ベース)	4,159	4,313	4,168	-	-
			目標値		-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)			単位	計画開始時 1年度	2年度	3年度	中間目標 -年度	目標最終年度 5年度
	○毎年度の調達の合理化・効率化による縮減額【増加】 ○現行基準に対してライフサイクルコストが低減した装備品数【増加】 ○防衛装備移転三原則に基づき国家安全保障会議で移転を認め得るとされた案件数【増加】 ○インセンティブ契約適用による低減額【増加】		成果実績	億円(契約ベース)	4,159	4,313	4,168	-	-
			目標値		-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-	-
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係									
「新経済・財政再生計画」(骨太方針2018)及び中期防衛力整備計画(令和元年度～令和5年度)を踏まえ、各種取組を推進し、引き続き防衛力整備の一層の効率化・合理化を図るものであり、本事業のうち、効率化への取組によって縮減効果が見込まれる事業を予算計上することにより、縮減見込額の累計額が増額される。									

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	我が国の安全保障環境が厳しさを増す中、周辺海空域における安全確保等は国民や社会のニーズである。その安全確保等のためにSH-60Kが必要であり、その可動状態を維持するためには本事業が不可欠である。したがって、事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	T700エンジンは海上自衛隊が保有する哨戒ヘリコプターのエンジンであるため、その整備は防衛省で実施することが適当である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	本事業はSH-60Kの可動状態の維持に必要であり、周辺海空域の安全確保等のためにも優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	T700エンジンはライセンス国産のため随意契約となっており、支出先の選定は妥当である。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	直近の契約実績を参考に、最新の経費率を使用して算出しているため妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	SH-60Kの可動維持に必要な経費であり、費目・使途は事業目的に必要なものに限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	受注者において、30年度に航空機用エンジンの整備事業における不適切な検査による経済産業省及び国土交通省からの行政処分を受け、社内整備体制を是正するための措置を実施していたところに加え、新型コロナウイルスに対する感染防止対策の影響も受けたことにより、当初計画していた予定数の契約が困難となったものである。
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	SH-60Jの除籍に伴い、同航空機のエンジンの部品を官給することにより、コスト低減を図っている。また、オーバーホール間隔の延伸に係る検討を行っている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	-
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績及び見込みとも同値であるため、活動実績は見込みに見合ったものとなっている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	整備されたエンジンはSH-60Kの維持に活用されている。

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-
	所管府省名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	<p>1 必要性 事業の目的から、周辺海域の哨戒、常続的警戒監視等の任務に必要な航空機であるSH-60Kに搭載されるエンジンであり、防衛省で実施することが適切である。</p> <p>2 効率性 SH-60Jの除籍に伴い、余剰となった同航空機のエンジンの部品を官給しており、価格低減を図っている。</p> <p>3 総合評価 本事業は防衛省で実施する必要がある、旧型エンジンの一部を官給することによりコスト効率化を図っている。必要性、効率性の観点から評価した結果、本事業は継続すべきである。</p>	
	改善の方向性	引き続き、旧型エンジンの部品を官給するなど一層の効率化に努める。	
外部有識者の所見			
・外部有識者抽出点検の対象外である。			
行政事業レビュー推進チームの所見			
一部の事業内容改善	・随意契約に当たっては、可能な限り詳細な見積内容を入手してコスト縮減の余地を検証し、厳格な原価査定や適切な価格交渉等により、更なる価格の妥当性向上に努められたい。		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
改年度を内検に	・契約時に価格面での妥当性の検討や作業の効率化によるコスト縮減に取り組んでいるところではあるが、継続して適正化に努める。		
備考			
-			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年度	-		
平成23年度	-		
平成24年度	0258		
平成25年度	0256		
平成26年度	0222		
平成27年度	0155		
平成28年度	0051		
平成29年度	0049		
平成30年度	0047		
令和元年度	防衛省 - 0044 - 00		
令和2年度	防衛省 - 0121 - 00		

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



費目	A. (株)IHI		金額 (百万円)	費目	B.		金額 (百万円)
	用途				用途		
航空機修理費	SH-60Kに搭載する補用エンジン等に必要な経費		88	-			-
計			88	計			0

費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)IHI	4010601031604	SH-60K用エンジン(T700-401C2)の整備	88	国庫債務負担行為等	-	-	-

支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載 チェック

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1	A	(株)IHI	4010601031604	SH-60K用エンジン(T700-401C2)の整備	76	随意契約(その他)	-	45.5%	-

ロジックモデル

目 次

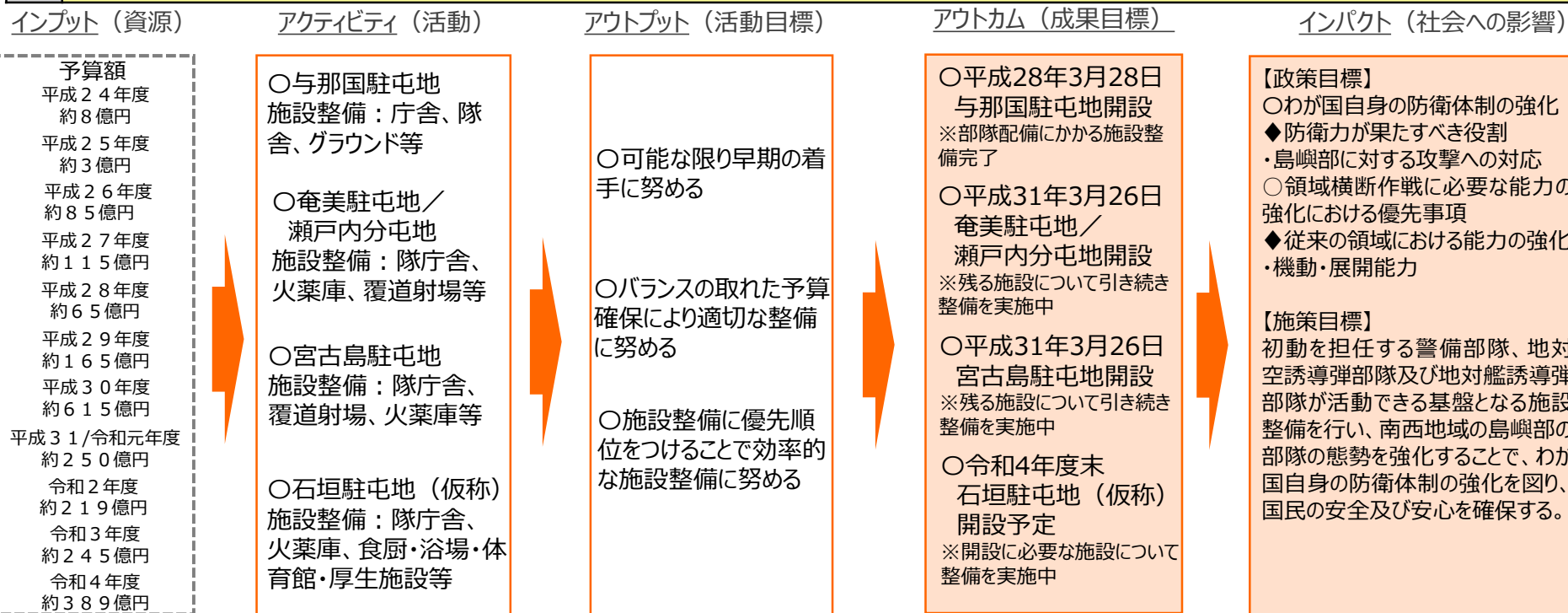
①南西地域への陸自警備部隊等の配置に伴う施設整備	・ ・ ・ ・ ・	1
②民生安定助成事業	・ ・ ・ ・ ・	2
③12式地对艦誘導弾能力向上型	・ ・ ・ ・ ・	3
④主機等オーバーホール	・ ・ ・ ・ ・	4
⑤施設車両整備費	・ ・ ・ ・ ・	5
⑥T700エンジンの整備	・ ・ ・ ・ ・	6

【南西地域への陸自警備部隊等の配置に伴う施設整備】

- 自衛隊配置の空白地域となっている島嶼部への平素からの部隊配備は極めて重要との考えの下、南西地域の防衛体制の強化のため、陸自警備部隊等の配備を目的とした施設の整備。
- 南西地域への陸自部隊配備は、与那国島への沿岸監視部隊等、奄美大島、宮古島及び石垣島への警備部隊等の配備を行うものであり、駐屯地等の新設を行っているところ。
- 与那国島には平成28年3月に駐屯地を開設。奄美大島及び宮古島には平成31年3月に駐屯地等を開設したところであり、開設までに完成していない残りの施設整備を実施中。また、石垣島については、平成31年3月より施設整備を実施し、令和4年度末の開設に向けて必要な施設整備を実施している。

現状・課題 「南西地域への陸自警備部隊等の配置に伴う施設整備」は決められた部隊配備時期が設けられた遅延の許されない事業であることから、離島特有の厳しい条件下でも適正かつ円滑な事業推進を実現する必要がある。

その目的を実現するため、施設整備に関する様々な取組（建設現場における取組・適切な離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用の積算・情報共有システムの活用・建設現場における遠隔臨場の試行・局監督官用タブレットの活用）を行うとともに、本事業における入札の競争性を確保する取組については、工事の大型化や分離など発注ロットの検討、また、参入業者ランクの拡大等や競争参加資格の緩和を図ることで、より多数の応募者を期待できるようにするなど、競争性拡大の取組に向けた対応を行っている。



民生安定助成事業（ロジックモデル）

事業の概要

防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助するものである。

また、放送受信料の半額相当について助成を行う放送受信事業や、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条1項に規定する被保護者等を対象に、住宅防音工事により設置した空調機器の夏場の使用に伴う電力量料金等についての助成も行っている。

現状

防衛施設の設置又は運用

- 広大な防衛施設の設置（存在）
- 自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施
- 演習場等における砲撃等の頻繁な実施

課題

- 周辺地域の住民の生活又は事業活動の阻害。
- 航空機事故等のリスク。
- 航空機の離着陸等の頻繁な実施により音響障害・聴取障害。
- 航空機騒音の影響で住宅の窓を閉め切ることによる空調機器稼働のための電力量金の負担。

障害の緩和に資する、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設に対する補助

- 民生安定施設の整備に対する補助
- 防音機能を要する施設の整備に対する補助
- 放送受信契約者に対して放送受信料を補助
- 生活保護世帯等に対して電気料金等を補助

民生安定助成事業の代表的なパターン

インプット（予算）

アクティビティ（活動）

アウトプット（活動目標）

アウトカム（成果）

インパクト（効果）

【予算額】

【令和4年度事業計画】

【民生安定施設具体例】

<具体例>

我が国の防衛体制の強化

平成30年度

34,165百万円

民生安定施設

196件

A) 飛行場等の周辺地域において、航空機事故等が発生した場合における住民の避難又は消防活動の円滑化を図るために必要な施設や航空機騒音等の障害の緩和に資するための施設の整備に対して助成。

【公園・緑地・コミュニティ共用施設・消防施設への助成】
事業名：公園整備（吉岡町） H24～H30
当該公園整備により対象エリア内でおよそ1,100人分の避難場所を確保した。

防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤としてわが国の安全保障に欠くことのできないものであり、その機能を十分に発揮させるためには、防衛施設と周辺地域との調和を図り、常に安定して使用できる状態を維持する。

令和元年度

34,453百万円

34,886百万円

B) 防衛施設への給水量又は防衛施設における地下水の取水量の増加により、その周辺地域における水道の水圧が低下し、又は井戸水等の水量が不足する場合に対策を行うために必要な施設に対して助成。

【ごみ処理施設への助成】
事業名：ごみ処理施設整備（稚内市） H29～R2
稚内分屯基地から排出されるごみ0.4t/日と自治体から出るごみ35.08t/日进行处理。

地域コミュニティとの連携

令和2年度

34,260百万円

放送受信

約27万件

C) 防衛施設から排出されるごみを継続的かつ安定的に受け入れるために必要な施設に対して助成。

【放送受信料の助成】
令和3年度は約27万件に対し、放送受信料を助成し、周辺住民の負担軽減に寄与した。

【電力量料金等の助成】
令和3年度は537世帯に対し、空調機器の夏場の使用に伴う電力量料金等を助成し、生活保護世帯等の負担軽減に寄与した。

地域コミュニティとの連携

自衛隊や米軍の行為あるいは防衛施設の設置・運用によりその周辺地域において生じる障害の防止、軽減などの措置を講じることにより、防衛施設と周辺地域との調和を図り、周辺住民の理解と協力を得ることが出来る

令和3年度

43,387百万円

空調稼働費

654件

【放送受信具体例】

ジェット航空機の騒音によるテレビジョン放送の聴取障害の緩和に資するため、放送受信契約者に対して助成。

H.2.7 外部有識者の所見を踏まえ、障害がどの程度緩和されたか事業の完了時に確認

【所見を踏まえた改善点】
事業完了後に施設の利用者等に対しアンケートを実施し、障害の緩和についての効果を確認。

【アンケート結果】
令和元年度に事業が完了した施設38件を対象に実施したアンケートでは、関係住民の6割が障害が緩和されたと回答しており、補助事業者の10割が障害の緩和についての効果を確認したと回答した。

令和4年度

36,675百万円

6百万円

【空調稼働費具体例】

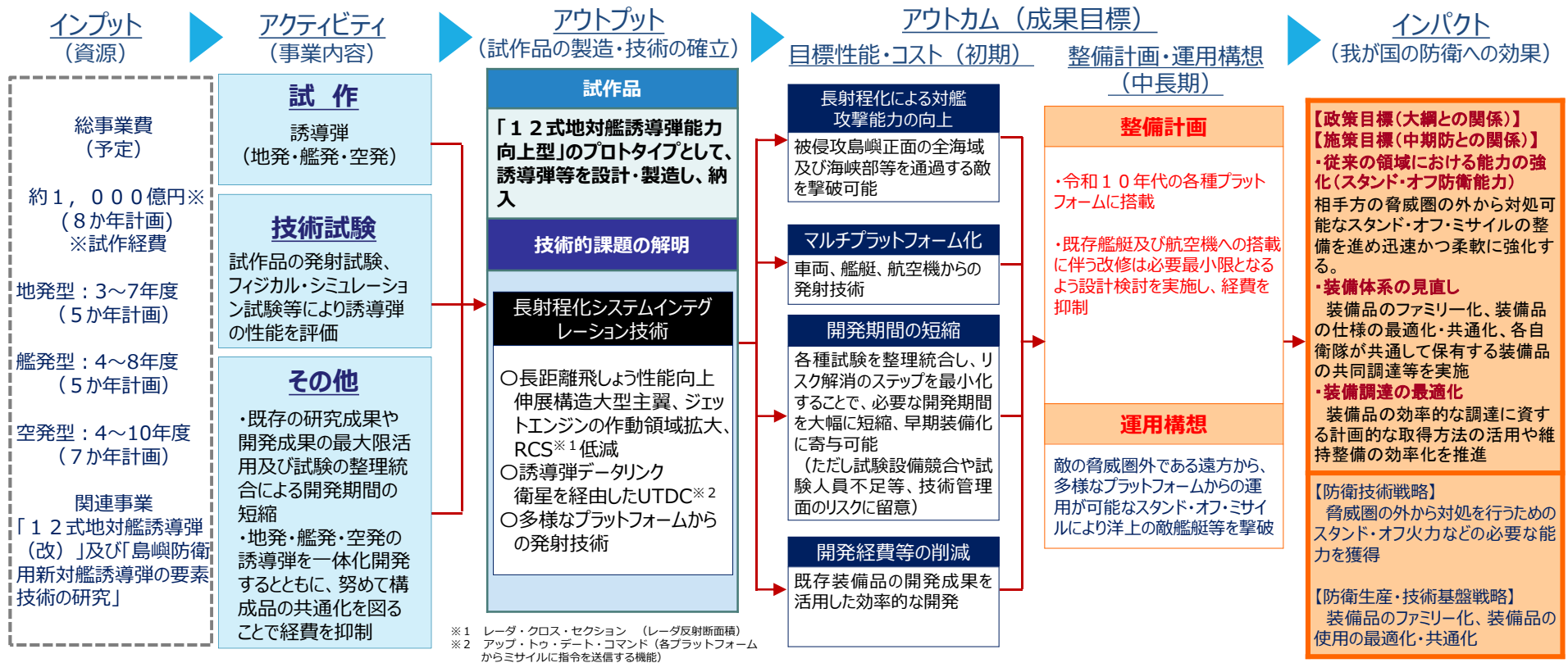
生活保護世帯等を対象に、住宅防音工事により設置した空調機器の夏場の使用に伴う電力量料金等について助成。

1 2 式地对艦誘導弾能力向上型（地発型・艦発型・空発型）

着上陸侵攻事態（本土及び島嶼）に際して、侵攻する相手の脅威圏外である遠方から火力を発揮して、洋上の敵艦船等を撃破するとともに、我が守備部隊などを援護するために使用する、多様なプラットフォームからの運用が可能なスタンド・オフ・ミサイルとして1 2 式地对艦誘導弾能力向上型（地発型・艦発型・空発型）を開発する。

現状・課題

敵は、防空能力を向上した複数艦艇により着上陸侵攻するとともに、我が島嶼部正面の海域において、継続的に海上輸送を実施して侵攻能力を維持・増進する。これに対し、我が協同対艦攻撃を実施して敵部隊の着上陸を阻止し、島嶼占領の既成事実化を阻止する必要があるが、現有装備は敵の脅威圏外から火力を発揮するために必要な射程が不足している。



＜研究開発実施線表＞

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	
実施内容	← 試作 (地発型) →								
	← 試作 (艦発型) →								
	← 試作 (空発型) →								

【防衛省】主機等オーバーホール事業

艦艇に搭載されている主機等（推進用及び発電用原動機）は、艦艇の航行に直接的に関わる最も重要な装備品の一つであり、高い信頼性が要求されることから、主機等ごとに信頼性を保証できる規定の運転時間を定め、規定の運転時間に達した主機等はオーバーホール（以下「O/H」という。）を実施する必要がある。本事業は、規定の運転時間に達し信頼性が低下した主機等について、再度、信頼性を向上させるためO/Hを実施するものである。

現状課題

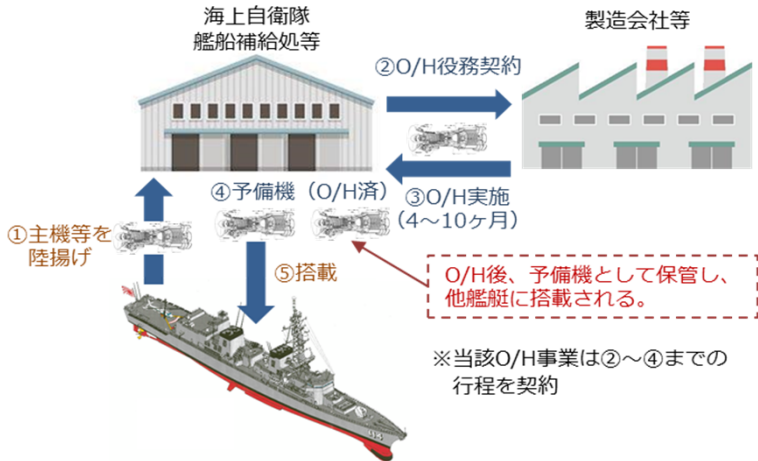
規定の運転時間に達し艦艇から陸揚げされた主機等については、海自艦船補給処等が主機等の製造会社等と役務契約を締結し、O/Hにより信頼性を向上させた後、予備機として海自艦船補給処等に納入している。納入された主機等は、他の艦艇の規定の運転時間により信頼性が低下した主機等と交換し、継続使用している。また、恒常的に主機等ごとに運転状態のデータを収集し、信頼性を保証できる規定の運転時間を見直すことにより、更なるO/H間隔の延伸を図り、可動率の維持・向上及び経費削減に取り組んでいる。

インプット

【主機等オーバーホール事業予算】
令和3年度：約110.4億円

アクティビティ

主機等オーバーホール（イメージ）



- **オーバーホール（開放検査及び必要な部品交換等）**
規定の運転時間に達した主機等についてO/Hを行い、信頼性を向上させ、規定の運転時間により信頼性が低下した他の艦艇の主機等と交換して継続使用する。
- **可動率の向上及び経費削減への取組**
当初の規定の運転時間を延伸するため、規定の運転時間を超えた運転状態のデータを収集・分析するとともに、O/H時の機器及び部品等の損耗状態を確認し、異状が確認されなかった場合は規定の運転時間を延伸し、艦艇の可動率の維持・向上及び経費削減に取り組んでいる。
また、一部のガスタービン機関において、輸入部品の国産化を推進しており、部品の安定供給及び価格高騰抑制に努めている。

アウトプット

【令和3年度執行実績】

機種	執行台数
SM1C	11
LM2500	5
M1A-25	12
501-K34	5
LM2500IEC	0
M1A-35	4

初期アウトカム

【オーバーホール実績及び延伸削減効果】

(単位:千円)

機種名	オーバーホール間隔	実施台数	削減台数	オーバーホール経費総額	経費削減額
SM1C	当初	8,000H	86	11,652,960	5,214,476
	延伸後	12,000H	50	6,438,484	
LM2500	当初	8000H	104	17,564,574	6,620,046
	延伸後	12,000H	66	10,944,528	
M1A-25	当初	8,000H	78	4,465,254	1,676,400
	延伸後	11,000H	48	2,788,854	
501-K34	当初	9,000H	109	11,592,445	2,721,302
	延伸後	13,000H	80	8,871,143	
LM2500 IEC	当初	8,000H		データ取得中	令和7年度から試行開始予定
	延伸後	12,000H			
M1A-35	当初	10,000H		データ取得中	令和5年度まで試行予定
	延伸後	12,000H			
平成14年度から令和3年度までの経費削減実績を算定				合計	16,232,224

中間・最終アウトカム

【更なるオーバーホール延伸削減効果（見込）】

(単位:千円)

機種名	オーバーホール間隔	実施台数	削減台数	オーバーホール経費総額	経費削減額
SM1C	当初	8,000H	266	48,378,360	18,680,456
	延伸後	12,000H	164	29,697,904	
LM2500	当初	8000H	264	52,137,054	19,584,726
	延伸後	12,000H	166	32,552,328	
M1A-25	当初	8,000H	378	22,034,454	7,298,544
	延伸後	11,000H	252	14,735,910	
501-K34	当初	9,000H	262	42,614,572	13,670,288
	延伸後	13,000H	179	28,944,284	
LM2500 IEC	当初	8,000H	38	7,956,934	837,572
	延伸後	12,000H	34	7,119,362	
M1A-35	当初	10,000H	161	14,324,814	3,292,038
	延伸後	12,000H	124	11,032,776	
平成14年度から令和4年度までの経費削減見込みを算定				合計	63,363,624

インパクト

- **海空領域における能力の強化**
我が国周辺海空域における常続監視を広域にわたって実施する態勢を強化
⇒ **オーバーホール間隔が延伸されることで、可動率の維持・向上に寄与**
- **装備調達最適化**
維持整備の効率化を推進する。
⇒ **更なるオーバーホール間隔の延伸及び機種を増やすことで更なる経費削減が可能**

※今後追加予定機種

施設車両整備費

本事業は、航空自衛隊の任務を支障なく遂行するため、保有する各種施設車両の機能が適正に維持されるよう、点検、部品交換、修理等の整備を実施するものである。

航空自衛隊が保有する施設車両は、平時においては基地内施設等の維持補修を実施し、有事や災害発生時においては、復旧活動等を実施するため、常に機能が適正に維持されていることが必要となる。現在、全国にある約70の航空自衛隊の基地等に施設車両が配備されているが、特殊車両であることや車両の長期間使用により部品の供給や修理を実施できる企業が限られることで、入札に際して一者応札が多発する状況が続いている。調達業務の効率化の観点から随意契約（公募）の活用を含め、適切な契約方式の検討が求められている。

現状・課題

アウトカム（成果目標）

インプット
(資源)

アクティビティ
(活動)

アウトプット
(活動目標)

初期アウトカム

中間・最終
アウトカム

インパクト
(社会への影響)

予算

- 令和3年度要求
- 施設車両の整備に必要な部品及び役務の調達

予算額
2.98億円

主な施設車両



ブルドーザ

油圧ショベル

計画

- 基地整備（※1）に必要な部品の見積り及び調達
- 補給処整備（外注）（※2）を実施するため、補給処整備搬入計画の作成及び修理等役務の調達

整備

- 施設車両の適切な維持のため、基地整備の実施
- 施設車両の適切な維持のため補給処整備（外注）の実施

機能の維持

- 保有する施設車両が、運用中にその性能を発揮できなくなり、施設作業を中断せざるを得ない状況を防止
- 効率的な部品確保、修理実施を図るため調達における契約方式の見直しにより、調達業務の最適化

任務の遂行

- 施設車両の部品供給や修理の調達において適切な契約方式を選択し、航空自衛隊の任務を効率的に支障なく遂行
- 平時における基地内施設等の維持補修
- 有事・災害発生時における復旧活動等

日本の安全保障に寄与

- 【政策目標】我が国自身の防衛体制の強化
- 【施策目標】
 - 従来領域における能力の強化
 - 情報機能の強化
 - 大規模災害等への対応
- 航空自衛隊における各種事態への即応・実効的対処能力を向上

※1 基地整備：定期検査（6ヶ月ごと）、保安検査（2年ごと）のほか、故障発生時の修理等、航空自衛隊が自隊で行う整備

※2 補給処整備（外注）：航空自衛隊が自隊で整備不可能な場合、外注により企業で行う整備

T700エンジンの整備

本事業は、SH-60Kによる常続的監視等を安定的に行うため、耐用命数に到達したSH-60Jの用途廃止に伴い、同機体用T700-401Cエンジンから再利用可能な部品を取り外し、これをSH-60K用T700-401C2エンジンの製造及びオーバーホールに官給することで、効率的に当該エンジンを整備するものである。

現状・課題

我が国の安全保障環境が厳しさを増す中、周辺海空域における安全確保等は国民や社会のニーズである。その安全確保等のためにSH-60Kが必要であり、その可動状態を維持するためには本事業が不可欠である。SH-60J用エンジン部品であるHMU及びDECをSH-60Kに再搭載するための改修を実施することで、同部品を新規調達するコストに比してコスト抑制に努めてきたところである。

現行HMU及びDECは世界的にバージョンアップや更新等が行われており、新規製品に移行する事情から今後のT700エンジンの整備について検討を行った結果、令和5年度以降は新たなHMU及びDECの新規調達に切り替えることとしている。（現事業終了予定）

インプット (資源)

令和3年度
補正後予算額

SH-60K用エンジン（T7000-401C2）の整備

4.0億円

アクティビティ (活動)

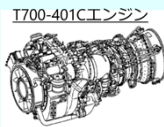
事業の内容

SH-60Jの用途廃止に伴い、同機体用T700-401Cエンジンから再利用可能な部品を取り外し、官給することで、効率的にSH-60K用T700-401C2エンジンを整備する。

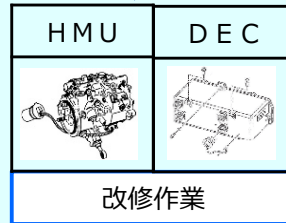
アウトプット (活動目標)

T700エンジンの整備

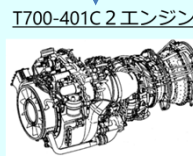
HMU及びDECを改修しSH-60K用エンジンに再利用



取り外し



再利用



アウトカム (成果目標)

SH-60Jの除籍に伴い、余剰となった同航空機のエンジンの部品を官給しており、価格低減を実現。

HMU：エンジン出力を調整する燃料制御装置

DEC：エンジンの制御を行う電子制御装置

SH-60K



アウトカム (成果目標)

初期アウトカム

中間・最終アウトカム

HMU及びDECの改修を通じてT700エンジンの整備を推進することでSH-60Kエンジンの長期的かつ安定的な供給を図る。

これまで効率的なT700エンジンの整備を推進してきたところであるが、現行HMU及びDECがバージョンアップや更新等が行われる事情を踏まえ、令和5年度以降、新規調達を推進する。

インパクト

(社会への影響)

【政策目標】

我が国自身の防衛体制の強化（領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項）

【施策目標】

従来の領域における能力の強化

我が国の安全保障環境が厳しさを増す中、周辺海空域の安全確保のために適切な維持整備を推進しSH-60Kの可動を維持することが重要

(参考資料 1)

平成 25 年 4 月 2 日策定
平成 26 年 3 月 14 日改正
平成 27 年 3 月 31 日改正
平成 28 年 3 月 29 日改正
平成 29 年 3 月 28 日改正
平成 30 年 3 月 28 日改正
平成 31 年 3 月 29 日改正
令和 2 年 3 月 27 日改正
令和 3 年 3 月 26 日改正
令和 4 年 3 月 25 日改正
行政改革推進会議

行政事業レビュー実施要領

目次

第1部 総論	3
1 基本的な考え方	3
2 体制整備	3
第2部 事業の点検等	5
1 レビューシート（行政事業点検票）の作成.....	5
2 外部有識者による点検	7
3 公開プロセス（各府省による公開事業点検）の実施	11
4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映	14
5 点検結果の公表等.....	15
6 新規事業及び新規要求事業の取扱い	15
第3部 基金の点検等	17
1 基金シート（基金点検票）について	17
2 地方公共団体等保有基金執行状況表について	20
3 出資状況表の作成・公表等.....	20
第4部 行政改革推進会議による検証等	22
1 行政改革推進会議による検証	22
2 秋の年次公開検証の実施	22
3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等	22
4 チーム責任者会合の開催	22
第5部 その他重要事項	23
1 優良な事業改善の取組の積極的な評価.....	23
2 その他重要事項	23

第1部 総論

1 基本的な考え方

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、各府省庁自らが、自律的に、概算要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組であり、いわば「行政事業総点検」ともいうべきもの。

レビューは、行政の無駄の削減はもとより、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効率的に国費を活用する観点から、毎年度、各府省庁自らが執行状況等を継続的に把握し、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを確立していくことが重要であることから、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施する。

2 体制整備

(1) 行政事業レビュー推進チーム

- ① 各府省庁は、以下の構成を基本とした「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、レビューの責任ある実施に取り組むこととする。

統括責任者：官房長（官房長の置かれていない省庁にあつては総括審議官等
同等クラス）

副統括責任者：会計課長及び政策評価担当課長（会計課長及び政策評価担当課長の置かれていない省庁にあつては同等クラス）

メンバー：各局総務課長等。その他、チームの果たすべき役割を踏まえ、地方支分部局等を含めた関係者が連携・協力できるよう各府省庁で適切に選任、参画させる。

なお、各府省庁の判断により、統括責任者、副統括責任者をより上位の職位の者とすることができる。その場合でも、官房長（官房長の置かれていない省庁にあつては総括審議官等同等クラス）、会計課長、政策評価担当課長はチームのメンバーとして参画するものとする。

- ② チームは、以下の取組を行うものとする。

【事業の点検等】

ア 事業所管部局による行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）

の適切な記入及び厳格な自己点検の指導

イ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

ウ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象と

なる事業の選定及び点検結果の聴取

エ ア、イ及びウを踏まえた事業の厳しい点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ

オ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検

カ 当該府省庁全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ

キ 行政改革推進会議による検証結果の以後の予算等への反映に係る指導

ク 優良事業改善事例の選定等

ケ 職員の資質向上に係る取組

【基金の点検等】

コ 基金所管部局による基金の適切な管理を確保するための以下の取組に関する指導

- ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の作成対象となる基金及び基金事業の正確な現況把握等
- ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の適切な作成及び公表
- ・ 基金の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備

サ 公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表の適切な作成・公表

シ 官民ファンド等の出資の所管部局による、出資状況表の作成対象となる出資の現況把握等及び同表の適切な作成・公表等の取組の指導

（2）行動計画の策定

① 各府省庁は、毎年度、原則4月中旬までに、現年度におけるレビューの行動計画を策定し、公表するものとする。

② 行動計画には、当該府省庁におけるレビューの取組体制、取組の進め方、スケジュール等を定めるものとする。特に、チームによる厳格な点検・指摘が確実に実施されるよう、チームの取組である（1）②ア～シについて、具体的な取組の内容やその取組の担当者をチームで決定し、それを行動計画に位置付けることとする。

（3）政策評価との連携・事務負担の軽減

政策評価の取組との連携・事務負担軽減を図るため、各府省庁は、チームと政策評価担当部局との連携による、レビューと政策評価の一体的な推進を図るものとする。

第2部 事業の点検等

1 レビューシート（行政事業点検票）の作成

（1）事業単位の整理

各府省庁は、別紙で対象外としている事業を除く全ての前年度の事業（同年度限りで終了した事業を含む。以下「前年度事業」という。）について、別途、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）が示す様式に従って点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。

事業単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配慮することとし、適切な事業単位を設定した上で、「1事業1シート」の原則にのっとりレビューシートを作成することとする。その際、当該事業の概算要求額が300億円を超える事業につき1シートにより作成する場合は、その理由及び国民への分かりやすさなどを担保するために行った作成上の工夫について説明することとする。

（2）レビューシートの作成主体

① レビューシートは、各府省庁の全事業を対象に予算の計上府省庁において、事業所管部局が事業単位ごとに、別途、事務局が示す様式に従って作成する。

なお、独立行政法人に対する運営費交付金に係る事業については、運営費交付金に係るレビューシートとは別に、勘定単位の財務諸表におけるセグメント単位ごとに、別途、事務局が示す様式に従ってセグメントシートを作成する。

② 移替経費については、原則として、予算の計上府省庁が、支出した府省庁の協力を得て、レビューシートの作成、事業の点検（公開プロセスを含む。）を行うこととする。

③ 当年度予算において予算の計上府省庁を変更した、又は翌年度予算概算要求において予算の計上府省庁を変更する予定の事業については、変更前の府省庁及び変更後の府省庁それぞれにおいて、レビューシートの作成を行うこととする。

（3）レビューシートの作成

レビューシートの作成に際しては、国民への説明として分かりやすさを保ちつつ、十分に理解を得られるような記載となるよう努めるとともに、以下の点に特に留意するものとする。

① 「事業概要」欄には、事業目的を達成する手段として、誰（何）を対象に、どのような手段・手法で事業を行うのかについて記載する。また、補助金の類については、補助率等を記載するとともに、補助メニュー等の概要についても記載することとする。

② 活動目標及び活動実績（アウトプット）については、必ず定量的に示すこととする。

- ③ 成果目標は事業の効果検証に極めて重要であることから、成果目標及び成果実績（アウトカム）の記載に際しては、以下によることとする。
- ア 活動指標と混同することなく、事業実施により実現しようとする国民の利便性向上などの目標を成果目標とすること。
 - イ 成果目標の設定に当たっては、上位政策・施策との整合性を確保するのみならず、事業実施から成果の発現に至る過程を段階的に設定するなど、成果実績の把握可能性についても十分考慮すること。
 - ウ 成果目標は指標を用いてできる限り定量的に示すこと。また、その根拠となる統計・データを示すこと。
 - エ 現年度から起算して、事業の目標最終年度が10年以上先である事業については、「中間目標」欄に向こう3年以内の目標を記載すること。設定が困難な場合は、その理由を記載すること。
- ④ 事業の性格等によって定量的な成果目標の設定が困難な場合には、以下によることとする。
- ア 定量的な成果目標の設定が困難な理由を記載した上で、定性的な目標を必ず記載すること。
 - イ 事業の妥当性を検証するための代替的な目標や指標（例：事業の効率性、コスト削減額など）をレビューシート上に設定すること。
- ⑤ 地球温暖化対策など政府内で横断的な指標を設定すべき分野に属する事業については、横断的指標を設定することとする。また、横断的指標に係る数値の計算等に当たっては、計算方法等の共通化に努めるものとする。
- ⑥ 政策評価及び経済・財政一体改革との連携については、以下のとおり記載することとする。
- ア レビューと政策評価の連携を確保するため、当該事業に関連する政策評価書のURL及び該当箇所を記載する。
 - イ レビューと経済・財政一体改革の連携を確保するため、「新経済・財政再生計画改革工程表 2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）のURL及び該当箇所を記載する。
- ⑦ 「関連事業」欄には、事業目的如何にかかわらず、事業の対象や態様において実施内容が類似していると受け止められる可能性のある事業について、その所管府省庁名、事業番号、事業名等を記載するとともに、当該事業と関連事業の役割分担の具体的な内容を記載する。この際、関連事業を可能な限り幅広い範囲で捉え、積極的に国民に対する説明責任を果たしていくものとする。
- ⑧ 予算に関する透明性を確保するため、予算の支出先やその費目・使途については、

十分な把握を行い、以下の点に留意して記載することとする。

ア 最終的な資金の受け手や予算の具体的な使途が分かるよう記載する。特に、補助金等の交付により造成された基金や交付金については、補助事業者のみならず間接補助事業者まで記載すること。

イ 入札等において一者応札・一者応募となった契約又は競争性のない随意契約に基づいて、前年度に、1者当たり10億円以上の支出を行った支出先（国庫債務負担行為等による場合は、契約総額が10億円以上となった契約先）については、その理由及び改善策を記載すること。

ウ レビューシートを活用する際の利便性向上を図る観点から、支出先の法人番号を記載すること。

⑨ 各府省庁は、レビューにおけるエビデンスに基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の議論に資するため、別途事務局が指示するところに従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。

⑩ 事業内容の理解に資する資料を適宜添付することは望ましい取組であるが、必要な情報を効率よく伝達するため資料の分量は最小限のものとする。

（4）事業所管部局による点検

事業所管部局は、予算の支出先、使途、成果・活動実績等を踏まえ、事業の厳しい点検を行い、その結果をレビューシートに分かりやすく記載する。その際、以下の点に特に留意するものとする。

- ・事業にどのような課題（会計検査院、総務省行政評価局や財務省予算執行調査による問題点の指摘等を含む。）があり、その課題に対してどのように対応していくのかといった点検の具体的な内容について、可能な限り具体的な説明を行うこと。
- ・事業の効果検証や妥当性の検証に当たっては、成果目標や代替的な目標に照らし、実績に基づいて定量的に行うこと。
- ・レビューシートには、事業所管部局による点検を行った結果として「評価」を記載することとされているが、「評価に関する説明」欄において、当該「評価」をどのような根拠に基づき行ったのか十分に説明すること。
- ・事業の効果や効率化がどの程度進んでいるかなど経年での変化についても記載すること。

2 外部有識者による点検

（1）外部有識者の選任

- ① 各府省庁は、外部有識者を複数名選任し、「そもそも国費投入の必要性はあるのか」、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」といった観点から、外部の視点を活用したレビューの実施に取り組むものとする。

その際、外部有識者による点検の対象事業の数に応じ、必要性・有効性・効率性の観点から、点検を十分に行うことが可能な数の外部有識者を確保することとする。

② 外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して選任するものとする。

ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者

イ 行政全般、個別の行政分野の在り方等に識見を有する者

ウ 独立行政法人や公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有する者

エ 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者

③ 外部有識者の選任や、(2)の行政事業レビュー外部有識者会合の意思決定等への関与に当たっては、特に利益相反が生じることのないよう留意する。このため、外部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間において点検対象事業に関係する審議会、検討会等（点検対象事業が審議対象に含まれる審議会、検討会等のみならず、それらの上位の審議会、検討会等を含む。）の委員、専門委員等になっていた者は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。

④ 各府省庁が選任する外部有識者が②及び③に照らして不相当であると認められる場合は、事務局は、各府省庁に対し、意見を述べることができる。

⑤ 各府省庁は、選任した外部有識者のリストを各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。

(2) 外部有識者会合

① 各府省庁は、(1)で選任した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）」を設置する。また、公開プロセス対象事業の選定に係る外部有識者会合の開催に当たっては、事務局が選定した公開プロセスに参加する外部有識者を加えた上で開催するものとする。

② 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、以下の取組を行うものとする。その際、チームは(1)①に掲げる外部有識者に期待される役割や事業を点検する上での留意点について、外部有識者に対し周知する。また、必要に応じ、事務局から外部有識者に対して当該留意点を説明する機会を設けるものとする。

ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整

イ 当該府省庁におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出

ウ 当該府省庁におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出（レビューシート最終公表後）

- ③ 各府省庁は、外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかに各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ④ 政策評価の取組との連携・事務負担軽減を図るため、各府省庁は、レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催など一体的な運用に努めるものとする。

(3) 対象事業の選定

- ① チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。
- ア 前年度に新規に開始したもの（前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものを含む。）
- イ 現年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの（類似事業を継続する場合に限る）
- ウ 前年度のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見（第4部の1）の対象となったもの
- エ その他、翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの
- なお、アに該当する事業のうち、前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものは翌年に点検を外部有識者に求めるものとする。

- ② チームは、①のほかに、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業（補正予算に計上された事業を含む。）の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、特に、

- ・現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
- ・前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業内容の大幅な見直しを検討している事業
- ・前年度の補正予算に計上された事業
- ・1（3）⑧イに該当する支出先又は契約先を含む事業
- ・事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断される事業

を重点的に選定する。

その際、客観性を向上させ、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を行うとともに、対象事業数に年ごとの偏りが生じないよう選定を行うこととする。

- ③ 外部有識者は、各府省庁が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることがで

きる。各府省庁は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。

- ④ 外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省庁は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。

（4）所見欄への記入

- ① チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの上記の欄に記入する。

この際、外部有識者による事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題についての提案等を記載するものとし、また、このような外部有識者による指摘・提案等が積極的に行われるよう、外部有識者会合を活用して周知を行うものとする。

- ② 外部有識者による点検の実効性と透明性を確保するため、外部有識者の所見を記入する際に、当該所見が事業の問題点に関する指摘を含まないものである場合は、点検を行った外部有識者の氏名を明記することとする。

（5）外部有識者への情報提供等

各府省庁は、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、外部有識者が上位の政策・施策に遡った点検を行うことができるよう、政策評価におけるデータ等も積極的に提供するものとする。

（6）外部有識者所見の取扱い

- ① 各府省庁は、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす必要がある。

- ② ①が徹底されるよう、次に掲げる取組を行うものとする。

ア チームは、自らの役割として、指摘を行った外部有識者と関係事業所管部局との調整を行う。

イ 関係事業所管部局は、外部有識者の所見を踏まえてどのように点検・改善を行ったのか、その調整過程について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」の欄に記載する。

（7）外部有識者による講評

各府省庁は、公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、各府省庁におけるレビューの取組全般について、外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、直接に講評を行う機会を設けなければならない。直接講評を行う外部有識者には、事務局が選定した外部有識者を必ず含むものとする。講評の場に出席できない外部有識者に対しては、書面等による講評を行う機会を与えるものとする。なお、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会及び原子力規制委員会においては、大臣、副大臣又は大臣政務官に代えて、各委員会の委員長（委員長に事故がある場合、各委員会があらかじめ定める委員長を代理する者を委員長とみなす。）に対して講評することができるものとする。

3 公開プロセス（各府省庁による公開事業点検）の実施

(1) 対象事業の選定

- ① チームは、2（3）の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するもののほか、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したものから公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開点検が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されることが重要であることから、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

また、外部有識者への候補事業の提示に当たっては、政策評価書等を活用して、所管事業全体の中で対象事業の位置づけを明示するとともに、その対象事業の中から候補事業を選定した理由、候補事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示するものとする。

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）

オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

- ② 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。

- ③ 公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額

が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省庁において、公開の場での外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合などは、この限りではない。

- ④ 各府省庁は、公開プロセス対象事業の数を当該府省庁の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1～2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、①の基準に該当する事業がないと考える府省庁は、公開プロセスの取扱いについて、事業単位を整理する段階で、事務局に事前に協議を行うものとする。
- ⑤ 公開プロセスに参加する外部有識者は、各府省庁が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省庁は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑥ 公開プロセスに参加する外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省庁は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。
- ⑦ 事務局は、各府省庁が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省庁に対し、対象事業を追加させることができる。

（2）外部有識者の選定方法

- ① 公開プロセスに参加する外部有識者は6名とし、各府省庁が3名を選定し、行政改革推進会議の意見を踏まえて事務局が3名を選定する。各府省庁は、外部有識者から取りまとめ役を指名する。
- ② 各府省庁においては、2（1）で選任した外部有識者が公開プロセスに参加することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、同じ基準で外部有識者を追加的に選任し、公開プロセスに参加させることができる。

（3）事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

各府省庁は、公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者から

資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、事務局は、公開プロセスの事前準備や当日の議事運営に関し留意しなければならない点を運営要領としてまとめ、各府省庁を通じ事前に公開プロセスの参加者に周知徹底するものとする。

(4) 公開プロセスの進め方

- ① 公開プロセスは、6月上旬から中旬までを目途に実施することを原則とする。
- ② 公開プロセスは、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。
- ③ 公開プロセスは、インターネット生中継により公開性を担保することを原則とし、傍聴も可能とするよう努めるものとする。特に、生中継を行わない場合には、必ず何らかの形で同時性を確保した公開を実施するものとする。
- ④ 公開プロセスの結果及び議事録は速やかに各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑤ 公開プロセスにおける点検・議論は、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すとの観点から熟議型により行うこととする。

外部有識者は、公開の場における事業所管部局との質疑及び意見交換を経た後、「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」の4つのいずれかに投票することとする。それぞれの選択肢の基本的な考え方は以下のとおり。

なお、選択肢について、外部有識者によって受け止め方が異なることのないよう、チームは、外部有識者会合の場などを活用し、外部有識者間で事前に認識を共有するものとする。

 - ・ 廃止：「事業目的に重大な問題がある」、「地方自治体や民間等に委ねるべき」、「効果が見込めない事業内容や実施方法となっている」などの状況にあり、事業の存続自体に問題があると考えられる場合
 - ・ 事業全体の抜本的な改善：事業の存続自体を問題とするまでには至らないが、事業全体として「事業内容が事業目的の達成手段として有効でない」、「資金が効率的に使われていない」、「効果が薄い」など、十分に効果的・効率的な事業となっておらず、事業内容を大幅かつ抜本的に見直すべきと考えられる場合
 - ・ 事業内容の一部改善：より効果的・効率的な事業とするため、事業の中の一部のメニューの改廃、事業実施方法や執行方法の一部の改善等によって、事業内容の一部を見直すべきと考えられる場合

・現状通り：特段見直す点が認められない場合等

⑥ 取りまとめ役は、票数の分布、外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を総合的に勘案して、評価結果及び取りまとめコメントの案を提示する。外部有識者は、提示された評価結果及び取りまとめコメントの案に対し意見を述べることとし、それらの意見を踏まえ、取りまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表するものとする。

評価結果は、外部有識者の評価において最も票数が多い選択肢を基本とし、票数が分散した場合等には、時間を延長して外部有識者間で議論し、一つの結論を出すことを目指すものとする。

⑦ また、他の事業の徹底した見直しを通じて財源を捻出することを前提として、「伸ばすべきものは伸ばす」との観点から、⑤の選択肢の中から評価結果を確定させた上で、対象事業を強力に推進する旨の意見を取りまとめコメントに反映することも可能とする。

⑧ チームは、公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントを、レビューシート of 所定の欄に記入するものとする。

(5) 結果の取扱い

評価結果及び取りまとめコメントは、事業見直しの方向性や見直しの内容を外部の視点から提示するものであって、概算要求に当たっての各府省庁の判断を示すものではない。しかしながら、公開の場での議論の結果であることを踏まえ、各府省庁は概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合は、十分な説明責任を果たす必要がある。

4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

(1) 点検を行う体制

点検を行う事業の数が数百にも及ぶような府省庁においては、事業の十分な点検を行う観点から、チームの下に複数のワーキングチームを設け分担して点検を行うなど、厳正な点検を効率的に行える体制を整備するものとする。

(2) 所見欄への記入

チームは、点検結果を所見としてレビューシート of 所定の欄に記入するものとする。この場合、3（4）⑤に定義されている「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」との評価結果を明記した上で、具体的な所見を記入するものとする。

(3) 概算要求等への反映

各府省庁は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に的確に反映するものとする。この際、国民への説明責任を果たす観点から、チーム所見を踏まえてどのように点検を行ったのか、どのように改善を行ったのかなど、その反映状況等について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」の欄に分かりやすく記述するものとする。

なお、改善点・反映状況が、外部有識者の所見や公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントと異なる内容となる場合には、その理由を具体的に記載することとする。

5 点検結果の公表等

(1) レビューシートの公表

各府省庁は、事業の目的、事業概要、各年度の執行額、成果目標、事業所管部局による点検結果、資金の流れ、費目・使途、支出先上位 10 者リスト、チームの所見と所見を踏まえた事業の改善点、翌年度予算概算要求における要求額等を記入したレビューシートを、翌年度予算概算要求の提出期限後 1 週間以内に公表するものとする。この際、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

各府省庁は、レビューにおける EBPM の議論に資するため、別途事務局が指示するところに従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。

(2) 概算要求への反映状況の公表

各府省庁は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、別途、事務局が示す様式に記入の上、翌年度予算概算要求の提出期限後 1 週間以内に公表するものとする。

6 新規事業及び新規要求事業の取扱い

(1) レビューシートの作成、公表

① 事業所管部局は、前年度事業のほか、

- ・現年度に新規に開始した事業（以下「新規事業」という。）
- ・翌年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）

についても、レビューシートを作成する。

当該レビューシートには、事業の目的、概要、成果目標・成果実績、活動目標・活動実績、単位当たりコストなど記入可能な事項を記入する。

② 各府省庁は

- ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
- ・新規要求事業については、翌年度予算概算要求の提出期限後 2 週間以内に、公表を行う。

なお、新規事業は、前年度事業と同時期に、別途、事務局が示す様式に従って事業単位を整理するものとする。

③ 各府省庁は、レビューにおける EBPM の議論に資するため、新規事業及び新規要求

事業についても、別途事務局が指示するところに従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。

(2) チームによる点検及び概算要求等への反映

- ① チームは、新規事業及び新規要求事業について、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、計画が適切に立てられているか、資金が効率的、効果的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行うほか、十分な情報の開示など透明性が確保されているか等について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に具体的に記入する。
- ② 各府省庁は、チームの所見を概算要求や予算執行等に的確に反映することとする。
- ③ 各府省庁は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、別途、事務局が示す様式に記入の上、
 - ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
 - ・新規要求事業については翌年度予算概算要求の提出期限後 2 週間以内に、それぞれ公表するものとする。

第3部 基金の点検等

各府省庁は、基金について、毎年度、以下の取組を通じ透明性を確保するとともに、余剰資金の有無等に係る厳格な点検を行うものとする。また、各府省庁は、国からの出資により事業を実施している場合には、毎年度、執行状況等を分かりやすい形で公表するものとする。

1 基金シート（基金点検票）について

(1) 基金シート等の作成、公表

各府省庁は、基金のうち、公益法人等に造成された基金について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、基金シート及び公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、基金シート及び「一覧表」を公表するものとする。

なお、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）に基づく見直しの状況等については、基金シートにおいて明示するものとする。

(2) 基金シートの作成対象となる基金

基金シートの作成の対象となる基金は、次の①～④の全ての条件に該当するものとする（2(1)～(4)により地方公共団体等保有基金執行状況表を作成、公表している基金を除く。）。

① 造成の原資

国から交付された資金（補助金・交付金・貸付金・拠出金等）の名称や資金の交付方法（直接交付・間接交付）の別を問わず、国から交付された資金（地方交付税交付金を除く。）の全部又は一部を原資として造成したものであること。

② 資金の保有期間等

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。なお、保有される資金の名称（〇〇積立金、〇〇勘定、〇〇資金等）の如何は問わない。

ア 国から資金の交付を受けた年度内に当該資金の全額を支出せず、次年度以降にかけて支出することを目的として保有されているもの（独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「独立行政法人等」という。）に係る運営費交付金債務を除く。）。

イ 上記目的の如何にかかわらず、2年を超えて資金が保有されているもの。

ウ 資金の保有の有無にかかわらず、貸付等（出資を含む。以下同じ。）の事業を実施するもののうち、返済等を原資として複数年度にわたり再度又は繰り返して貸付等を行うもの。

③ 基金残高

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。

- ア 前年度末に基金残高を有するもの(既に廃止が決定されたが国庫返納をせず残高を有しているものを含む。)
- イ 基金を用いて行う事業(以下「基金事業」という。)の終了や国庫返納等に伴い前年度中に基金残高が無くなったもの(新規募集の終了後、補助事業者の成果報告や財産処分等の完了後の事務処理など後年度において費用が発生する事務のみを実施するもの等を含む。)
- ウ 前年度末に基金残高を有していないが、基金を原資とする貸付等の残高を有するもの。

④ 基金の造成法人等

国から直接交付又は間接交付された資金により次に掲げる法人等に造成したものであること。

- ・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

(3) 基金シートの担当府省庁

基金シートの作成・公表の担当府省庁は、次のとおりとする。

- ① 基金の造成に充てられた資金を予算計上した府省庁が、当該基金の基金シートの作成・公表等を行う。また、複数の府省庁において、同一の基金事業に係る資金が予算計上されている場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ基金シートを公表する。
- ② 復興庁で計上した予算について、各府省庁からの資金交付により、基金が造成された場合は、各府省庁の協力を得て、復興庁において取りまとめて公表する。他の移替経費についても予算を計上した府省庁が取りまとめて公表する。

(4) 基金シート等の公表の時期等

① 公表時期

各府省庁において作成した基金シートについて、9月末を目途に公表を行う。また、「一覧表」は基金シートの公表と併せて公表する。

② 公表単位

- ・基金事業別に基金シートを作成するものとする。なお、基金事業の単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや余剰資金の有無の検証可能性等に配慮し、適切な基金事業の単位を設定するものとする。
- ・公表に当たっては、基金と基金事業との対応が明確になるよう同じ基金で実施している基金事業をまとめて掲載するなど、一覧性に配慮するものとする。

(5) 基金シートを通じた基金の点検等

各府省庁における基金シートを通じた基金の点検に当たっては、「基金基準」及び「基金の再点検について」（令和3年12月9日行政改革推進会議取りまとめ）を踏まえ、以下のとおり厳格に点検を実施し、余剰資金について国庫返納を行うものとする。

① 基金の点検等

ア 「保有割合」の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠くことがないように過去の執行実績や具体的な需要等を基に、精度の高い事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

イ 将来に発生し得る損失への備えを目的とした事業については、当該事業で備えるべき損失の範囲（対象とする期間や、経費の内容等）を明確にした上で、当該損失に応じた合理性ある事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

ウ 執行促進を目的として事業執行期間中に行う条件緩和や制度拡充には厳格に対応し、原則として余剰資金を国庫返納させるとともに、終了期限の延長についても、同様に厳格に対応する。

エ 個別具体の事業を基金方式により実施することの必要性については、個々の事業の性質に応じて適切に判断する。特に、以下の3類型に該当しない事業については、基金方式によることなく実施できないか真摯に検討する。

- ・不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ・資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
- ・事業の進捗が他の事業の進捗に依存する事業

オ 需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業は、意義や有効性に問題があると考えられる。レビューシートや基金シートにおける成果目標の達成状況などを踏まえ、廃止を含め基金事業の在り方について検討する。

② 基金の設置法人等の適格性の点検

基金を造成する法人等の適格性を担保する観点からチームは、基金の設置法人等の選定について以下のとおり点検を行うものとする。

ア 基金を新設した場合における基金の設置法人等の申請条件や審査項目、選定経緯について、他事業に比べて過度に制限的になっていないか、事業執行能力の審査が適切に実施されているか等の観点から点検する。

イ 既設の基金について、基金の大幅な積み増しにより事業量が拡大した場合や所期の円滑な業務運営が実現しない場合等必要に応じ基金の設置法人等の適格性を点検する。

③ 基金への拠出時期・額の適切性の点検

基金の効率的な活用を図るため、基金へ拠出を行う場合、基金への拠出時期及び額が、事業の性質に応じて年度当初の一括交付が必要であったか、基金事業の実施状況に応じたものとなっているかについて基金シートにおいて明らかにする。

2 地方公共団体等保有基金執行状況表について

(1) 地方公共団体等保有基金執行状況表の作成、公表

各府省庁は、地方公共団体等に造成された基金（以下「地方公共団体等基金」という。）について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、地方公共団体等保有基金執行状況表（以下「執行状況表」という。）を作成し、公表するものとする。

(2) 執行状況表の作成対象となる基金

執行状況表の作成の対象となる基金は、1（2）①～③に定める条件及び次の基金の造成団体等に係る条件の全てに該当するものとする。

・基金の造成団体等

次のア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 国から直接交付又は間接交付された資金を原資として基金を造成した地方公共団体

イ 国から資金交付を受けた地方公共団体から間接交付された資金を原資として基金を造成した次に掲げる法人等

・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

(3) 執行状況表の担当府省庁

執行状況表の作成・公表の担当府省庁は、1（3）のとおりとする。

(4) 執行状況表の公表の時期等

① 公表時期

各府省庁において作成した執行状況表について、9月末を目途に公表を行う。

② 公表単位

執行状況表のうち、総括表は基金の造成原資別とし、個別表については基金の造成団体等別とする。

(5) 地方公共団体等基金の精査等

各府省庁は、地方公共団体等基金について、地方公共団体の事務負担に留意しつつ、1（5）を踏まえて精査を行い、余剰資金があれば、地方公共団体に国庫納付を促すものとする。

3 出資状況表の作成・公表等

(1) 出資状況表の担当府省庁

国から出資を受けた法人等を所管する府省庁が出資状況表の作成・公表を行うものとする。また、複数の府省庁により同一の法人等を共管している場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ出資状況表において公表する。

(2) 出資状況表の作成・公表

各府省庁は、別途事務局が定める様式等により、出資状況表を作成し、9月末を目途に公表を行うものとする。

第4部 行政改革推進会議による検証等

1 行政改革推進会議による検証

行政改革推進会議は、各府省庁の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか、公表内容が十分なものとなっているか等について検証を行い、必要に応じ、検証の結果が予算編成過程、制度改正等で活用されるよう意見を提出するものとする。

2 秋の年次公開検証の実施

レビューシートの公表後に、秋の年次公開検証（以下「秋のレビュー」という。）を実施する。また、公開性を担保するほか、公開方法の充実や双方向性の確保などにより、国民の関心を高めるものとする。

各府省庁は、秋のレビューにおける指摘事項を、以後の予算等に適切に反映することとする。

3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等

(1) 各府省庁は、行政改革推進会議からの求めに応じ、レビューの取組に係る報告等を行うものとする。

(2) 事務局は、1及び2の意見等に対する各府省庁の対応状況について、適時にフォローアップを行い、その結果を行政改革推進会議に報告するものとする。

4 チーム責任者会合の開催

各府省庁のレビューの取組の改善につなげるため、チームの責任者を集めた会合を必要に応じ行うものとする。

第5部 その他重要事項

1 優良な事業改善の取組の積極的な評価

(1) 各府省庁による自主的な事業改善の取組の評価

- ① 各府省庁において、チームは、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に評価するとともに、府省庁内に普及させていくものとする。

なお、優良事業改善事例については、翌年度予算概算要求までを目途にレビューシートとともに評価内容等を各府省庁のホームページにおいて公表することとする。

- ② 自主的な事業改善の取組については、レビューシートの「事業所管部局による点検・改善」の「点検・改善結果」欄に、その具体的内容を記載するものとする。

- ③ 優良事業改善事例の選定に当たっては、次の観点を考慮するものとする。

ア 事業効果や執行実態を把握・分析した上で、事業内容や執行上の課題が的確に抽出されていること。

イ 事業内容について、課題を踏まえた有効な改善がなされていること。

ウ 事業改善の取組において、独創性や創意工夫が発揮されていること。

エ グッドプラクティスとして共有可能な汎用性のある取組であること。

(2) 優良事業改善事例等を参考とした積極的な事業改善

各府省庁は、優良事業改善事例を参考として、積極的な事業改善に努めるものとする。

2 その他重要事項

(1) 国民へのレビューの周知広報等

- ① 事務局は、公表されたレビューシートや基金シートを元に、レビューに関する国民からの意見募集を行い、結果を各府省庁に伝達するとともに、行政改革推進会議による検証等に活用するものとする。

- ② 事務局は、データの集計や府省庁横断的な分析・検証に資するよう、レビューシートの主要事項についてデータベースを作成・公表し、主要政策・施策及び主要経費別の表示も可能とする等、国民による利活用の促進を図るものとする。

- ③ 事務局は、レビューの取組が広く国民に知られるよう、これらの取組を通じ、効果的・効率的な周知・広報に努める。

(2) 人事評価への反映

各府省庁は、優良事業改善事例を始め、レビューの取組を通じ、職員が厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った場合、当該職員の人事評価に適切に反映されるよう努めるものとする。

(3) 職員の資質向上等

- ① 予算に対する公務員の意識改革や政策立案能力の底上げを図る観点から、レビューを活用した若手職員の研修を充実させるものとする。
- ② チームは、レビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、研修等を活用して、職員に対して指導を行うものとする。なお、指導の際には、レビューシート各記載項目の趣旨を的確に捉えて作成されており、国民の目から見て分かりやすい記述と評価できるレビューシートを例として用いるものとする。

(4) その他レビューの実施に必要な事項

事務局は、レビューの適切な実施のために必要と認めるときは、各府省庁に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。各府省庁は、事務局から求めがあった場合には、適切に対応するものとする。

本実施要領のほか、レビューの実施に必要な事項は、事務局から随時提示し、各府省庁においては、事務局と調整しながらレビューを実施するものとする。

行政改革推進会議は、本実施要領や事務局から提示された事項に則してレビューを行っていない府省庁があると認める場合は、必要な改善が行われるよう意見を提出するものとする。

(別紙)

行政事業レビューにおける点検の対象外の事業について

以下の事業については、行政事業レビューにおける点検の対象外とする。

① 個別事業と直接関連づけることが困難な共通経費

- ・ 人件費（定員管理している国家公務員に限る。）
- ・ 各府省庁の事務的経費（「(項) ○○府省庁共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上・執行している分に限る。）

※ 類似経費として取り扱うものの参考基準については参考参照

② 国債費、地方交付税交付金

③ そのほか、別表の対象目整理表で対象外としているもの。

(参考)

類似経費として取り扱うものの参考基準

- 1 名称が「〇〇府省庁共通経費」ではないが、一般行政経費として扱っているもの。
例：〇〇庁共通費（〇〇庁一般行政に必要な経費）
- 2 共通経費に計上していないが、一般行政経費として取り扱っているもの。
例：〇〇〇〇総合研究所（〇〇〇〇総合研究所に必要な経費）
〇〇業務費（〇〇大学校に必要な経費）
- 3 特別会計の業務（事務）取扱費（業務（事務）取扱いに必要な経費）
- 4 共通経費に計上しているが、一般行政経費として扱っていないもののうち、
 - ① 法令に基づき設置されている審議会の経費
 - ② 職員に直接支出する旅費のみで構成されている事業
- 5 予算上、個別事業と関連づけできるため共通経費以外の（項）に計上している事務的経費で、正規職員が直接費消する旅費や備品、消耗品等の庁費のみで構成されている事業（庁費であっても、調査研究等外部に発注し行うような経費は、類似経費には該当しない。）。

注）これらの経費について、各府省庁の判断で、行政事業レビューにおける点検対象とすることを妨げるものではない。

(別表)

対象目整理表

目番号	目	対象／非対象	備考
01	議員歳費	×	立法府経費のため
02	職員基本給	○	定員管理している国家公務員に係る人件費のみ対象外
03	職員諸手当	○	〃
04	超過勤務手当	○	〃
05	諸手当	○	
06	雑給与	○	
07	報償費	×	現在用途を明らかにしているものは対象
08	旅費	○	
09	庁費	○	
10	原材料費	○	
11	立法事務費	×	立法府経費のため
12	議員調査研究費	—	該当なし
13	渡切費	—	該当なし
14	委託費	○	
15	施設費	○	
16	補助金の類	○	
17	交際費	○	
18	賠償償還及び払戻金	○	
19	保証金	×	訟務関係のため
20	補償金	○	
21	年金及恩給	○	
22	他会計へ繰入	×	繰入れ先の支出目で対象か否か判断
23	貸付金	○	
24	出資金	○	
25	供託金利子	×	訟務関係のため
00	公共事業関係費の目	○	
	その他（予備費）	×	使用時は支出目で対象か否か判断

注)「○」は対象であることを、「×」は非対象であることを意味する。

また、「(項) ○○府省庁共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上しているものは対象から除く。

公開プロセスに参加する外部有識者への留意事項

- 行政事業レビューは、行政の無駄の削減はもとより、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現することを主な目的として実施。

- このため、公開プロセスを事業の効果的、効率的な実施に向けた議論の場とすべく、御参加頂く外部有識者の方々には、
 - ・「ここが悪かったのではないか」「ここに責任があるのではないか」といった何かを責めるのではなく、
 - ・構造的な問題を明らかにし、「こうすれば良いのではないか」「こんなやり方もあるのではないか」といった前向きで建設的な御意見・御提案を頂くようお願いしたい。